



MINAMICHITA

第6次南知多町総合計画

後期計画

太陽と海と緑豊かなまちづくり
～人と自然！みんなの汗で光るまち～

2016 ～ 2020

南知多町

ごあいさつ

南知多町では「太陽と海と緑豊かなまちづくり」を基本理念に、「人と自然！みんなの汗で光るまち」を将来イメージとして、平成22年度から平成32年度までの11年間を計画期間とする「第6次南知多町総合計画」が策定されておりました。中間年に重点プロジェクト及び分野別計画を見直し、後期計画として策定いたしました。

「産業の活性化と雇用の確保」「移住・交流の促進」「結婚・出産・子育ての支援」「安全安心・地域課題の解決」を重点プロジェクトに位置づけ、各種の施策に取り組んでまいりますので、町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。



南知多町長

石黒和孝

第6次南知多町総合計画 後期計画 目次

内容

第1章 計画策定の趣旨	1
1 総合計画の意義	1
2 後期計画策定の趣旨	1
第2章 計画の構成・期間	2
1 基本構想	2
2 基本計画	3
3 実施計画	3
4 計画期間	3
5 施策体系	4
第3章 人口ビジョン	5
1 人口の推移	5
2 年齢階層別人口	5
3 交流人口	6
4 出生率と出生数の推移	6
5 人口の将来展望	7
第4章 重点プロジェクト	8
1 重点プロジェクトの考え方	8
2 重点プロジェクト① 産業の活性化と雇用の確保	9
3 重点プロジェクト② 移住・交流の促進	10
4 重点プロジェクト③ 結婚・出産・子育ての支援	11
5 重点プロジェクト④ 安全安心・地域課題の解決	12
第5章 分野別計画	13

1	住みよい暮らしを支えるまちづくり	13
①	土地利用.....	13
②	都市計画.....	16
③	道路・交通.....	17
④	港湾・漁港・海岸.....	19
⑤	水道.....	22
⑥	下水・排水.....	24
2	快適で安全なまちづくり.....	25
①	生活環境.....	25
②	環境・衛生.....	28
③	消防・防災.....	33
④	交通安全・防犯.....	37
3	いきいきと暮らせる健康・福祉のまちづくり.....	39
①	保健・医療.....	39
②	福祉.....	44
③	社会保障.....	50
4	活力をともに生みだすまちづくり.....	55
①	農業.....	55
②	水産業.....	60
③	商工業.....	64
④	観光.....	68
5	心豊かな人を育むまちづくり.....	71
①	学校教育.....	71
②	生涯学習.....	76
③	生涯スポーツ.....	80
④	文化・芸術.....	82
6	住民と行政の協働によるまちづくり.....	85
①	協働と連携.....	85
②	男女共同参画.....	87
③	交流活動.....	89
④	情報.....	91
⑤	行財政運営.....	94
⑥	広域行政.....	97
第6章	計画の実現に向けて.....	98
1	計画の推進体制.....	98
2	計画の進行管理.....	98

第1章	計画策定の趣旨
1	総合計画の意義

(1) まちづくりの最上位計画

総合計画は、本町におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画であり、行政内部はもとより、町民に対してまちづくりの目標とその実現方法を示す計画として位置づけます。

したがって、各種個別計画の策定に当たっては、その方向性や施策について総合計画との整合性を図ることが必要となります。

(2) 総合的、計画的行政運営の指針

総合計画は、まちづくりの総合分野を守備範囲とするものであり、長期展望に立った総合的、計画的な行政運営の指針と位置づけます。

(3) 町民・民間活動の指針

総合計画は、行政運営のみならず、町民や団体などの民間活動の指針として重要視されており、町民によるまちづくりの参画方法や活動方向を明らかにしていきます。

(4) 国・愛知県などに本町のまちづくりの方向性を示す計画

総合計画は、本町のまちづくりの意志を表現する媒体であり、地方自治の精神からも国・愛知県などの施策にも影響を与える計画となります。

特に近年は地方分権の進展と共に、個々の市町村の主体性や独自性が求められており、国・愛知県などの計画と整合性を図りつつも、本町の特性を活かしたまちづくりの方向性を明らかにしていきます。

2	後期計画策定の趣旨
----------	------------------

この計画は総合計画の基本的な考え方である基本構想を継承しつつ、以下の社会情勢の変化や新たな課題に対応するため重点プロジェクト及び分野別計画（基本計画）を見直し、第6次総合計画の後期計画として位置づけるものです。

- 東日本大震災の発生と地域強靱化の取組み
- 地方創生の取組み
- 人口推移の長期的展望の必要性

第2章 計画の構成・期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、それぞれの計画で示す項目や計画の期間は以下のとおりとします。

1 基本構想

基本構想は、南知多町を取り巻く社会動向や地域の概要・課題などを踏まえ、今後の目指すべき将来都市像やまちづくりの目標と、それに向けた政策展開について基本的な考え方を示します。

※後期計画では第6次南知多町総合計画の基本構想を引き継ぎます。

基本理念

太陽と海と緑豊かなまちづくり

- ◆**太陽**：人々の営みによって守られてきた地域資源（産物・環境・人）を活かした観光まちづくりを進め、町民と行政が元気にいきいきと輝き続けるまちをめざす。
- ◆**海**：海や半島、島、美しい海岸を保全し、それらを生かした水産業や交流などが盛んなまちをめざす。
- ◆**緑**：農地や里山などを保全・活用した魅力的な居住環境を形成しながら、豊かな自然環境を生かした農業や交流などが盛んなまちをめざす。

将来イメージ

人と自然！ みんなの汗で光るまち

- 人**：南知多町にかかわるすべての人
- 自然**：南知多町の魅力である海、里山、海岸、農漁業、食など
- みんなの汗**：住民と行政が力を合わせ、協働と連携により、自立した社会に向けて取り組むこと
- 光る**：人、自然、歴史文化などの地域資源を最大限に磨き上げ、魅力が高まること、観光の振興を図ること

基本目標

住みよい暮らしを支えるまちづくり
快適で安全なまちづくり
いきいきと暮らせる健康・福祉のまちづくり
活力をともに生みだすまちづくり
心豊かな人を育むまちづくり
住民と行政の協働によるまちづくり

2 基本計画

基本計画は、基本構想に示したまちづくりの目標を実現するための基本的施策等を示します。後期計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

<構成要素>

- 施策展開における現状と課題
- 施策の基本方向（基本方針）
- 施策の体系
- 主要施策
- 施策の目標と成果指標

3 実施計画

実施計画は、基本計画に示された基本的施策を具現化するために必要な事業等を示します。計画の期間は3年とし、事業の評価結果や財政状況等を踏まえ毎年ローリングにより策定します。

<構成要素>

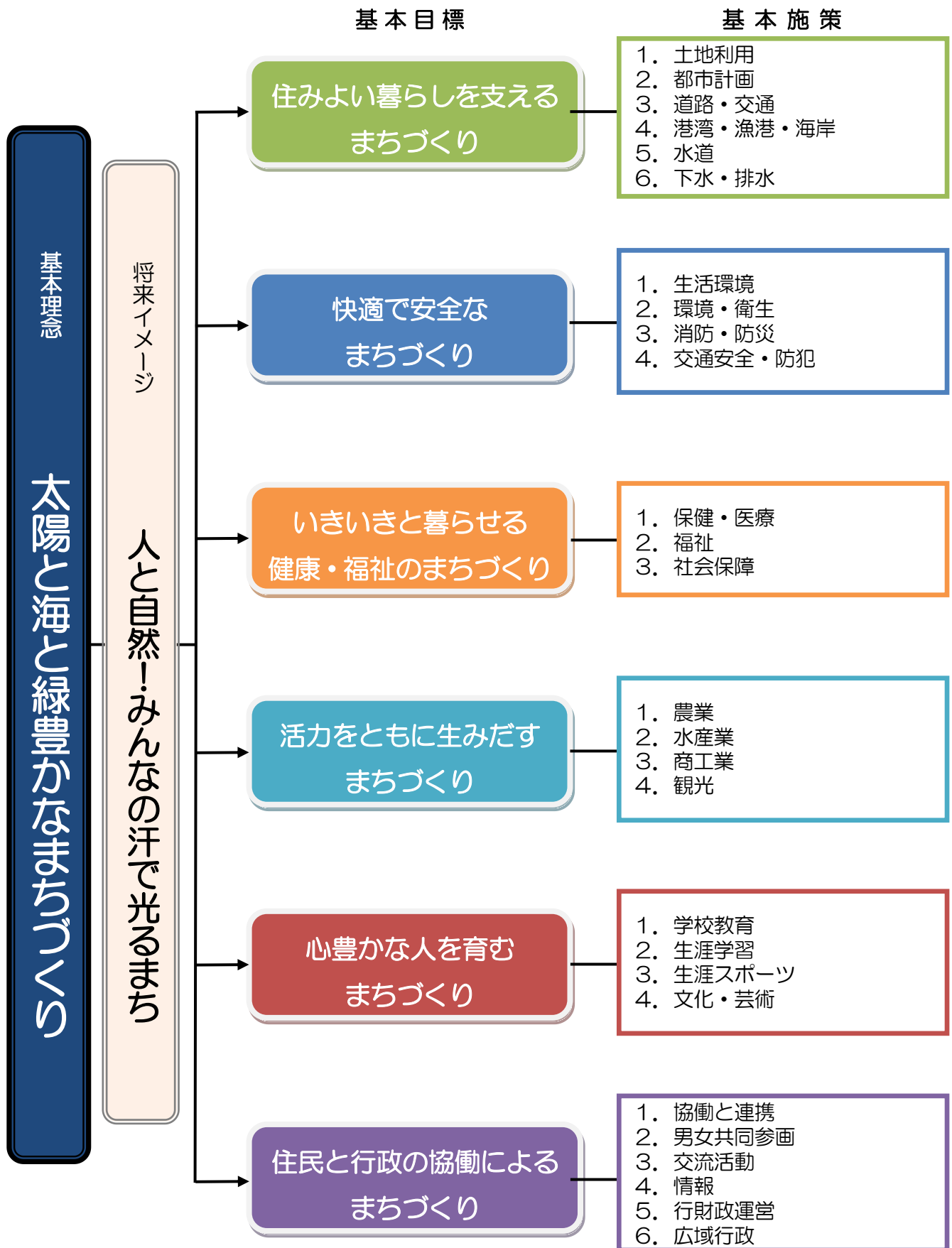
- 施策を具現化するための事業の概要
- 事業実施年度
- 年度別事業費の内訳

4 計画期間

第6次南知多町総合計画 目標年次 平成32年度
基本計画期間 平成22年度～平成32年度（11年間）
後期計画：平成28年度～平成32年度（5年間）

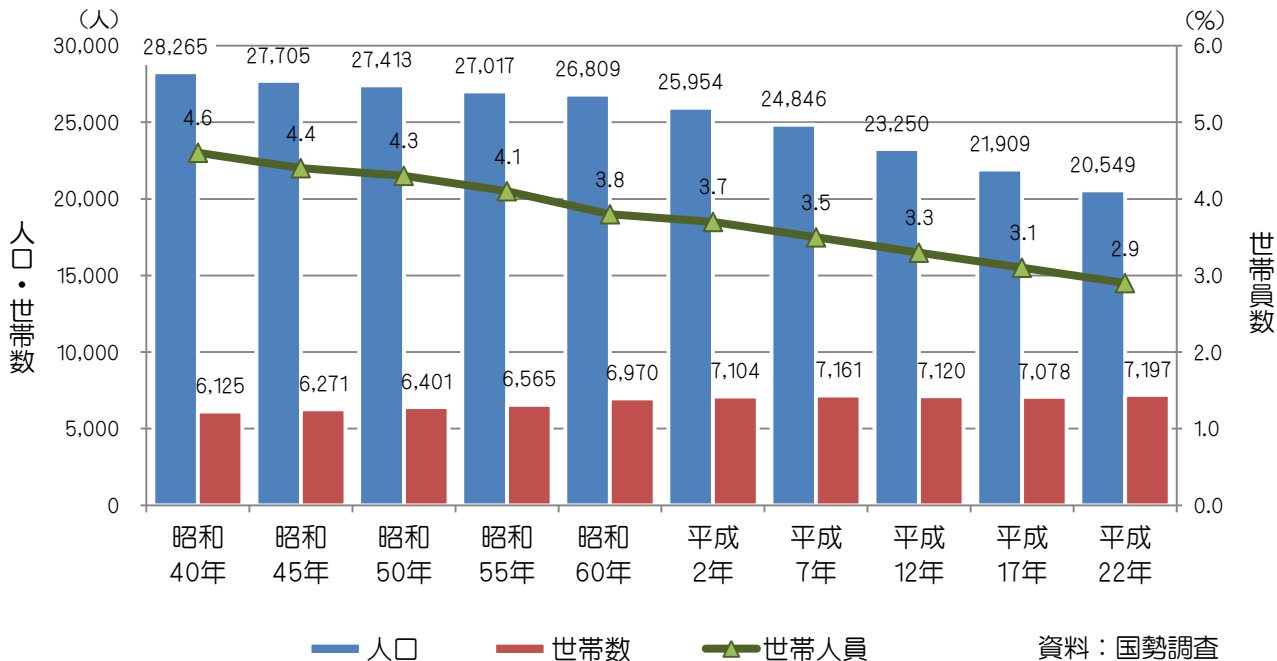


町キャラクター
ミーナ (MIENA)

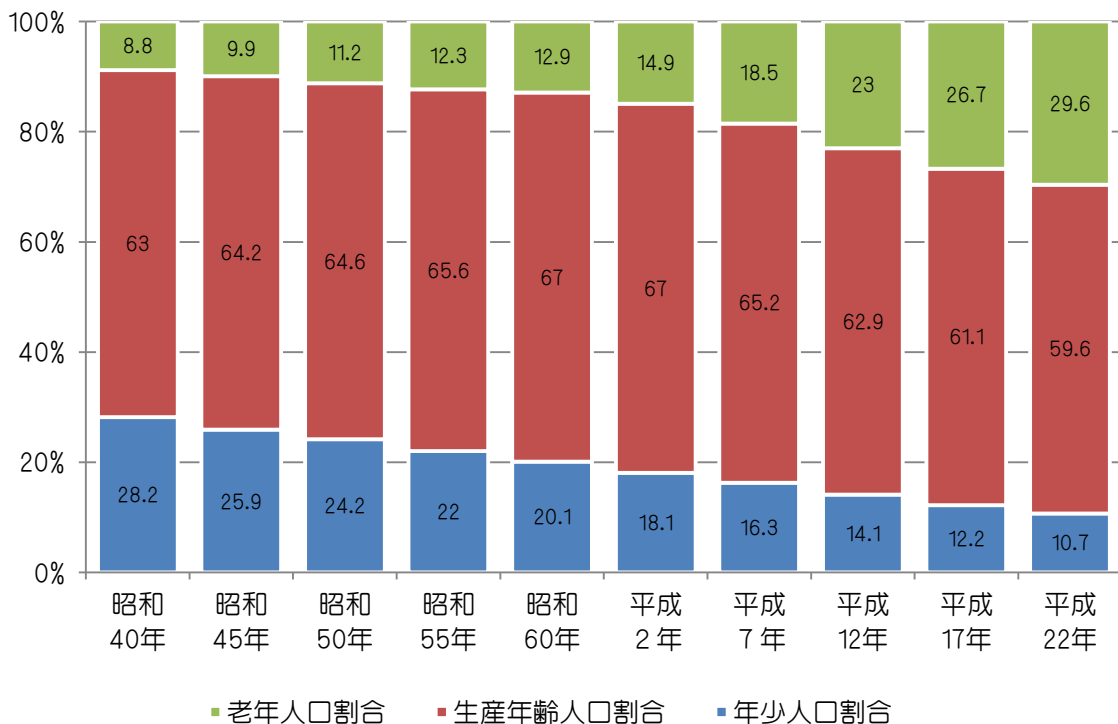


第3章 人口ビジョン
1 人口の推移

少子高齢化、人口減少が進展し、（平成 17 年人口 21,909 人、高齢化率 26.7%）地域の活力が減退しています。



2 年齢階層別人口



3 交流人口

交流人口とは、簡単にいえば、外部からある地域に何らかの目的で訪れる人口（いわゆるビジター）のことである。これは、定住人口に対する概念だともいえる。ここでいう訪問の理由とは、観光、通勤・通学、ショッピング、レジャー、スポーツ、アミューズメントなど幅広い訪問動機を含み、特定の内容に限定する必要はないが、大きくは観光目的かビジネス目的で訪れる者に分けることができる。

地区別観光客数の推移（単位：千人）

年	内海	豊浜	師崎	篠島	日間賀島	計
平成元	2,300	1,039	1,686	389	414	5,828
5	1,715	1,173	1,468	312	325	4,993
10	1,680	766	1,245	286	293	4,270
15	1,265	995	1,121	251	272	3,904
20	1,154	1,010	1,200	236	287	3,887
25	1,130	922	1,186	221	264	3,723

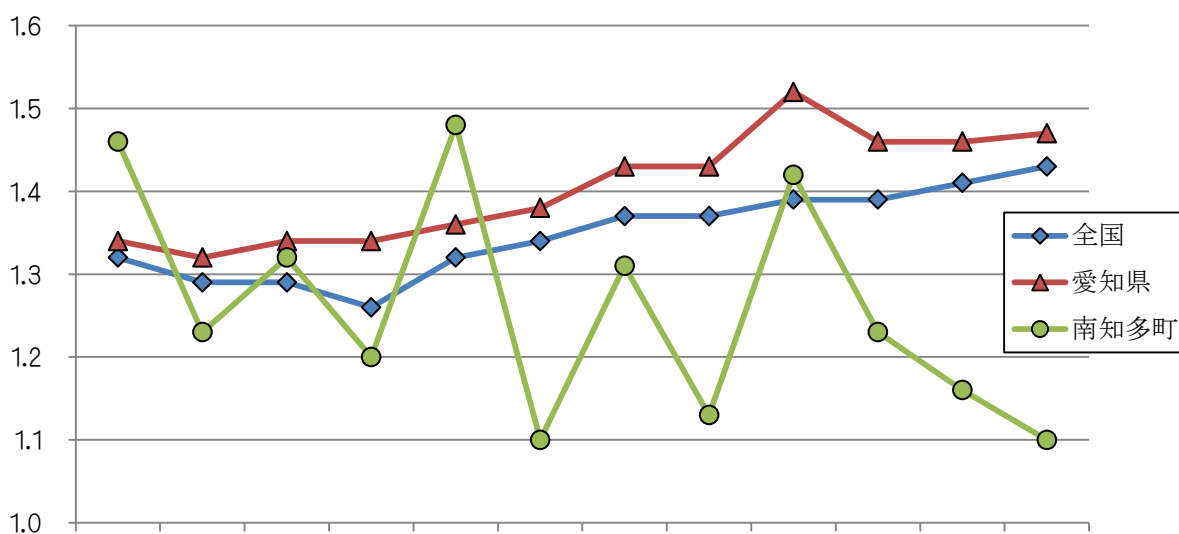
4 出生率と出生数の推移

(1) 合計特殊出生率の推移

- 合計特殊出生率については、2.07が人口維持の目安になっているが、全国、愛知県と比較しても低い水準で推移しており、平成25年では1.10となっている。

合計特殊出生率の推移

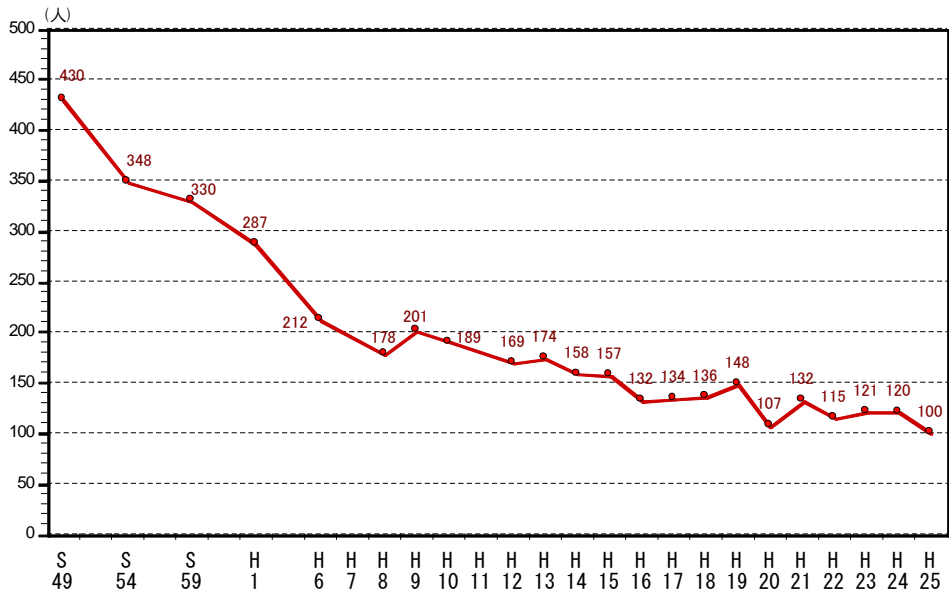
（全国：厚労省 人口動態統計、愛知県：愛知県統計年鑑、南知多町：愛知県衛生年報・国勢調査および愛知県人口動態調査女性人口※各年10月1日現在で算出）



	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
全国	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43
愛知県	1.34	1.32	1.34	1.34	1.36	1.38	1.43	1.43	1.52	1.46	1.46	1.47
南知多町	1.46	1.23	1.32	1.20	1.48	1.10	1.31	1.13	1.42	1.23	1.16	1.10

(2) 出生数の推移

(出典「愛知統計年鑑」：住民基本台帳人口 日本人、S54 は愛知県住民異動調査 各年3月31日※S49,S54のみ12月31日)



5

人口の将来展望

「社人研の推計ベース」

- 国立社会保障・人口問題研究所の推計をベースに2100年までの推計を行いました。その結果、2060年には人口が8,032人、2100年には人口が2,778人まで減少します。

「出生率上昇+社会増減ゼロによる推計」

- 合計特殊出生率を2030年までに1.8、2040年までに2.1まで上昇させるとともに、2015年→2020年以降の純移動率をすべての世代でゼロ（転出・転入の差を無し）にすると仮定して推計を行いました。その結果、2060年には12,710人に減少しますが、2100年には11,027人で安定的に推移することになります。



第4章 重点プロジェクト

1 重点プロジェクトの考え方

基本構想の期間中に取り組む施策のうち、特に重点的に取り組むことにより、基本構想に掲げる将来イメージ「人と自然！ みんなの汗で光るまち」を実現する上で原動力となる施策・事業を重点プロジェクトに位置づけます。

人口ビジョンに掲げる人口の将来展望をふまえて、人口減少、地域経済の縮小、少子化や自然災害への対応などの課題を解決し、住みやすいまちづくりを進めるため4つの重点プロジェクトを設定しました。

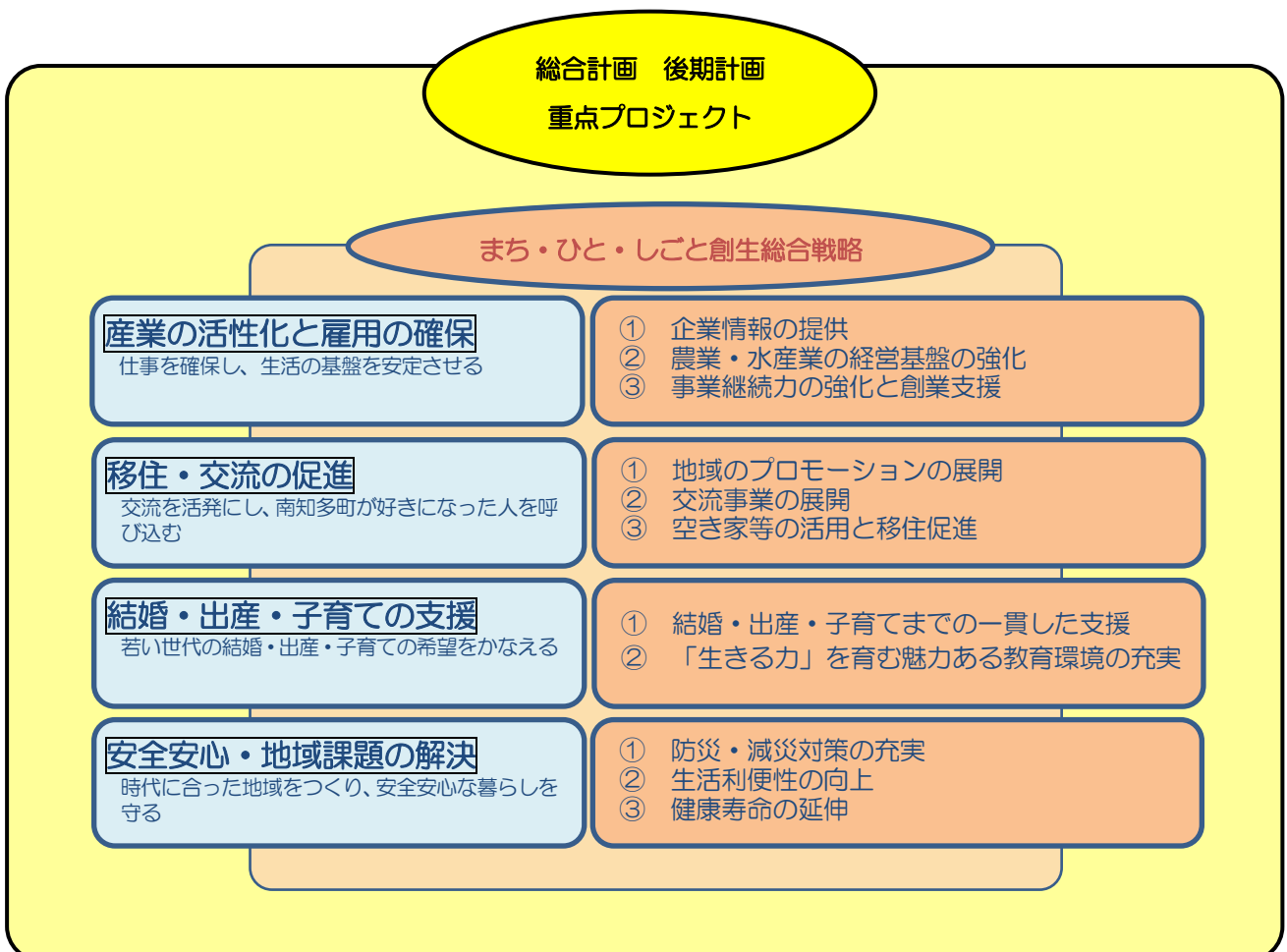
この重点プロジェクトは、南知多町まち・ひと・しごと創生総合戦略と密接な連携を図りながら、計画全体の着実な推進を先導していきます。

【重点プロジェクト】

- 1 産業の活性化と雇用の確保
- 2 移住・交流の促進
- 3 結婚・出産・子育ての支援
- 4 安全安心と地域課題の解決

住みやすく、安全・安心なまち

- 安心して子どもを産み育てられるまち
- 安心して暮らせるまち
- 安心して老後を迎えられるまち



重点プロジェクト①

産業の活性化と雇用の確保
仕事を確保し、生活の基盤を安定させる

町内の若者の定住、町外からの移住を増やすために、就労機会を確保し、町内で安定した生活ができるようにします。

そのために、町内及び周辺市町の企業の紹介や就職情報を提供して、町内に居住しながら通勤できる事業所への就職を支援します。

また、町内の事業所に対して、経営基盤の強化を支援し、雇用力の拡大を図ります。6次産業化、異業種交流、起業支援等による新分野・新市場の開拓を支援するなど地場産業の振興を図るとともに、新産業の誘致や創生により新しい雇用の場を創出し、町内で自分にあった仕事が見つげられるように雇用の幅を広げます。

(施策方針)

- 周辺市町と連携して、町内及び周辺地域の企業の就職情報等を提供して、若者の地元就職を支援します。
- 町内企業の経営基盤の強化、後継者の育成や事業継続を支援し、雇用の維持・増大を図ります。
- 南知多町の強みを生かし、新分野・新市場の開拓などの事業活動を支援するとともに、起業等を支援し、新たな仕事の創出を図ります。

ターゲット：町に愛着を持ち、親や知り合いの近くに住みたいと考えている地元出身の若者

事例①：友人グループで地域の活動に参加、地元の事業者と触れ合う中で、地域で働くやりがいを感じた。

事例②：町近隣の企業展示や情報サイトを見て働ける場所を知ってUターンした

事例③：知多地域の企業に就職したが、住居や食費の負担を考慮して実家から通勤することにした。

(取り組み)

- ◆ **企業情報の提供**
広域的な職業情報の提供
インターンシップの支援
子どもの職業体験の推進
- ◆ **農業・水産業の経営基盤の強化**
農地の利用促進
水産業の生産基盤の整備
6次産業化の推進
- ◆ **事業継続力の強化と創業支援**
経営基盤の強化
新分野・新市場の開拓支援
創業支援の充実



重点プロジェクト②

移住・交流の促進

交流を活発にし、南知多町が好きになった人を呼び込む

交通や都市施設の利便性など、都市部に比べて不利な条件を解消することは困難ですが、南知多町は住みやすい、子育てしやすいという、都市とは異なる南知多町ならではの魅力を感じている人もいます。そこでこうした南知多町の魅力を広く発信し、南知多町を好きになる人を増やし、若者の定住及び移住者・来訪者の拡大につなげます。

そのために、南知多町での仕事や生活スタイル、子育てのしやすさ・楽しさなどの魅力や、来訪者が楽しく過ごす方法などを発信し、南知多町の魅力をアピールします。さらに、多様な交流イベント等を開催し、南知多町の魅力を実際に感じてもらう機会の充実を図ります。

また、空き家バンクの充実など、空き家等を活用して移住を促進するための受け入れ体制の充実を図ります。

(施策方針)

- 南知多町の住みやすさ、子育てのしやすさなど、都市とは異なる南知多町ならではの魅力を効果的に発信し、南知多町の魅力を理解し、好きになる人を増やします。
- 南知多町が持つ海、山、島、農水産物、歴史・文化、温泉、食などの特徴的な観光資源を生かし、観光協会を中心に旅行業者とも連携し、観光ツアーや体験型観光のメニュー化、魅力あるイベントの開催を行うとともに、情報発信の強化や観光客の受け入れ体制を強化し、交流人口の拡大を図ります。
- 交流の拡大等により、南知多町の魅力を実際に感じてもらう機会を拡充し、空き家バンクを活用した移住・定住へとつなげていきます。

ターゲット：観光客として南知多町を訪れる来訪者やイベントなどの参加者

ソリタ①：南知多の新鮮な食材やレジャーを目的に訪れた観光客が、地元の人情や風土に触れ、南知多が好きになりリピート客となる。

ソリタ②：観光地としての南知多のイメージと集客力に着目して南知多で新たな事業を開始する。

(取り組み)

- ◆ **地域のプロモーションの展開**
観光情報の発信強化
プロモーション人材の育成
- ◆ **交流事業の展開**
観光コースの企画
滞在型観光の推進
- ◆ **空き家等の活用と移住促進**
空き家バンクの充実
空き家バンク制度補助金の充実



重点プロジェクト③

結婚・出産・子育ての支援
若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

南知多町での出産・子育ての不安を感じて転出している女性や子育て世帯の流出を抑制するために、子育て支援や教育環境など、南知多町で子どもを産み、育てたくなる環境づくりを進めるとともに、南知多町での子育てに期待して町外から転入する女性や子育て世帯を増やします。これにより出産期の女性を増やし出生率の上昇を目指します。

そのために、結婚・妊娠・出産・子育てまでの一貫した支援体制の充実を図り、安心して子育てできる環境をつくります。また、少人数教育や体験学習など、南知多町の特性を生かした教育の充実を図り、南知多町で子育てする魅力をさらに高めます。

(施策方針)

- 出産期の女性の定住や結婚等による町外からの女性の転入を促進するために、結婚・出産・子育てまでの一貫した支援体制の充実を図り、南知多町で結婚して子どもを産み、育てたくなる環境づくりを進めます。
- 将来の南知多町を担う人づくりのための教育、南知多町ならではの教育を、地域とともに充実し、南知多町で子育てする魅力をさらに高めます。

ターゲット：田舎暮らしに関心のある町内外に住む結婚期の若者

- 対策①：農業体験や漁業体験に関心を持って参加し、地元農家や漁業者と知り合い結婚につなげる。
- 対策②：結婚期の町内の女性が、町外から結婚を機に転入して子育てをする女性の話を聞き、南知多での子育てを改めて見なおし、親と協力しながら町内に住みながら子育てをする。

(取り組み)

- ◆ **結婚・出産・子育てまでの一貫した支援**
未婚者支援対策の強化
多子世帯等への経済的支援
地域の子育て支援体制の充実
- ◆ **「生きる力」を育む魅力ある教育環境の充実**
子どもたちの心に響く様々な体験学習の実施
たくましく生きる能力を養うための教育の充実
社会で広く活躍できる人材の育成



重点プロジェクト④

安全安心・地域課題の解決
時代に合った地域をつくり、安全安心な暮らしを守る

南海トラフ巨大地震による津波の発生、人口の高齢化の進行による要介護者の増加や交通弱者の増加など、こうした地域の課題や住民の生活ニーズに対応した環境整備を進め、安全安心な暮らしがいつまでも持続できるような地域を形成します。

そのために、災害から生命や財産を守るための防災・減災対策を充実するとともに、健康づくりや医療と介護との連携により住民の健康寿命の延伸を図り、高齢になってもいつまでも元気に暮らす住民を増やします。また、公共交通の利便性を高めるとともに道路をはじめとするインフラの適正な管理に努め、生活の利便性の向上を図ります。

(施策方針)

- 地震津波や風水害などの自然災害から住民を守るため消防防災体制を充実し、地域の強靱化を図ります。
- 地域の公共交通や社会基盤の整備充実を図り、生活の利便性を向上します。
- 住民が、いつまでも安心して暮らせるように健康づくりや高齢者の社会参加を促進し保健福祉医療体制の充実を図ります。

ターゲット：安全で不便の少ない環境の中で、安心して暮らしたいと考えている町内外の世帯

事例①：海に面した地域に住み、津波などの災害に不安を持っていたが、防災・減災に町を挙げて取り組み、地域と一体となって防災力が高められた。

事例②：老後に不安をもって都市部で暮らしていた夫婦が、良好な環境の中で健康的な生活を望み南知多での生活を検討することにした。

(取り組み)

- ◆ **防災・減災対策の充実**
避難体制の強化
津波避難場所の確保
危険箇所対策
- ◆ **生活利便性の向上**
安全・安心な道路環境の形成
バス路線の充実
環境美化の推進
- ◆ **健康寿命の延伸**
健康づくりの推進
地域包括ケアの推進
高齢者の社会参加の推進



第5章 分野別計画

1 住みよい暮らしを支えるまちづくり

① 土地利用

◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

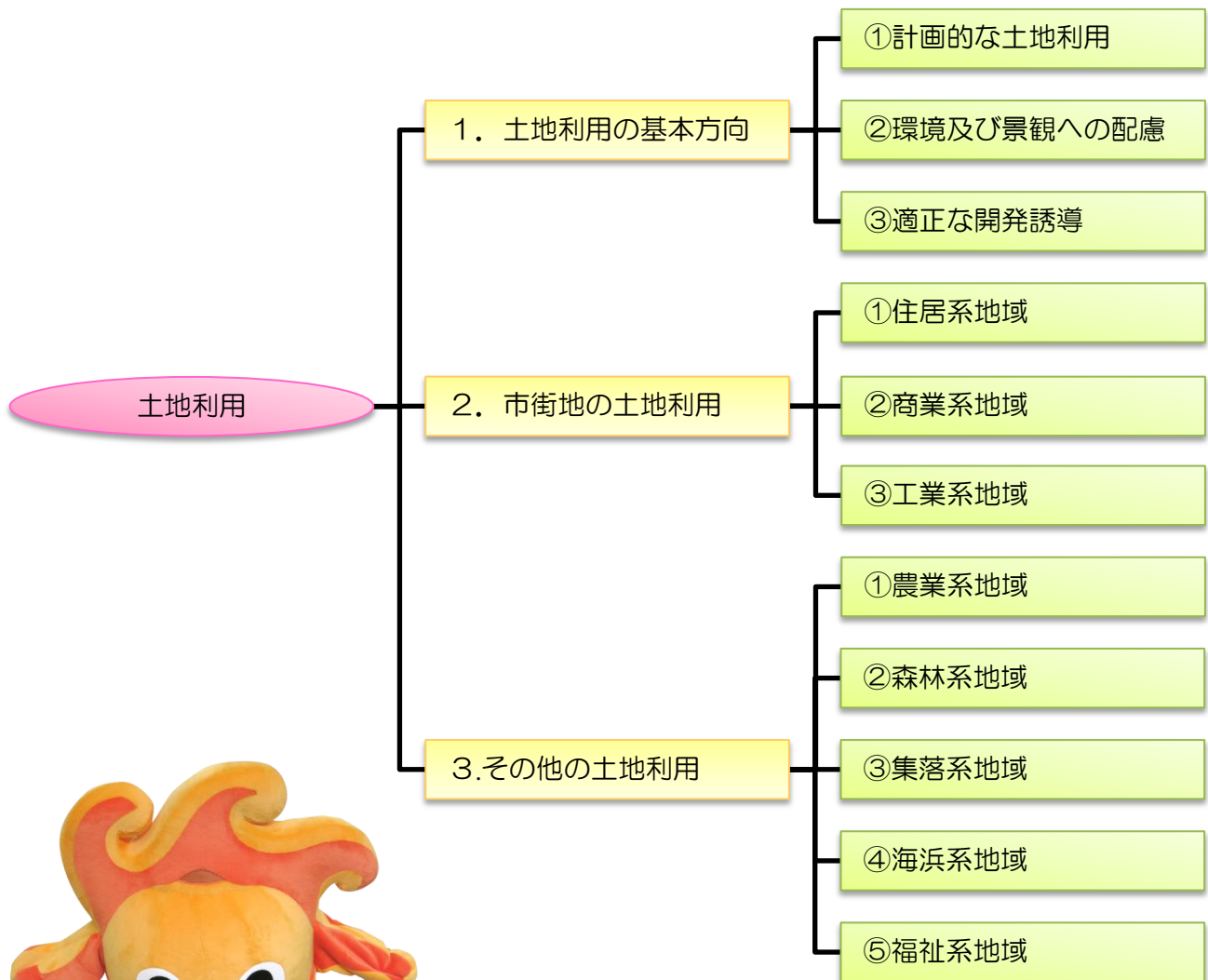
- それぞれの土地利用に沿った良好な市街地や農用地等が形成されています。

◆ 施策の体系

《基本施策（節）》

《基本施策（大項目）》

《施策項目》



◆ 施策の内容

(1) 土地利用の基本方向

①計画的な土地利用

土地は限られた資源であり、その利用については、地域の発展に深いかかわりを持つばかりでなく、将来の本町全体の姿に大きな影響を与えることから、長期的な視野に立って土地需要の動向を的確にとらえ、適正な運用を図ります。

また、土地利用区分の設定にあたっては、合理的、計画的に行うとともに、個別法による区域区分を適宜見直すなど、計画的な土地利用を進めます。

②環境及び景観への配慮

自然環境・景観の保全をはじめ、騒音・悪臭など公害の防止から地球温暖化の防止まであらゆる環境問題に対応するため、生態系ネットワークの形成、省資源・省エネルギーの促進、美しい景観づくり、町民の環境にやさしいライフスタイルの定着など、多面的な環境・景観施策を計画的・効率的に推進し、国土の保全に努めます。

③適正な開発誘導

地価の安定と土地の有効利用のため、土地の取引や開発に関する適正な規制や誘導を図るとともに、必要な公共用地の確保に努めるなど、町民、事業者、行政が一体となった効果的で総合的な土地利用計画を推進します。

(2) 市街地の土地利用

①住居系地域

本町の市街地の大部分を占める住居系地域は、住宅を中心に一般店舗や民宿等も許容する地区、戸建住宅を中心とする地区、さらに週末滞在型の住宅等を中心とする地区等に区分して良好な住環境の形成をめざします。

②商業系地域

市街地の中心に位置づけ、商業・業務施設を主に誘導する地区とします。

また、内海、山海、両島では宿泊施設や観光客向けの店舗を許容する地区とし、自然的景観と調和した魅力ある商業地をめざします。

③工業系地域

プラスチック工業団地などの既存の工業集積地については保全整備を図ります。

また、知多半島道路へのアクセス利便性を生かし、県道半田南知多公園線沿いには、新たな工場の立地を推進します。

さらに、各漁港周辺では漁業関連施設が集積しており、水産加工場を中心に誘導を図ります。

(3) その他の土地利用

①農業系地域

土地改良事業等で基盤整備された優良農地が広がる農業振興地区は、地元農産物供給地として農業生産機能の増進や農地の保全に努めます。

②森林系地域

伊勢湾岸の海岸線から隆起する樹林地や内陸部に広がる樹林地は、国定公園に指定されるなど、良好な自然景観を形成する豊かな資源であることから、これらの樹林地の維持・保全を図るとともに、観光交流、環境学習としての活用を図ります。

③集落系地域

町内に点在する市街化調整区域内の集落については、周辺の農地や森林の環境と調和した良好な住環境の整備、保全を図ります。また、各産業を通じて都市住民と触れ合うことのできる地域とします。

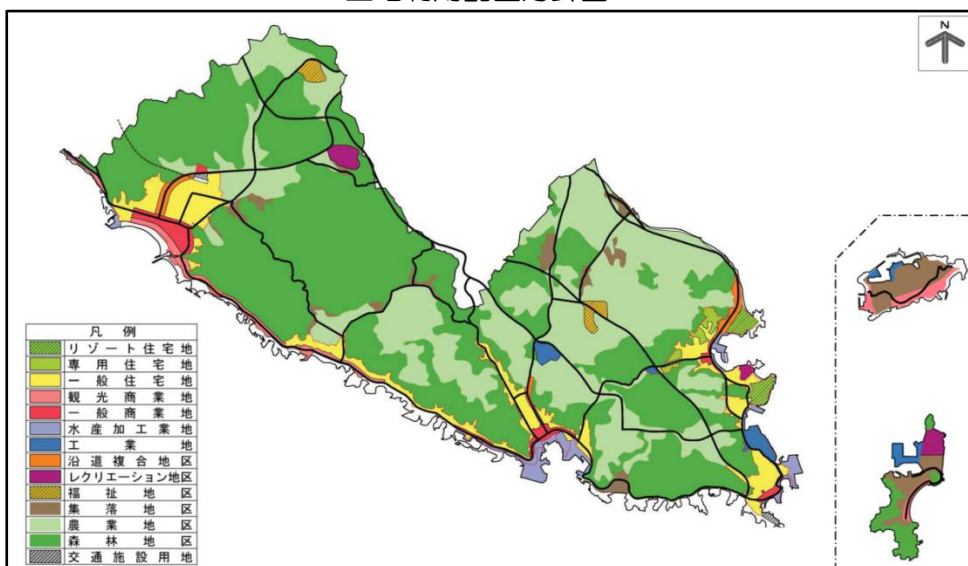
④海浜系地域

本町は海に囲まれて、古くから漁業で栄えた町として海洋レジャーなど、他の市町村では味わうことのできない自然があります。今後は漁業と観光資源を生かして、憩いの場や交流の場、さらには環境学習の場としての役割を果たしながら、かけがえのない自然を守り、未来へ継承していく地域として保全、活用を図ります。

⑤福祉系地域

幹線道路沿いにある高齢者等の福祉施設の周辺は、緑に包まれた環境のよい地域であり、長寿社会にある本町において、今後も福祉施設等の立地誘導を図るとともに、施設周辺の環境の保全、形成に努めます。

土地利用配置方針図



② 都市計画

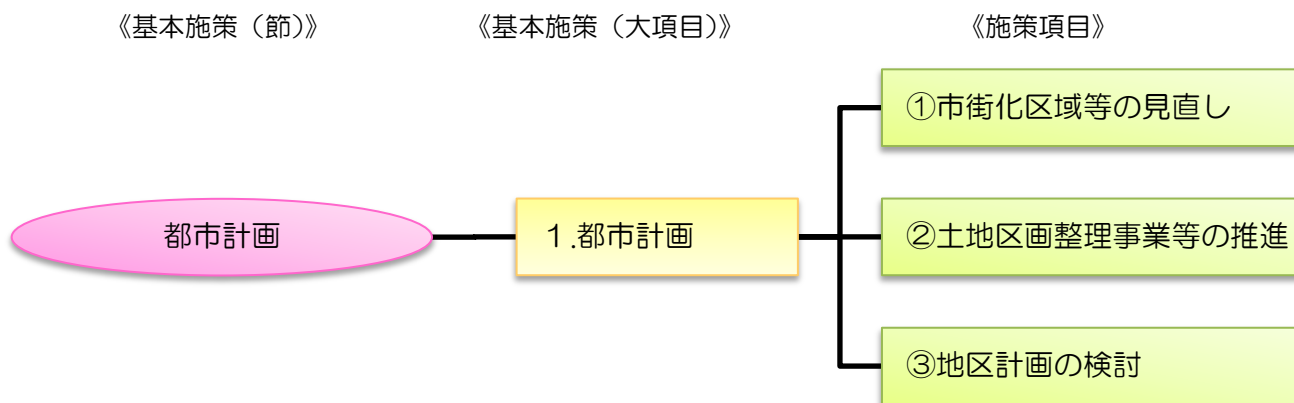
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 良好で魅力ある市街地が形成されています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
土地区画整理事業施行数 (箇所)	8	9

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 都市計画

①市街化区域等の見直し

良好な都市環境を整備するため、市街化区域や用途地域等の見直しを検討します。

②土地区画整理事業等の推進

市街化区域内の低・未利用地の活用促進を図るため、土地区画整理事業等を推進し、優良宅地を供給するなど、良好な市街地の形成をめざします。

③地区計画の検討

面的な整備や計画的な土地利用の誘導を図るとともに、良好で魅力ある市街地を形成するために地区計画の導入を検討します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
土地区画整理事業	土地区画整理組合	市街化区域内の低・未利用地を対象に公共施設の整備及び宅地の利用の増進を図るため、区画整理を行い、健全で良好な市街地を造成する。	平成 22 年度 ～

③ 道路・交通

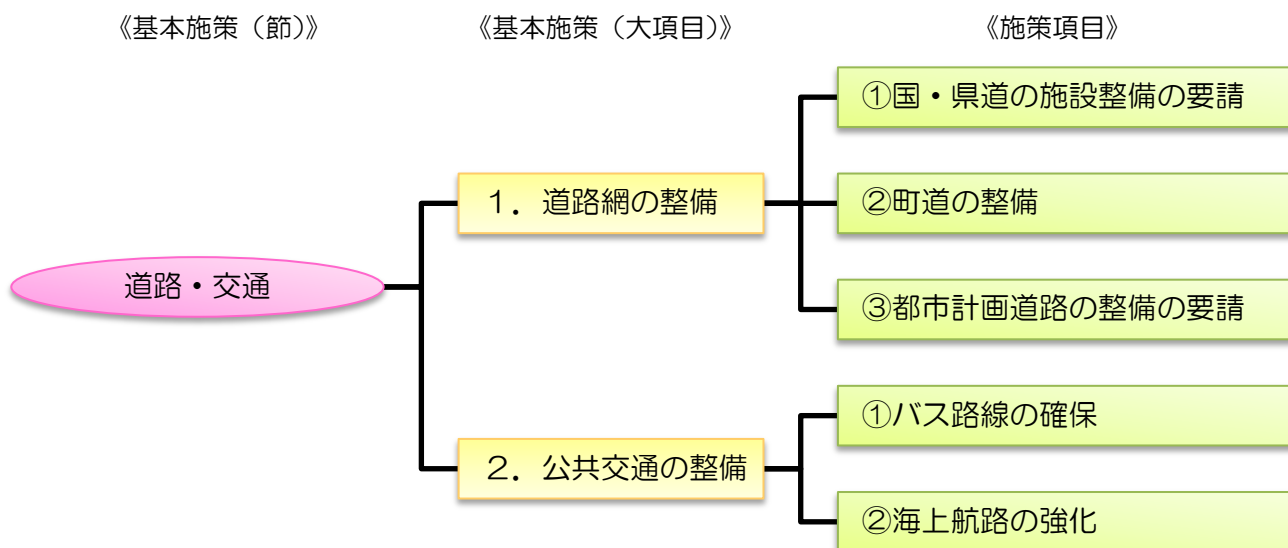
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 計画的に道路網が整備され、安全で安心して生活ができる歩車道分離型の幹線道路や災害時の緊急輸送路が確保され、周辺への環境にも配慮した道路となっています。
- 町民の足となる公共交通手段が充実し、町民生活の利便性が図られています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
道路と橋の整備についての満足度 (満足・やや満足・普通の集計) (住民意識調査) (%)	63.9	70.0

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 道路網の整備

①国・県道の施設整備の要請

国や県に対し、広域的な幹線道路の役割が果たせるよう、計画的な歩道の設置や道路の拡幅整備を図るとともに、災害が発生したときの救助、緊急物資の供給に必要な人員、物資等の輸送を円滑に実施するため、緊急輸送路となっている橋梁の耐震対策を要請します。

②町道の整備

重要な路線である幹線町道^{※1)}や国・県道と接続する町道の拡幅や交差点の改良、歩道設置などの安全で快適な道路づくりに努めます。

また、橋梁・舗装・道路のり面等については長寿命化のための修繕計画を策定し、整備を図ります。

③都市計画道路の整備の要請

国や県に対し、計画されている都市計画道路の整備促進を要請します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
歩道設置事業 (県道豊丘豊浜線)	愛知県	計画延長 725m	平成 17 年度 ～30 年度
道路改良事業 (県道奥田内福寺南知多線)	愛知県	計画延長 1,800m (美浜町含む)	平成 18 年度 ～
道路改築事業	南知多町	道路舗装改良	毎年度
橋梁長寿命化事業※2)	南知多町	橋梁の点検調査、長寿命化計画の策定及び修繕・架替え・耐震化	平成 23 年度 ～
街路整備事業 3・4・52 豊丘豊浜線	愛知県	延長 270m	昭和 62 年度 ～
道路ストック長寿命化事業	南知多町	幹線町道の舗装・道路のり面等の点検調査及び修繕工事	平成 26 年度 ～

(2) 公共交通の整備

① バス路線の充実

住民の利便性の向上と利用促進を図るため、鉄道、航路を含めた地域交通体系を強化し、地域の意見を活かしながら、気軽に移動できる持続可能なバス路線の充実を図ります。

② 海上航路の強化

関係機関に対し、離島航路の定期便の増便や運行ダイヤ改正を求め、離島住民及び観光客の利便性の向上をめざします。

【現状値と目標値】

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
外出時に交通手段がなくて困る人の割合：陸側 (%)	24	10
外出時に交通手段がなくて困る人の割合：島側 (%)	45	20
海っ子バスの年間利用者数 (人)	170,382	187,000

《用語解説》

※1：幹線町道

幹線町道とは、一般国道や県道とともに幹線道路網を形成し、日常生活において根幹的な役割を担っている道路で下記のような基準により選定された路線。

幹線1級町道

主要集落（戸数 50 戸以上。以下同じ）とこれと密接な関係にある主要集落とを連絡する道路や主要集落と主要交通流通施設、主要公益的施設、または、主要生産施設とを連絡する道路等。

幹線2級町道

幹線1級町道以上の道路を補完し、集落（戸数 25 戸以上。以下同じ）相互を連絡する道路や主要交通流通施設、主要公益的施設、または、主要な生産の場を結ぶ道路等

※2：橋梁長寿命化事業

今後老朽化する道路橋の急速な増大に対応するため、橋梁の長寿命化及び修繕・架替えに係る費用の縮減を図る必要があり、地方公共団体が長寿命化修繕計画を策定し、従来の事後的な修繕及び架替えから予防的な修繕及び計画的な架替えへの転換を図る。

④ 港湾・漁港・海岸

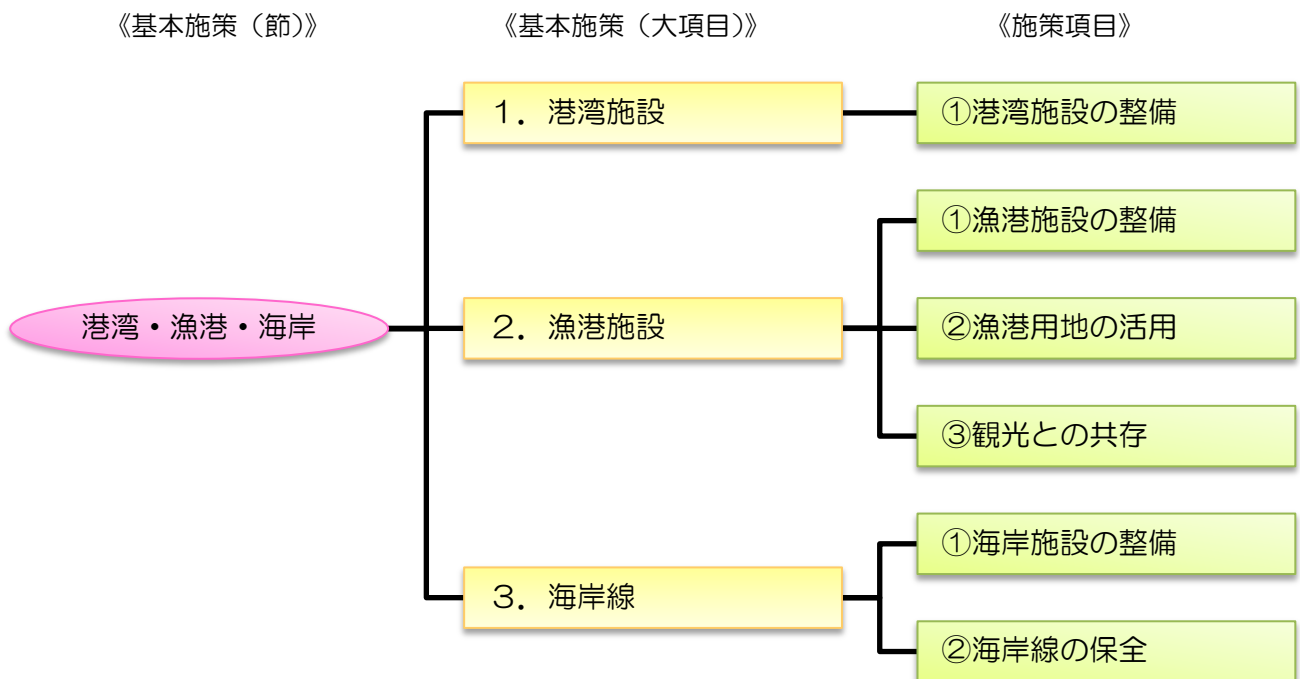
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 漁船やその他の船舶が円滑に操業できる施設が整備されています。
- 津波や高潮に対し安全な施設が整備されています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
施設の老朽化対策率 (町管理) (%)	11.1	50.0

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 港湾施設

① 港湾施設の整備

老朽化が進んでいる港湾施設については、補修及び改良による機能回復を図っていきます。

なお、県管理港湾である師崎港についても同様に、県に対して改修等を要請していきます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
社会資本整備交付金 (港湾(防災・安全)) (港湾改修(統合補助)事業) (師崎港)	愛知県	港湾施設老朽化対策	平成 23 年度 ～

(2) 漁港施設

① 漁港施設の整備

老朽化が進んでいる漁港施設については、補修及び改良による機能回復を図っていきます。

また、漁港施設の機能診断を行い、耐震・耐津波対策に必要な強化工事を行っていきます。なお、県管理漁港である豊浜、師崎、篠島の各漁港についても同様に、県に対して改修等を要請していきます。

② 漁港用地の活用

漁港用地内の未利用地を有効利用するため、愛知県や漁業協同組合等と協議し、土地利用計画の見直しも合わせて検討をしていきます。

③ 観光との共存

本町の基幹産業である観光と水産業が連携し地域の活性化に向け、地域住民、漁業協同組合、関係機関と協議しながら漁港用地の有効利用や泊地へのプレジャーボート対策を検討します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
漁港修築事業 (豊浜・師崎・篠島漁港)	愛知県	防波堤及び物揚場等の改良	毎年度
漁港施設改良事業	南知多町	防波堤及び物揚場等の改良	毎年度
水産基盤整備事業 (水産物供給基盤機能保全事業) (豊浜・師崎・篠島漁港)	愛知県	漁港施設老朽化対策	平成 21 年度 ～
水産基盤整備事業 (水産物供給基盤機能保全事業) (日間賀・大井・豊丘・山海漁港)	南知多町	漁港施設老朽化対策	平成 24 年度 ～
水産基盤整備事業 (漁港施設機能強化事業) (豊浜・師崎・篠島漁港)	愛知県	漁港施設の耐震・耐津波対策	平成 25 年度 ～
水産基盤整備事業 (漁港施設機能強化事業) (大井・日間賀漁港)	南知多町	漁港施設の耐震・耐津波対策	平成 25 年度 ～
漁村再生交付金事業 (豊浜・篠島漁港)	愛知県	漁港施設の新設・改良	平成 27 年度 ～

(3) 海岸線

① 海岸施設の整備

老朽化が進んでいる海岸保全施設については、補修及び改良による機能回復を図っていきます。なお、愛知県が管理する海岸保全施設については、県に対して老朽施設の改修を要請します。

なお、今後は施設の長寿命化計画の策定についても検討します。

また、町管理の門扉や水門については、光ケーブルを使った遠隔操作等の導入を検討していきます。

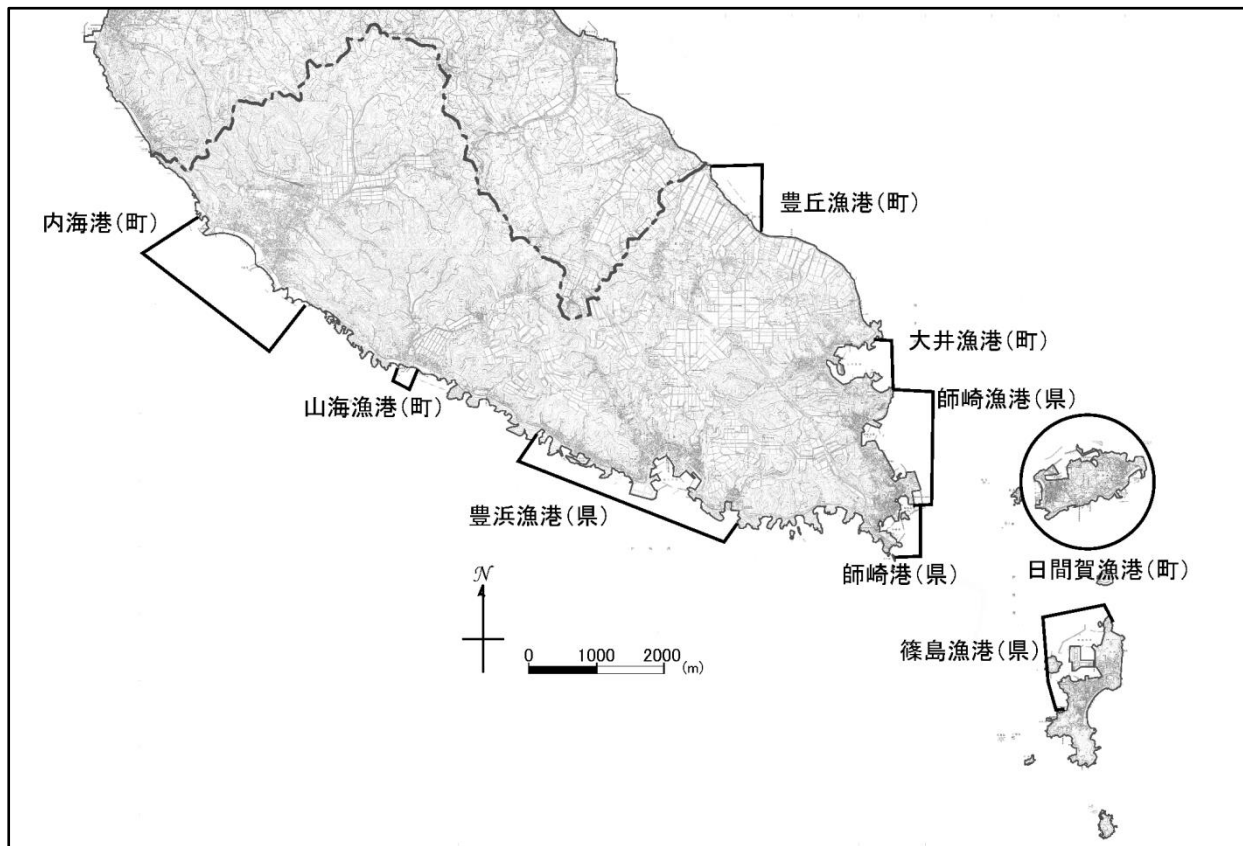
② 海岸線の保全

町民の財産である美しい海を将来に残すため、環境美化の活動を進めるとともに、景観や環境の整備についても検討します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
老朽化対策緊急事業	愛知県	海岸堤防等老朽化対策緊急事業 (交付金)(南知多海岸)	平成21年度 ～
老朽化対策緊急事業	南知多町	海岸施設老朽化対策	平成24年度 ～

港湾・漁港位置図



⑤ 水道

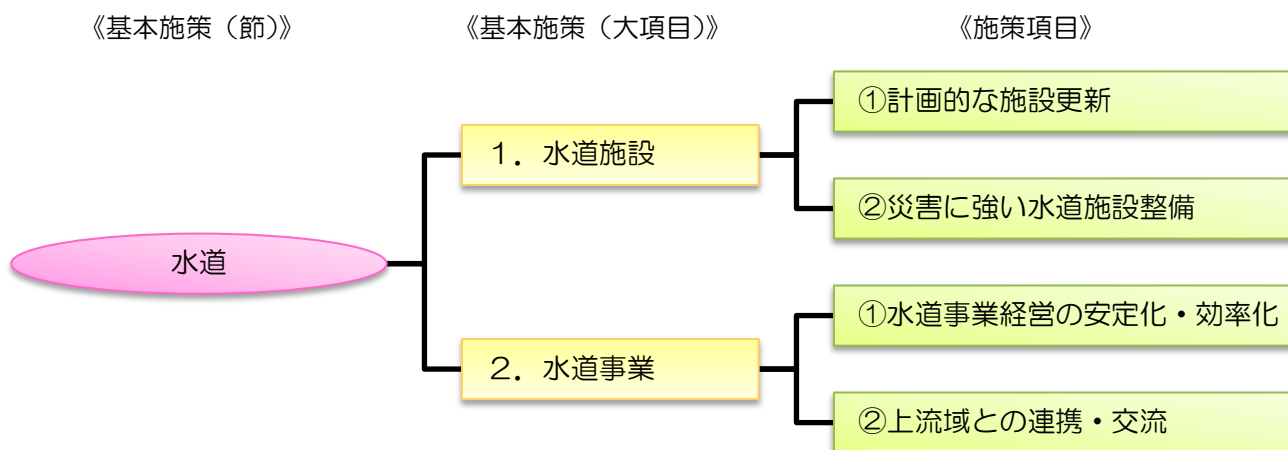
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 安全な水の安定供給と効率的な水道事業経営が維持されています。
- 水道施設の老朽化への対応、耐震性の向上による水道機能の安全性の確保がされています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標		現状値	目標値
		2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
年間給水量	(m ³)	3,543,728	3,346,685
一日平均給水量	(m ³)	9,709	9,169
有収率 ^{*1)}	(%)	87.4	95.00

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 水道施設

①計画的な施設更新

町内水道施設を施設と管路にわけて、目標年次までの更新計画を策定します。また、計画配水量の減少に併せた配水区の見直しを検討し、より効率的・効果的な運営を図ります。

②災害に強い水道施設整備

町内の施設は、昭和 40 年代に建設された施設も存在し、更新時期を迎えてきていることから、施設の更新を図るとともに、東海・東南海地震に備え、施設の耐震化を図っていきます。また、災害時の給水体制の強化を検討します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
大井配水区管路耐震工事	南知多町	基幹配水管路耐震化	平成26年度～30年度
内海配水区管路耐震工事	南知多町	基幹配水管路耐震化	平成27年度～28年度
岩屋配水区第2配水管路整備工事	南知多町	基幹配水管路耐震化	平成30年度～32年度
豊丘配水区管路耐震工事	南知多町	基幹配水管路耐震化	平成28年度～32年度

【現状値と目標値】

基本成果指標		現状値	目標値
		2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
配水池の耐震化	(%)	55.6	100.0
主要配水管路の耐震化	(%)	68.2	100.0

(2) 水道事業

①水道事業経営の安定化・効率化

水道の料金収入は、人口減少、近年の景気低迷、節水意識の浸透により、使用水量が減少する中で、将来的にも増加が見込めない状況となっているため、健全な経営に向けて業務の効率化に努めるとともに、中・長期にわたる財政計画を策定し、安定した財政基盤の強化を図ります。

水道事業への町民の関心を高める情報提供を行い、安心できる水道の普及、ボトルウォーターからの転換を推進し、需要の拡大を図ります。

②上流域との連携・交流

安全で、安定的な水の供給を図るため、水源地の保全等を目指して、水源地域の市町村との交流を下流域の市町と連携して進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
県水道ブロック協議会 ふれあい事業	県水道ブロック協議会	水源地（岐阜県王滝村等）で草刈、間伐作業、村民との交流等実施	平成21年度～

《用語解説》

※1：有収率 給水する水量と料金として収入のあった水量との比率で、次により算出されます。

$$\text{有収率}(\%) = \frac{\text{年間有収水量}(\text{m}^3)}{\text{年間総給水量}(\text{m}^3)}$$

(平成26年度 87.40 3,097,321 3,543,728)

⑥ 下水・排水

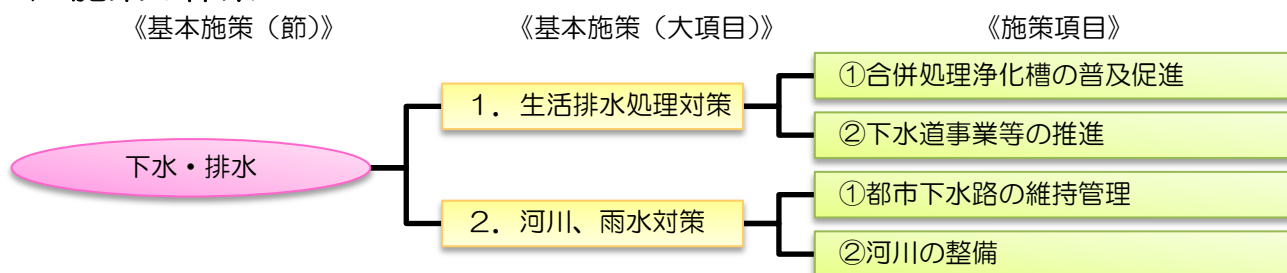
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 町民が、自然にやさしく、安全かつ快適に暮らすことができる環境が整っています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
汚水処理人口普及率 (%)	33.1	50.0

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 生活排水処理対策

① 合併処理浄化槽の普及促進

合併処理浄化槽の普及を促進し、良好な生活環境の確保と水質保全を図ります。

② 下水道事業等の推進

合併処理浄化槽と下水道等との適切な選択により、過大な投資を避け、効率的な整備を図ります。

(2) 河川、雨水対策

① 都市下水路の維持管理

流下能力に悪影響を及ぼす土砂排除など、都市下水路の適正な維持管理に努めます。

② 河川の整備

県管理の2級河川（内海川と山海川）については、県に対して未整備区間の改修を要請していきます。

町管理の準用河川や普通河川については、未整備区間や既設河川断面の不足箇所及び浸水対策の必要な低地部等について、計画的に安全な河川・排水施設の整備に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
緊急防災対策河川事業 (2級河川 内海川)	愛知県	河川改修、棟梁改築	未定
河川事業 (2級河川 山海川)	愛知県	河川延長 1,142m 改修済延長 129m	未定
河川改良事業	南知多町	流路工、水門設置等 1式	平成31年度 ～

2 快適で安全なまちづくり

① 生活環境

◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

●人と環境にやさしく、誰もが快適に暮らせるまちになっています。

◆ 現状値と目標値

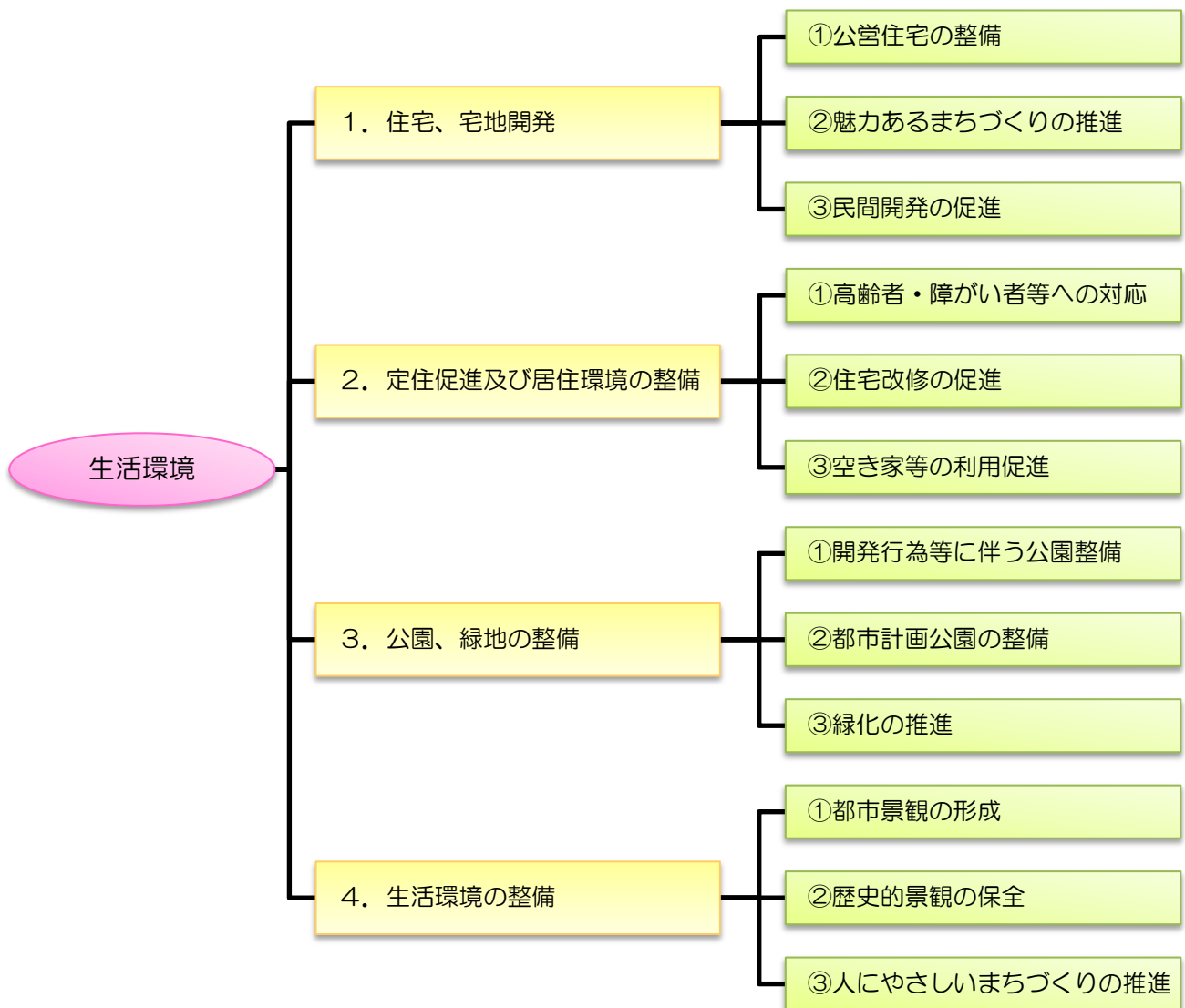
基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
空き家バンク制度の契約成立延べ件数 (件)	41	111
移住相談延べ件数 (人)	303	900
空き家バンク制度を利用した延べ移住者数(人)	68	180

◆ 施策の体系

《基本施策（節）》

《基本施策（大項目）》

《施策項目》



◆ 施策の内容

(1) 住宅、宅地開発

①公営住宅の整備

災害住宅として建築された6棟11戸については、耐用年数が経過し、老朽化が進んでいるため用途廃止し、その他の町営住宅については、良好な維持管理をしていきます。
 なお、需要が高まれば県営住宅の建設誘致の促進を検討します。

②魅力あるまちづくりの推進

市街化区域内の未整備地においては、土地区画整理事業^{※1)}等を推進するため地域住民のニーズを把握するなど、地域の实情により用途地域の見直しの検討や基盤整備を進め、魅力的なまちづくりを目指します。

③民間開発の促進

民間による宅地開発の促進を図ります。

(2) 定住促進及び居住環境の整備

①高齢者・障がい者等への対応

高齢者・障がい者等の生活に配慮したまちづくりに向けて、公共施設のみではなく公共性の高い民間施設も対象にバリアフリー^{※2)}化を推進します。

②住宅改修の促進

障がい者の移動を円滑にする用具を設置するなど、バリアフリーに向けた小規模な住宅改修を伴う住宅改修費を地域生活支援事業として実施します。

③空き家等の利用促進

空き家等の有効利用と定住促進を図るため、空き家情報登録制度（空き家バンク）の充実を図り、若者を中心とした定住対策やUIJターン^{※3)}の促進に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
地域生活支援事業	南知多町	住宅改修費への助成	平成22年度 ～32年度
空き家情報登録事業	南知多町	空き家等の有効利用・定住促進	平成22年度 ～32年度

(3) 公園・緑地の整備

①開発行為等に伴う公園整備

土地区画整理事業や開発行為等にあたっては、計画的に公園、緑地の確保、整備を進め、適切な維持管理に努めます。

②都市計画公園（都市公園）^{※4)}の整備

都市計画区域については、近隣公園等の都市公園の計画整備を検討します。

③緑化の推進

緑豊かな町のイメージアップおよび住民の緑化に対する意識の高揚を図るため、緑の基本計画等に基づき、公共施設を始め町民の憩いの場、集う場所などの緑化を推進します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
花の苗配布事業	南知多町	公共施設などへ花の苗を配布し、緑化を推進する。	毎年度

(4) 生活環境の整備

①都市景観の形成

町内における緑地の保全や狭い道路の解消、排水路等の整備により景観づくりを進めます。

②歴史的景観の保全

本町の魅力的な歴史的・文化的資源を生かした景観の保全に努めます

③人にやさしいまちづくりの推進

公共施設のみではなく、公共性の高い民間施設も対象に手すり、スロープ、車いす用トイレ等の設置を進め、人にやさしいまちづくりに努めます。

《用語解説》

※1：土地区画整理事業

土地区画整理法によって、「都市計画区域内の土地について公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業」である。

※2：バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで、障がい（バリア）となるものを除去するという意味。

※3：Uターン

地方から都市部へ移住した者が再び地方の生まれ故郷に戻る現象。人の流れを地図上に見立ててアルファベットのUの字を描くような移動のためにこう呼ばれる。

※3：Iターン

出身地とは別の地方に移り住むこと、その地の魅力を感じて出身地等の地縁のない所に移り住むこと。地図上に示せば、アルファベットのI字状となることから、こう呼ばれる。元々、出身地の地方から東京都などの都市部へ移り住むことは多かったが（一時的な就労の場合は「出稼ぎ」と呼ばれる）、「Iターン」と呼ばれる場合は、逆に都市部から全く地縁のない地方への移転という意味で言われる。

※3：Jターン

地方から大都市へ移住した者が、生まれ故郷の近くの中規模な都市に戻り定住する現象。人の流れを地図上に見立てるとアルファベットのJの字を描くような移動のためにこう呼ばれる。

※4：都市計画公園

都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体または国が設置するもの、および地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。



② 環境・衛生

◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

●ごみの発生抑制や減量化、資源化が進み、循環型社会づくりが進んでいます。

◆ 現状値と目標値

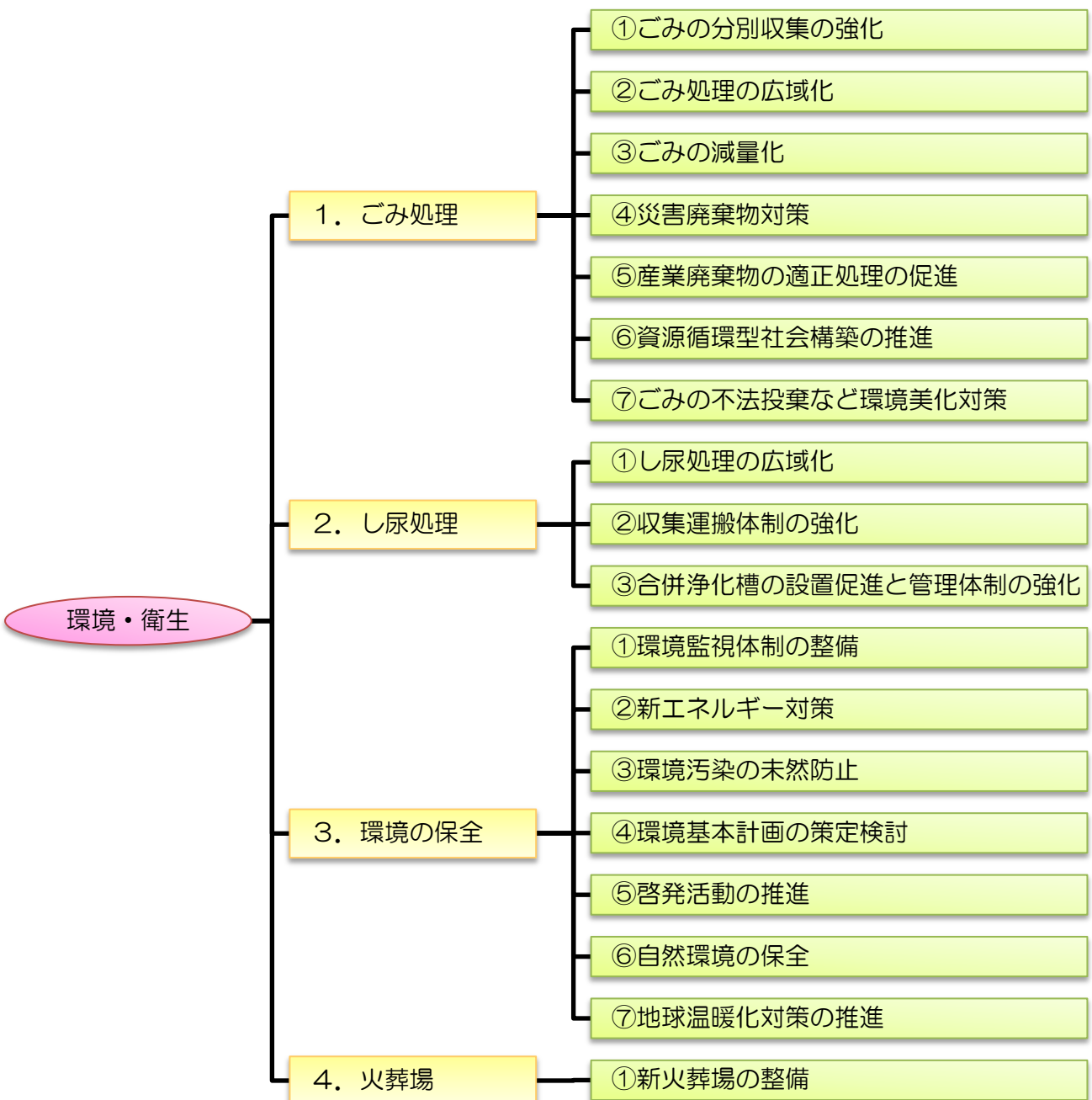
基本成果指標	現状値	目標値
	2014年(平成26)年度	2020(平成32)年度
家庭系ごみ一人一日当たりのごみ排出量 (資源ごみ除く) (g/日)	731	591

◆ 施策の体系

《基本施策(節)》

《基本施策(大項目)》

《施策項目》



◆施策の内容

(1) ごみ処理

①ごみの分別収集の強化

リサイクルステーション及びリサイクルプラザにより、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等の分別を徹底するとともに、事業系ごみとの分別の徹底を図ります。

②ごみ処理の広域化

知多南部衛生組合と連携して、ごみ処理施設の維持管理や最終処分場の整備を図りながら、ダイオキシン類の削減対策とごみ処理経費の削減を行うとともに、知多南部地域の市町（南知多町始め2市3町）で共同してごみ処理の広域化を推進します。

③ごみの減量化

町民と一体となって、生ごみの堆肥化やバイオマスの利用、資源ごみの団体回収など減量化に努めます。

また、マイバックの推奨によりレジ袋の削減を図るなど、ごみを出さない生活を目指すとともに、過剰包装の追放や容器包装リサイクルの実施に合わせて、町民に対し、ごみ処理に係る経費の適正負担を検討します。

④災害廃棄物対策

東海・東南海地震等の予想される大災害に対応するため、町防災計画に沿った災害廃棄物処理計画の策定と実施体制の整備等を行います。

⑤産業廃棄物の適正処理の促進

町内各事業者に対し、一般廃棄物と産業廃棄物の区別の徹底を図り、不法投棄の防止など県と連携して産業廃棄物の適正処理を促進します。

⑥資源循環型社会構築の推進

3R（リデュース・リユース・リサイクル）^{※1)}を促進し、省資源・省エネルギー意識の一層の定着化を図り、町民と一体となって資源循環型社会^{※2)}構築のための取組みを推進します。

⑦ごみの不法投棄など環境美化対策

交通手段や道路網の整備による遠方からの不法投棄等を防止するため、定期的なパトロールなどの監視体制の強化を図るとともに、地域ぐるみで監視体制を強化していくなど、町民との連携に努めます。

また、環境美化に関する啓発活動を推進し、自分たちの周りからきれいにする地域の一斉清掃など、町民の主体的な環境美化活動を促進し、環境意識の高揚に努めます。



【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
ごみの分別収集の強化 (容器包装リサイクル事業)	知多南部衛生組合	リサイクルステーション等により行っている従来の分別収集に加え、容器包装(その他プラ製、その他紙製)リサイクルを実施し、更なるごみの減量化、資源化を図る。	平成29年度～
知多南部地域ごみ処理広域化事業	知多南部広域環境組合(南知多町を始め2市3町)	知多南部地域の2市3町が共同してごみ処理施設(焼却、粗大等)を設置、管理することにより、環境への負荷やランニングコスト等の縮減を図る。	平成11年度～
環境美化清掃活動	町内各区	地区の一斉清掃を始め、農道、水路等の環境美化清掃活動を推進し、町民の環境美化意識の高揚を図る。	毎年度

【現状値と目標値】

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
家庭系ごみに占めるリサイクルごみ量の割合 (%)	8.3	17.3

(2) し尿処理

① し尿処理の広域化

し尿処理施設は18年が経過し、老朽化及び処理能力(処理量)も限界に近づいています。今後、合併処理浄化槽の設置推進に伴い、美浜・南知多両町の処理量の増加が見込まれ、施設の維持管理費及び更新には多額の経費を要するなど、し尿処理経費の削減を図るため、広域化を検討します。

② 収集運搬体制の強化

本町のし尿(生し尿)収集運搬業務は、2業者で行っており、浄化槽清掃業である浄化槽汚泥の収集運搬業務については、3業者に許可を付与し、円滑に業務を実施しています。今後はさらに、業者間の連携を密にし、収集運搬体制の強化を図るための指導を行います。

また、離島からの海上輸送に係る運搬費用については、国や県に助成を要望していきます。

③ 合併処理浄化槽の設置促進と管理体制の強化

合併処理浄化槽設置整備事業を促進するとともに、清掃報告書のデータベース化を推進し、管理体制の強化を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
合併処理浄化槽設置整備事業	南知多町	合併処理浄化槽の設置推進により河川流域の水質改善及び環境保全を図る。	毎年度

【現状値と目標値】

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
合併処理浄化槽の普及率 (%)	22.6	28.0
合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付件数(件)	36	51

(3) 環境の保全

①環境監視体制の整備

県や関係機関との連携により、大気、水質等の環境監視体制の整備のほか、今後実施される各種開発行為等に対しては、環境保全のための対策を図るよう指導・調整を行います。

②新エネルギー対策

風力発電・太陽光発電など新エネルギー導入のための方策について検討します。

③環境汚染の未然防止

公害発生の原因となる工場・事業所に対し、助言や指導に努めるとともに、地域ぐるみで監視体制を強化するなど、町民との連携に努めます。

④環境基本計画の策定検討

本町における総合的な環境施策の展開を図るため、第3次愛知県環境基本計画に基づき、町環境基本計画等の策定について検討します。

⑤啓発活動の推進

町民の環境問題に対する啓発活動に努め、環境エコライフ^{*3)}の実践や資源循環型社会の構築のためのライフスタイルのあり方に対する意識の高揚に努めます。

⑥自然環境の保全

将来にわたって美しく魅力的な自然のなかで暮らし続けられるよう自然環境を保全するため、町民一人ひとりが生物多様性^{*4)}の観点から生物の生活・活動環境の保護に対する認識をもってもらうような啓発活動を通じ、豊かな自然環境の保全に努めます。

⑦地球温暖化対策の推進

脱温暖化に向けた総合的な取組みの推進を基本とし、環境にやさしいエコライフの実践や資源の循環による環境に負荷をかけない地域づくりに努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
水辺の環境保全対策事業	南知多町	環境NPO等と協働し、EM活性液を使用した水辺の環境保全対策事業を実施し、流域の水質改善及び豊かな自然環境の保全に努める。	毎年度
新エネルギー導入支援事業	南知多町	太陽光発電、高効率給湯設備等の設置・導入など脱温暖化に向けた総合的な取組を支援する。	平成 22 年度 ～

【現状値と目標値】

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
EM活性液延べ配布者数 (人)	3,046	3,500

(4) 火葬場

①新火葬場の整備

知多南部衛生組合との連携により、火葬場施設の維持管理経費の節減に努めるとともに、老朽化対策として新火葬場の整備を検討しています。

《用語解説》

※1：3R (リデュース・リユース・リサイクル)

1. リデュース (ごみの発生抑制)、2. リユース (再使用)、3. リサイクル (ごみの再生利用) により廃棄物の削減や資源化に努めること。(3つの語の頭文字をとった言葉。)

※2：資源循環型社会

これまでのように「大量生産、大量消費、大量廃棄等」による環境負荷社会から、限りある資源を効率良く利用し、持続ある成長を続けるためには、排出された廃棄物を単に燃やしたり、処理するだけでなく、廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負荷を与えないように再利用や再資源化するなど、環境エコライフを実践し、資源を循環させていく社会のこと。

※3：環境エコライフ

地球温暖化の防止に向け、環境にやさしいライフスタイル (暮らしの実践) や環境学習を通じて持続可能な社会づくりを目指すこと。

※4：生物多様性

この地球上には、人類を始め約 175 万種 (未知のものを含め 3,000 万種) の生き物が暮らしている。すべての生き物は、森林、河川、サンゴ礁など様々な自然環境の中に適応して生息しており、同じ種であっても個体間、生息地域等によって少しずつ違いがある。生物の多様性とは、このように自然が創り出した多様な生き物の世界のことを表す言葉であり、人類は、この生物多様性がもたらす恵みなくしては生存することができないのである。



知多南部衛生組合



環境共育 (共に育つ) 推進事業

③ 消防・防災

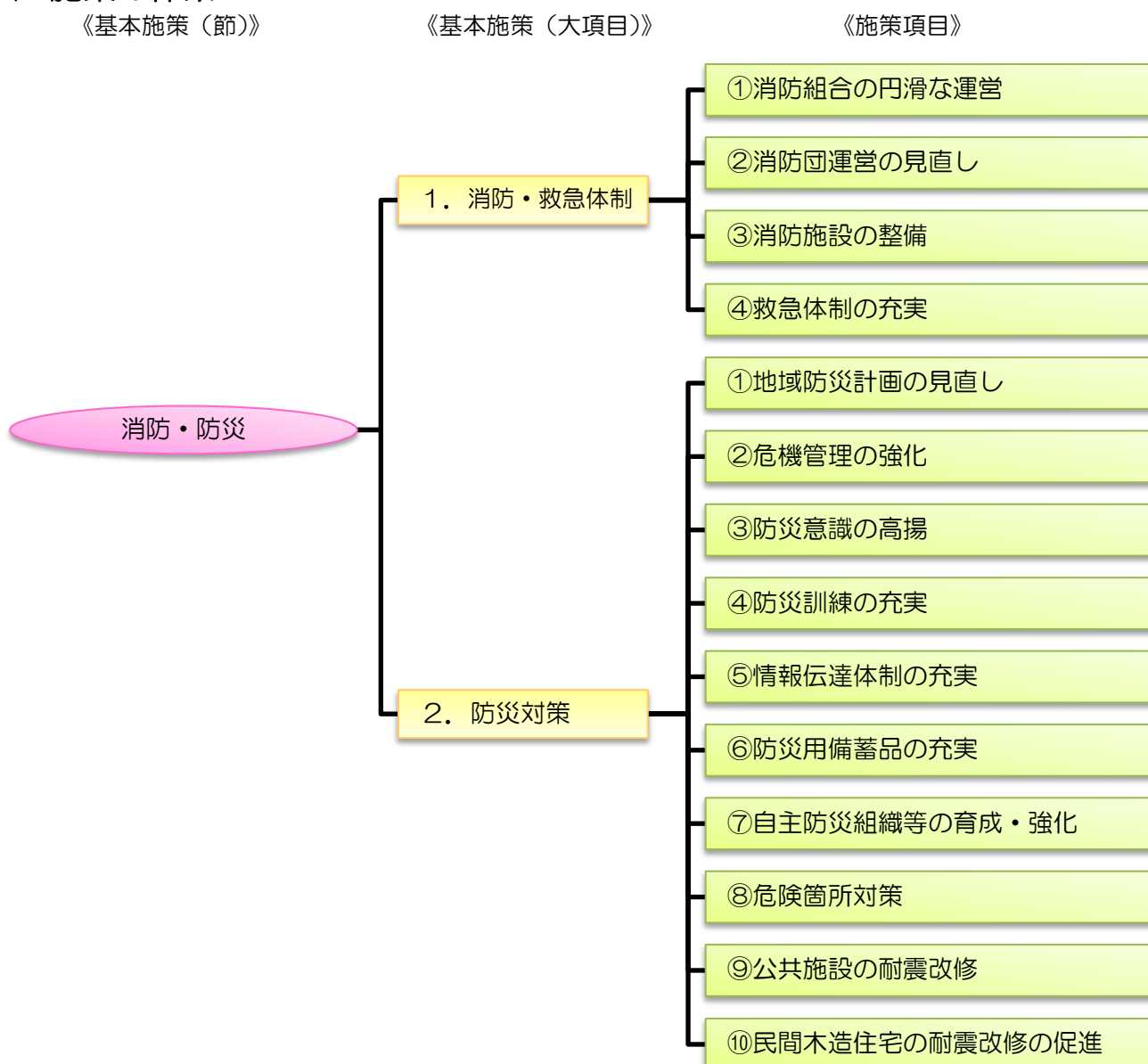
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 安全なまちづくりの実現のため、町、関係団体等のそれぞれの役割が明確化され、町民一人ひとりの防災意識が向上するとともに、緊急時に備えた消防体制の充実が図られています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
防災対策に対する満足度 (住民意識調査) (%)	13.4	20.0
木造住宅耐震診断実施戸数 (戸)	523	700

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 消防・救急体制

①消防組合の円滑な運営

災害や事故の複雑化や大規模化などの消防を取り巻く環境の変化に対応できるよう地域の消防、救急業務の中核である知多南部消防組合の装備、体制等の合理化を美浜町と連携により進めます。

また、消防需要の拡大に対する消防体制の充実強化を図るため、愛知県消防広域化推進計画に沿った消防の広域化を推進します。

②消防団運営の見直し

消防団運営については、消防署との連携を強化するとともに、団員の消防技術の向上及び団員確保の現状に即した組織の見直し等を推進します。

③消防施設の整備

火災や地震災害等に対応できるよう各種消防・防災機器の計画的な更新、整備を進めます。

また、消火栓等の消防水利の適正な維持管理、整備に努めます。

④救急体制の充実

消防署や地域の医療機関等との連携を深め、増大する救急需要に対応できるよう、高規格救急車の更新、整備や救急救命士の拡充等を進め、安心できる救急体制の強化を図ります。

また、普通救命講習会等を通じて応急処置の知識の普及に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
消防広域化推進事業	各消防本部	消防体制の充実強化を目的とした常備消防の広域化	平成 20 年度 ～29 年度



知多南部消防組合

(2) 防災対策

①地域防災計画の見直し

愛知県地域防災計画の修正及び地域の特性や現状等を勘案し、実情に即した地域防災計画の定期的な見直しを図ります。

②危機管理の強化

大規模地震発生時における初動体制の強化、ライフラインの確保や各機関との連携、災害復旧・復興対策など、緊急時の危機管理について研究し、安心できる体制づくりを進めます。

③防災意識の高揚

“自分たちの地域と自らの命は、自分で守る”ことを基本に、防災訓練や会議、広報紙など、様々な機会を利用した啓発活動を推進し、町民の防災意識の高揚を図ります。

④防災訓練の充実

どのような災害が発生した場合にも被害を最小限にとどめられるよう、自主防災組織や区を中心とし、各種団体をまきこんだ定期的な防災訓練を実施するとともに、保育所、小・中学校等施設単位での防災教育活動の充実を図ります。

⑤情報伝達体制の充実

大規模地震災害等の発生時の町民への緊急伝達手段として、より確実な同報系防災行政無線等の整備に努めます。

また、土砂災害相互通報システムを活用し、気象や雨量情報などの情報を住民が事前に把握できるようにし、すみやかに避難等ができるように努めます。

⑥防災用備蓄品の充実

日赤愛知県支部に応急用資材を要望するとともに、地区拠点単位に整備された防災倉庫の資機材の点検整備などの維持管理や非常食などの緊急物資の備蓄の充実に努めます。

⑦自主防災組織等の育成・強化

各地域の特性にあった自主防災組織の組織化と既存組織の育成・強化を図るとともに、防災ボランティア団体等の受入体制の整備に努めます。

⑧危険箇所対策

林地の維持や生活環境の保全を図るため、土砂崩れなどの災害のおそれがある危険箇所について、急傾斜地崩壊対策事業^{*1)}や治山事業^{*2)}を進めていくよう、県に対して積極的に要望していきます。

また、町内の土砂災害危険箇所や避難所、災害のおそれがある場所などを明示したハザードマップ^{*3)}等を作成し、地域住民への周知徹底に努めます。

⑨公共施設の耐震改修

町民に対して耐震対策の啓発に努めるとともに、公共施設についても計画的に耐震化等を進めます。

⑩民間木造住宅の耐震改修の促進

町内の地震による住宅被害（死者数や経済被害額）を減少させるため、住宅の耐震化を促進します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
自主防災組織等育成事業	南知多町	自主防災組織の育成、強化	毎年度
治山事業	愛知県	擁壁、モルタル吹付け等	毎年度
急傾斜地崩壊対策事業	愛知県	擁壁 ロックフェンス等	毎年度
木造住宅耐震診断	南知多町	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅を対象	平成 15 年度 ～
木造住宅耐震改修費補助金	南知多町	1 棟当たり限度額 90 万円	平成 15 年度 ～
耐震シェルター等整備費補助金	南知多町	シェルター 1 台当たり限度額 30 万円 ベッド 1 台当たり限度額 15 万円	平成 25 年度 ～
木造住宅段階的耐震改修費補助金	南知多町	1 棟当たり限度額は、 1 段階目 60 万円、2 段階目 30 万円	平成 26 年度 ～



《用語解説》

※1：急傾斜地崩壊対策事業

「急傾斜地の崩壊による災害に関する法律」に基づき、急傾斜地の高さが 5 メートル以上で、崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が 5 戸以上あるもの、5 戸未満であっても学校、病院等に危害の生ずるおそれのあるものについて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、災害の危険から住民の生命を保護するための県事業。

※2：治山事業

森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から、生命と財産を守り、水源かん養、生活環境の保全・創出をはかる重要な国土保全事業。

※3：ハザードマップ

地震、台風などがおきた場合に、災害を引き起こす可能性のある諸現象を地図上に示したものを。防災に役立てるために避難場所や避難経路なども書き込んだものを防災マップという。

④ 交通安全・防犯

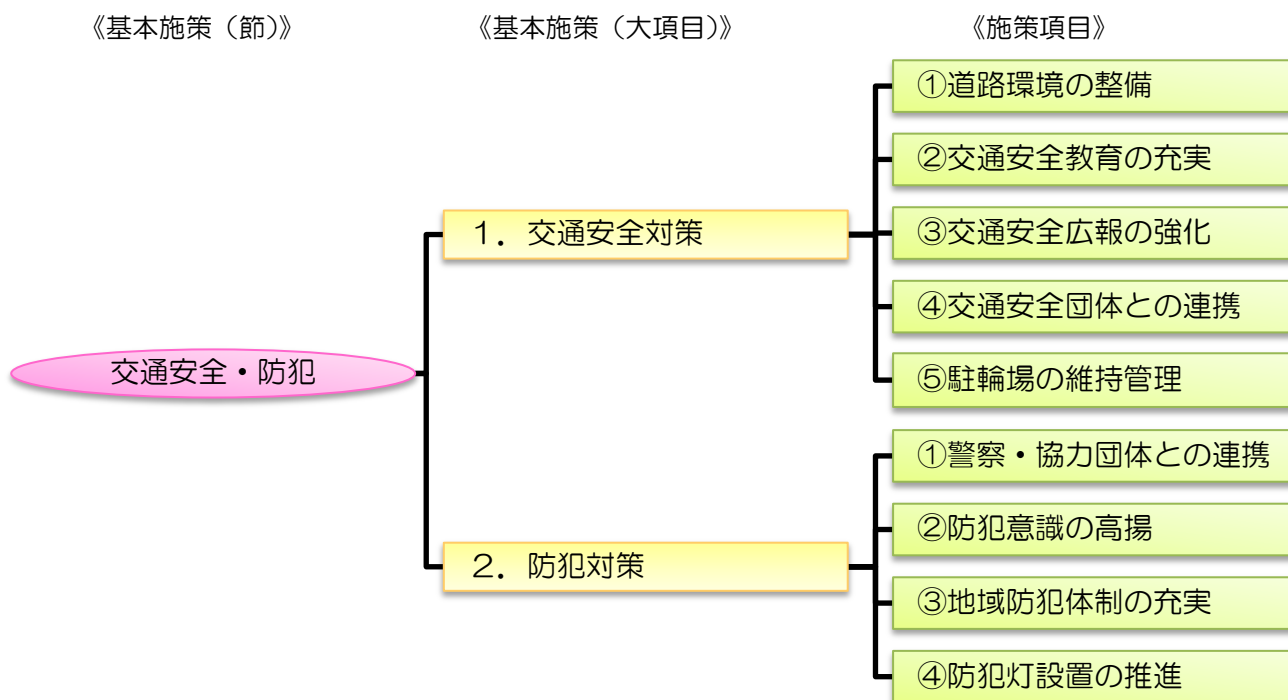
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 交通安全意識の高揚と交通安全施設の整備が図られ、交通事故のない地域社会になっています。
- 一人ひとりの防犯意識が高まり、犯罪のない安心した暮らしが営まれています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標		現状値	目標値
		2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
交通事故発生件数	(件)	45	38
犯罪発生件数	(件)	131	91

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 交通安全対策

①道路環境の整備

事故分析に基づき、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の整備を進めます。交通弱者に配慮したやさしい道路環境の整備に努めるとともに、道路パトロール等により国道、県道の主要道路に関する要望も実施していきます。

②交通安全教育の充実

各家庭はもちろん、幼児、学校の児童生徒及び高齢者の交通事故の防止を目指して、各年齢層に合わせた交通安全教育や交通指導を実施します。

③交通安全広報の強化

町民の交通安全に対する意識を高めるため、シートベルトの全席着用、自転車や歩行者への夕暮れ時や夜間の反射材着用、迷惑駐車防止など、交通安全に関する広報活動を強化します。

④交通安全団体との連携

町交通安全推進協議会を中心に、警察署や交通安全協会、交通安全会等の関係団体と連携して交通安全活動を積極的に展開することにより、町民一人ひとりの交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図ります。

⑤駐輪場の維持管理

内海駅の駐輪場の適正な維持管理に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
交通安全施設整備事業	南知多町 愛知県	ガードレール・カーブミラー等整備	毎年度

(2) 防犯対策

①警察・協力団体との連携

安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、町安全なまちづくり推進協議会を中心に、町、警察、関係団体が連携し、啓発活動や自主防犯活動など総合的な防犯活動を推進します。

②防犯意識の高揚

町民の防犯意識の高揚を図るため、犯罪事例や高齢者など被害を受けやすい傾向とその対策について、犯罪のデータなどに基づく広報活動の充実を図ります。

③地域防犯体制の充実

警察や自主防犯団体、防犯連絡責任者（区長）等との連携により、防犯パトロール等を実施するなど地域の自主防犯活動の充実に努めます。

④防犯灯設置の推進

夜間犯罪を未然に防ぐため、防犯灯の設置を推進します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
安全なまちづくり推進事業	町安全なまちづくり協議会	町、警察、各種関係団体が連携し、啓発活動、自主防犯活動の推進	平成20年度～



3 いきいきと暮らせる健康・福祉のまちづくり

① 保健・医療

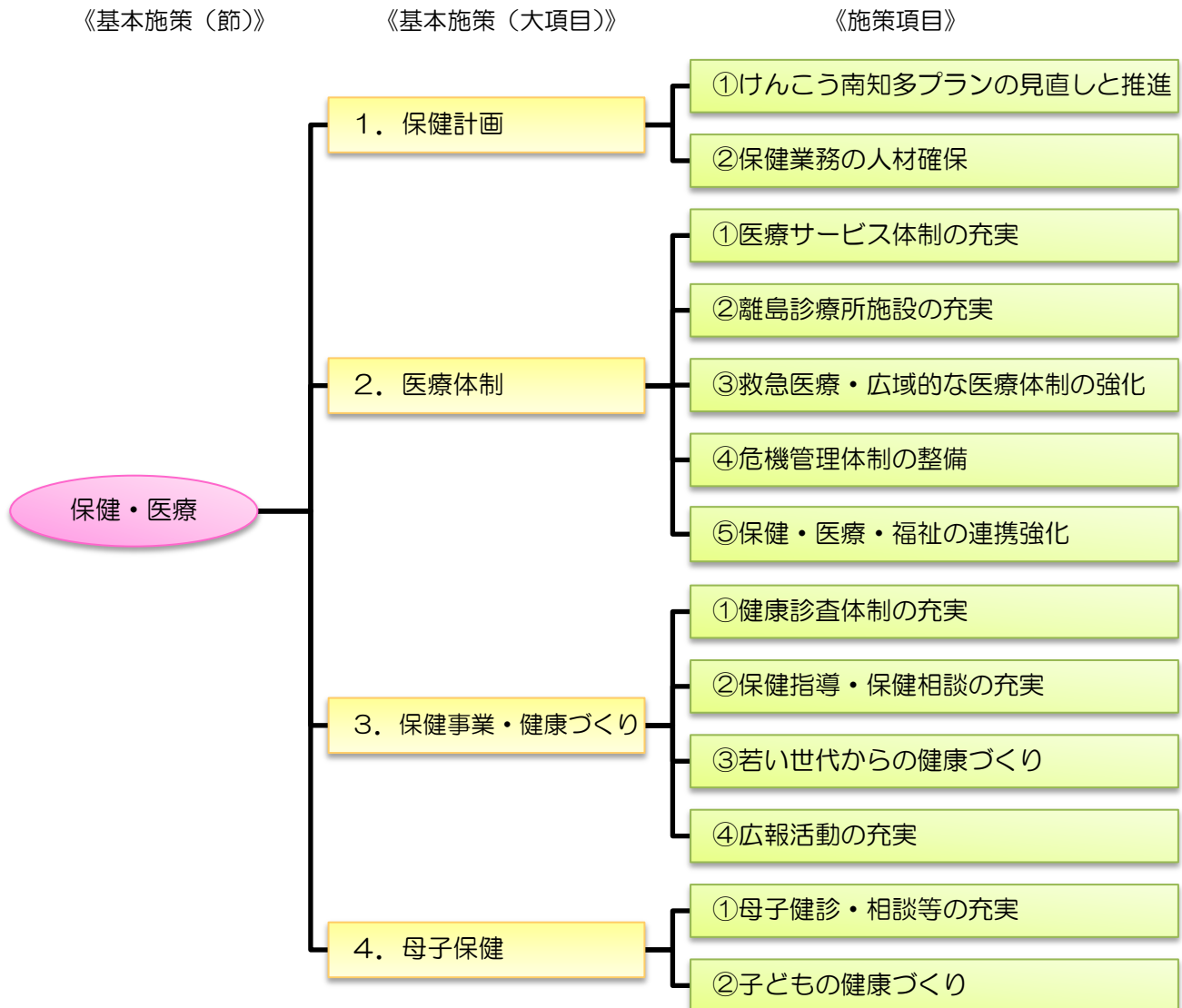
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 少子高齢化が進むなか、子どもから高齢者までがいつでも身近に医療が受けられ、健康で安心して暮らせる環境が整っています。
- すべての町民が健康増進にむけた健康づくりを取り組むための環境が整っています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
健康づくり、保健予防対策満足度 (住民意識調査) (%)	14.7	17.0

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 保健計画

① けんこう南知多プランの見直しと推進

すべての町民が「健康でいきいきと暮らせるまち」にするため、平成26年度に評価・策定した「けんこう南知多プラン（第2期）」に基づいて、一人ひとりの生き方にあった健康づくりを住民自らが取り組むことができる環境整備を進めます。また、この保健計画は保健業務の指針として位置づけ、住民と協働で取り組みます。



② 保健業務の人材確保

地域保健法、健康増進法の制定、高齢者の医療の確保に関する法律の改正などにより保健指導の重要性がますます高まり、町民の健康の保持・増進やQOL^{※1)}の維持・向上をめざして保健事業の取り組みがさらに求められていることから、保健指導を実践する専門職である保健師、看護師及び栄養士等の充実に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
けんこう南知多プランの推進	町、町民、関連機関・団体	「このまちで夢と元気と生きがいづくり」をめざし健康づくりへの取組を支援	平成27年度～36年度

【現状値と目標値】

基本成果指標		現状値	目標値
		2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
けんこう南知多プランの周知度	(%)	20.4	30.0
喫煙率(40歳以上健診受診者)	(%)	15.3	15.0
BMI ^{※2)} 25以上(健診受診者)	(%)	25.9	23.0

(2) 医療体制

① 医療サービス体制の充実

日常からの健康管理による疾病予防や病気の早期発見・早期治療を的確に行うためには、身近にある病院や診療所と近隣市町にある総合病院の役割分担と相互連携が必要不可欠です。また、医師会や薬剤師会と連携し、「かかりつけ医師・薬剤師」の普及を図ります。加えて、懸念材料となっている医師不足に対しては、医師確保修学資金貸付事業などの推進に努めます。

② 離島診療所施設の充実

篠島については知多厚生病院が、日間賀島については区が招へいした個人開業医が開業していますが、両島とも常駐医ではないため夜間や休日の急患体制整備の充実に努めます。また、診療所施設・医療設備等の充実を図り、離島医療の向上をめざします。

③ 救急医療・広域的な医療体制の強化

二次救急医療施設である知多厚生病院の診療棟整備に伴い、医療設備が高度になることから、一次救急である休日当番医制との連携強化を図ります。

搬送体制についても関連機関と連携して救急医療の充実を図ります。特に、平成14年に導入された愛知県のドクターヘリの活用については、大きな期待を寄せており、さらなる拡充を求めています。

④危機管理体制の整備

東海・東南海地震の発生及び新型インフルエンザ^{※3)}等の感染症の流行などの非常時の災害を最小限に食い止めるよう、地震対策については、地域防災計画を基に、新型インフルエンザ等の感染症対策については、国や県の行動計画に基づき作成した町行動計画により危機管理体制の整備に努めます。

⑤保健・医療・福祉の連携強化

高齢化が進み、高齢者単身世帯、高齢者世帯、要配慮者、認知症高齢者の増加が予想される中、町内外の医療機関や保健機関、さらには福祉機関との協力体制づくりを進め、健康の保持増進、予防、治療、リハビリテーション等、包括的な保健・医療・福祉サービス体制の整備に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
離島診療所管理運営補助事業	知多厚生病院 日間賀島区	篠島診療所及び日間賀島診療所の管理運営に要する経費の補助	毎年度
知多厚生病院診療棟整備事業補助事業	知多厚生病院 (愛知県厚生農業 協同組合連合会)	知多厚生病院診療棟の増改築事業の補助	平成20年度 ～29年度

(3) 保健事業・健康づくり

①健康診査体制の充実

生活習慣病^{※4)}やメタボリックシンドローム等の早期発見と予防のため、がん検診、特定健康診査^{※5)}の充実を図るとともに、各種健診事業の情報提供を充実させ、受診率の向上に努めます。また、職場での健診や人間ドック、医療保険者の健診など、多様な健診機会が存在する中で、さらに多くの住民に受診してもらえるよう、健診に応じて、夜間、土曜日受診機会を設けるなど、その実施体制を充実させます。

②保健指導・健康相談の充実

生活習慣の改善の指導(特定保健指導^{※6)}を含む)を充実し、実践していくとともに、すべての住民が積極的に参加できるように、年代や地域に応じた保健指導・健康教育や相談体制を整備します。また、必要に応じて医療機関への受診を勧めます。

③若い世代からの健康づくり

子どもの肥満や体力の低下、成人や高齢者の生活習慣病が増加していることから、学校、家庭、職場、地域などが連携し、若い世代から生涯にわたり、健康づくりに取り組むことができるよう、健康づくり体制の整備を進めます。

④広報活動の充実

こころ、身体両面からの健康づくりを推進するために、健康づくりに関する情報や、意識の高揚を図るための情報を住民に対して積極的に提供します。特に、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病の予防のための、栄養、運動、休養、禁煙等の望ましい生活習慣について啓発します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
健診及び保健指導事業	南知多町	若い世代から生活習慣病予防対策を実施	毎年度

【現状値と目標値】

基本成果指標		現状値	目標値
		2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
特定健康診査受診率	(%)	36.8	60.0
がん検診受診率	(%)		
胃がん		2.9	5.0
大腸がん		7.7	8.0
子宮頸部がん		8.1	12.0
乳がん		10.1	12.0
肺がん		34.0	40.0
前立腺がん		3.4	4.0

(4) 母子保健

①母子健診・相談等の充実

妊産婦や乳幼児期の疾病の早期発見と、早期治療及び早期療育に努めるとともに、乳幼児が安全に成長し保護者が心豊かに育児できる環境をつくるため、健診事業内容の充実を図ります。

また、子育て不安等の内容が多種多様化しているとともに、核家族化、地域コミュニティの希薄化により、子育てをしている保護者の孤立化・孤独化が問題となっているため、育児相談事業の整備を進めます。

②子どもの健康づくり

笑顔にあふれ、子どもが心身ともに健全に育まれるよう、地域・保健・保育所・学校が連携し、子育て・健康をテーマとした講座の開催や、よりよい生活習慣、栄養指導、歯科保健指導の啓発と保健指導の充実を図ります。



【主要事業】

事業名	事業概要	事業期間
妊婦・産婦・乳児健康診査 (医療機関、助産所で行う 個別健康診査)	妊婦健康診査受診料の14回分を負担。医療機関等に委託	平成21年度～
	産婦については、産後2か月以内1回分を負担	
	乳児については、1歳未満2回分を負担	平成9年度～
3か月児、1歳6か月児、 3歳児健康診査 (集団健康診査)	年間で予定し健診を実施 虐待ケースの早期発見及び子育て支援の実施	毎年度
う蝕 ^{※7)} 予防事業	子どもから大人まで、生涯にわたる歯の健康づくり及び、良い食習慣について知識の普及啓発を行い、う蝕予防を実施	毎年度

【現状値と目標値】

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
3か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査受診率(%)	96.1	100.0
3歳児のう蝕率 (%)	25.6	15.0
妊婦の喫煙率 (%)	1.6	1.6

《用語解説》

※1：QOL

生活の質の向上、一般に人の生活の質。ある人がどれだけ人間らしい望み通りの生活を送ることができて
いるか計るための尺度として働く概念である。

※2：BMI

BMI (Body mass index) は、体格指数。BMIが男女とも22の時に高血圧、高脂血症、耐糖能障
害等の有病率が最も低くなるということが分かってきている。BMI=22となる体重を理想としたのが標
準体重で、25以上は肥満と判定される。BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

※3：新型インフルエンザ

これまで人に感染しなかった動物由来(鳥や豚など)のインフルエンザウィルスが変異することにより、
人から人へ感染するインフルエンザを新型インフルエンザという。新型インフルエンザは、毎年流行を繰
り返してきたインフルエンザウィルスとは表面の抗原性が全く異なるウィルスが出現することにより、お
よそ10年から40年の周期で発生している。人類のほとんどが免疫を持っていないために容易に人から
人へ感染し、世界的な大流行が引き起こされ、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が懸念される。

※4：生活習慣病

生活習慣を改善することにより病気の発症や進行を予防できるという、病気のとらえかたを示したもので、
個人が病気予防に主体的に取り組むための認識を持ってもらうために「成人病」に代わって導入された概
念。がん・高血圧・脳卒中・糖尿病・肥満等。

※5：特定健康診査

平成18年の健康保険法の改正によって、平成20年4月より40～74歳の保険加入者を対象として、健
康保険組合や国民健康保険などの保険者に義務づけられた健診。肥満、高血圧症、脂質異常、糖代謝異常、
喫煙状況などの危険因子の保有状況により内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の該当者を発見
する。

※6：特定保健指導

内臓脂肪症候群のにより指導対象者を階層化し、要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を
実施する。

※7：う蝕

虫歯



② 福祉

◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

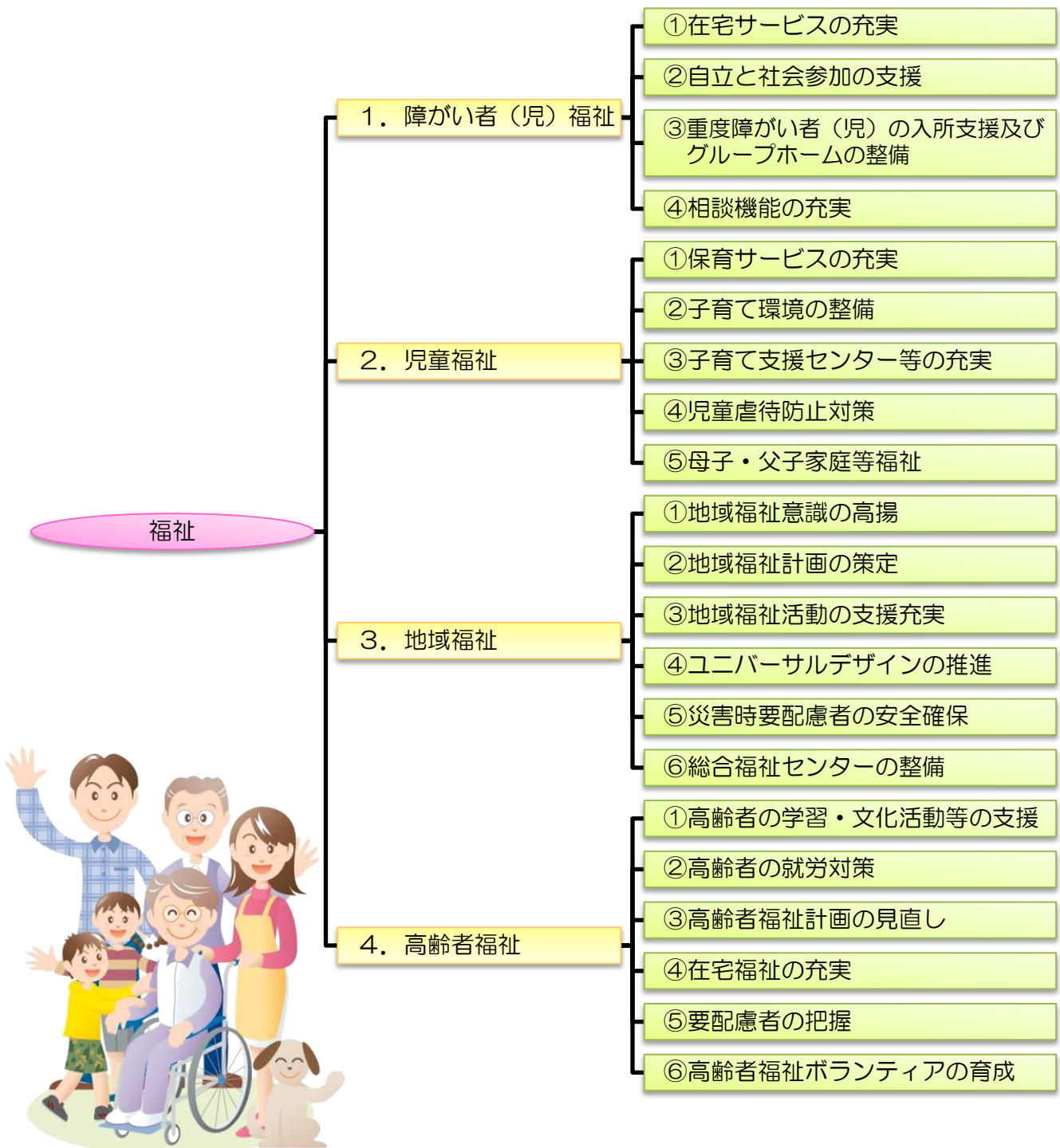
- 子どもから高齢者まで、また障がいのある人もない人もだれもが住みよく安心し、やすらぎを感じられ、自立して生活できる環境が整っています。
- 安心して楽しく子育てができる環境が整っています。

◆ 施策の体系

《基本施策（節）》

《基本施策（大項目）》

《施策項目》



◆ 施策の内容

(1) 障がい者（児）福祉

①在宅サービスの充実

障害者総合支援法に基づき、障がい者に対する障害福祉サービス、地域生活支援事業及び相談支援事業の充実に努めます。福祉サービスの量について不足するサービスの提供体制確保については、知多圏域で対応するなどサービス基盤の整備を図ります。

②自立と社会参加の支援

必要な情報提供や相談支援、福祉サービスの基盤整備を計画的に進めます。特に、意思疎通支援事業・移動支援事業の充実ははかり、情報や外出時における移動支援の提供をします。また、教育・雇用・社会参加・保健・医療・福祉など幅広い分野で総合的に取り組みを進めていきます。

③重度障がい者（児）の入所支援及びグループホームの整備

重度障がい者（児）の介護者・介助者の高齢化が進み、自宅で単独で生活することが困難になっていくため、常時介護を要する方の負担が軽減できるよう、日常生活の世話が行える施設への入所や、お互い助け合いながら地域社会で生活できるようなグループホームについて、広域的な対応も視野に入れつつ、サービス提供事業者等に対し、整備を働きかけるとともに、サービス提供体制の確保に努めます。

④相談機能の充実

障がい者に係る問題を解決するため、また、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、相談に応じて必要な情報の提供等の便宜を図ることや、権利擁護のために地域活動支援センター^{*1)}及び成年後見センター^{*2)}事業のさらなる充実に努めます。

(2) 児童福祉

①保育サービスの充実

仕事や社会活動と子育てが両立できるよう、延長保育・一時保育等の事業を継続的に実施し、保育サービスの充実に努めます。また安全で快適な保育環境を確保するため、入所児童数の動向を見ながら保育所の施設や設備の適正な整備・充実に努めます。

②子育て環境の整備

町子ども・子育て支援事業計画に沿った施策を総合的かつ効果的に推進し、安全・安心して子どもが心身ともに健やかに育つための生活環境の整備を進めるとともに、地域の子育て支援体制の充実に努めます。

③子育て支援センター等の充実

子育て支援センター^{*3)}を中心に育児不安に対する相談体制や子育てに関する情報提供を強化するとともに、地域の子育てサークル等への支援を通じ、子育てに自信が持てる家庭づくりを推進します。また需要の動向を見ながら効率的な運営を前提に放課後児童健全育成事業の充実に努めます。

④児童虐待防止対策

民生・児童委員^{*4)}、主任児童委員をはじめ、保育所、学校、県関係機関が連携できる体制を整備し、児童虐待の未然防止と早期発見、適切な対応が図れるよう努めます。

⑤母子・父子家庭等福祉

母子・父子家庭等の経済的負担の軽減を図るため、各種手当等の支給により、経済的支援を推進するとともに、自立が図れるよう福祉相談センター^{※5)}等との連携を強化し、相談・指導体制の強化に努めます。

【現状値と目標値】

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
時間外保育延べ利用者数 (人)	5,317	5,500
保育所等における一時預かり延べ利用者数 (人)	108	120
出生数 (人)	114	145

(3) 地域福祉

①地域福祉意識の高揚

地域福祉の視点に基づく啓発活動（福祉講座や講演会等）を充実させ、町民の意識を高めるなど、地域における住民相互の支え合いや見守りを大切にするコミュニティの形成を図ります。

また、町広報、ホームページなどを通してノーマライゼーション^{※6)}を広く周知し、意識啓発に努めます。

②地域福祉計画の策定

高齢者、障がい者、児童といった対象ごとに各種計画が策定され、それぞれ根拠法を異にしていますが、これらとの整合性、連携を図りながら、これらを内包する幅広い地域住民参加を基本とする地域福祉計画を策定します。

③地域福祉活動の支援充実

社会福祉協議会^{※7)}を中心としたボランティア団体の育成、活動支援を図ります。

また、ボランティア団体や近隣住民、自治会等における地域福祉活動の育成を図り町民のボランティア活動への参加を促し、その活動を積極的に支援するとともに、ボランティア団体等のネットワーク化を進め、関係機関との協力体制の強化を図ります。

④ユニバーサルデザインの推進

公共施設のバリアフリー化など、障がい者を始めとするすべての人にやさしく、使いやすいものとなるよう、ユニバーサルデザイン^{※8)}の視点に基づく福祉のまちづくりを進めます。

⑤災害時要配慮者の安全確保

安全を確保するために地域安全ネットワークの構築を検討し、さらに障がい者や高齢者等の災害時の防災対策のための災害時要配慮者地域防災マップを作成するとともに、大規模災害を想定した災害ボランティアコーディネーター^{※9)}の育成に努めます。

⑥総合福祉センターの整備

保健、医療、福祉が一体となった総合的なサービス提供体制の整備を進め、地域福祉の拠点としての総合福祉センターの整備を検討します。

【現状値と目標値】

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
放課後児童健全事業登録者数 (延べ人数/月)	9	30
地域子育て支援拠点延べ利用者数 (人)	2,342	2,342
保育所における地域の子育て支援事業 (園庭開放) 利用者数 (人)	62	62

(4) 高齢者福祉

① 高齢者の学習・文化活動等の支援

高齢者が健康で充実した生活が送れるように、老人クラブ等の活動を支援し、学習、文化、趣味、創造活動やスポーツ・レクリエーション活動等の充実を図ります。

② 高齢者の就労対策

高齢者が経験と知識を生かして働ける場を確保するため、高齢者の生きがい対策の一つとして、シルバー人材センター活動の充実や就労の場の提供に努めます。

③ 高齢者福祉計画の見直し

3年ごとの高齢者福祉計画の見直しにあたっては、高齢者保健福祉サービスニーズを把握し、現行計画の実施状況やその評価を踏まえ、ボランティアグループ等のサービス提供主体の高齢者福祉を取り巻く社会情勢変化への対応などを考慮して、介護保険給付対象サービスのほか介護保険給付対象外サービスや事業の設定に努めます。

④ 在宅福祉の充実

高齢者が、住みなれた地域で、安心して自立した生活が送れるよう、また、できるかぎり介護を要する状態になることなく健康で生きがいのある生活が送れるよう、高齢者福祉計画に沿って各種事業を実施するとともに、地域で高齢者を支える体制整備を推進します。

⑤ 要配慮者の把握

高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯などの要配慮者の状況を把握するとともに、関係機関との情報の共有化により、急病や災害等の緊急時における、迅速な救援体制の整備を図ります。

⑥ 高齢者福祉ボランティアの育成

高齢者に長年培ってきた能力を生かしてもらうため、社会福祉協議会との連携により町民のボランティアへの参加を呼びかけ、ボランティアグループの発足・育成を支援します。また、ボランティアグループによるサロン事業、配食サービス等の活動を促進します。



【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
高齢者の生きがい対策支援事業	南知多町	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターの運営 ・老人クラブ活動 ・敬老事業 	毎年度
在宅サービス事業	南知多町	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター※10) の運営 ・生きがい活動支援通所事業※11) ・日常生活支援事業 (ホームヘルパー派遣事業) ・寝具洗濯・乾燥サービス事業 ・紙おむつ給付事業 ・緊急通報装置設置事業 ・介護保険離島交通費補助事業 	毎年度

【現状値と目標値】

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
高齢者福祉に対する満足度 (住民意識調査) (%)	9.4	13.0
高齢者の憩いの場所設置数 (箇所)	14	23
シルバー人材センターの登録者数 (人)	116	170

《用語解説》

※1：地域活動支援センター

地域に暮らす障がい者の日常生活の相談や支援、地域交流活動などを行うことにより社会復帰、自立、社会参加の促進を図るための施設。

※2：成年後見センター

認知症や知的障がい、精神障がいのため判断能力が十分でない人の権利・財産を守るために成年後見に関する相談窓口などの委託を受けた施設。

※3：子育て支援センター

子育ての専門機関である保育所(園)等を地域に開放して、地域で子育てをしていこうという趣旨のもと、育児相談や子育ての情報提供、子育てサークルへの支援等を行う。

※4：児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

※5：福祉相談センター

生活保護やDVの相談などを行っている福祉事務所と児童の養護相談などを行っている児童相談所が統合した機関。

※6：ノーマライゼーション

障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。またそれに向けた運動や施策なども含まれる。

※7：社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的とする民間団体。各都道府県・市区町村において、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域住民が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなっている。

※8：ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力のいかに問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。

※9：災害ボランティアコーディネーター

災害の復旧・支援に携わる災害ボランティアと、被災者・行政・関係団体とのあいだで情報収集・調整・指示などにあたる役割を担う者。

※10：地域包括支援センター

平成 18 年の介護保険改正に伴い、地域で暮らす高齢者を、介護、福祉、医療などさまざまな面から総合的に支えるために設置されたセンター。要支援 1・2、特定高齢者（生活機能の低下に不安がある高齢者）の人を対象にした介護予防事業や、高齢者の総合相談、権利擁護、包括的ケアマネジメントなどを行う。

※11：生きがい活動支援通所事業

概ね 65 歳以上で、要介護認定で非該当と判定された虚弱な高齢者等を対象に、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上などを目的とし、レクリエーション、入浴サービス、給食サービス等を実施する。



子育て支援センター ひな祭り会



町立どんぐり園



敬老の日 師崎保育所祖父母会



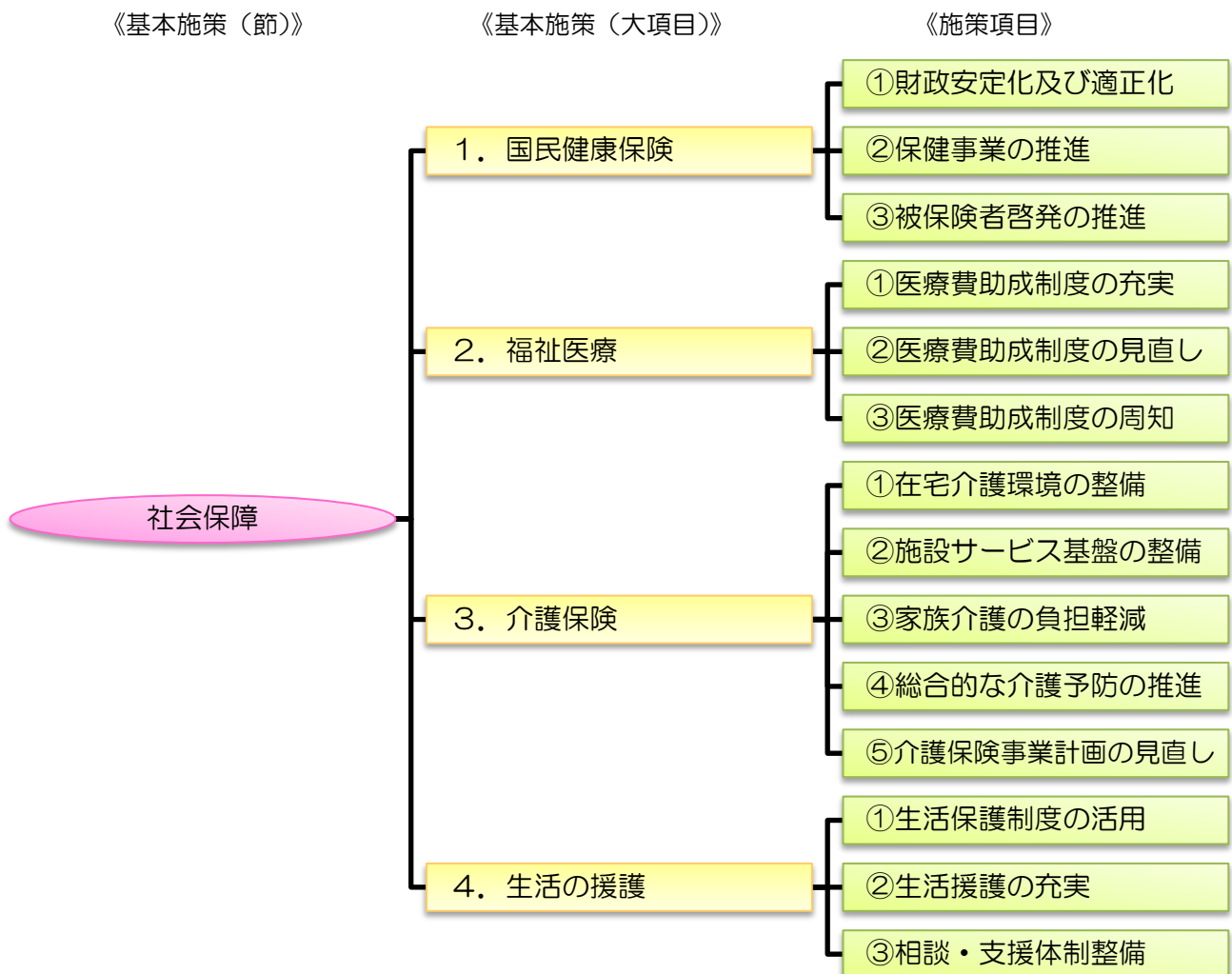
敬老まつり

③ 社会保障

◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 国民健康保険制度の健全運営のため、財政の安定化及び適正化が図られています。
- 福祉医療の助成制度の評価や見直しが行われ、福祉医療が充実しています。
- 介護サービスの適正な給付及び質的向上、地域支援事業の充実が図られています。

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 国民健康保険

① 財政安定化及び適正化

国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るために、収納率の向上に努めるとともに、適正な保険税の賦課総額を確保します。

被保険者の適正化のために、未加入者・重複適用者の把握に努め、適正な賦課・給付を実施します。

②保健事業の推進

増大する医療費抑制のためには、特定健康診査・特定保健指導の実施率を高めることにより、生活習慣病等の発症や重症化を予防することが重要であり、健診内容の充実を図ります。また、保健事業については、保健・福祉部門等との連携を図り、健康教育・疾病予防などの効果的な施策を積極的に推進します。

③被保険者啓発の推進

国民健康保険制度の周知を図るため、広報紙等による啓発活動を引き続き実施します。特に後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進は、被保険者の一部負担金の軽減にも影響するもので、積極的な情報提供に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
特定健康診査・特定保健指導	南知多町	糖尿病等生活習慣病予防のため保健指導を必要とする者を抽出するための健診	毎年度

【現状値と目標値】

基本成果指標		現状値	目標値
		2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
特定健康診査受診率	(%)	36.8	60.0
特定保健指導実施率	(%)	11.8	50.0

(2) 福祉医療

①医療費助成制度の充実

子ども医療費支給制度を充実させるため、平成 24 年 10 月診療分より中学生の通院と高校生の入院・通院まで拡大し、精神障害者医療では平成 25 年 10 月診療分より精神障害者保健福祉手帳 1.2 級所有者の助成範囲を全疾患に拡大しています。また、その他の福祉医療費の助成については、現状を維持するよう努めます。

②医療費助成制度の見直し

社会情勢や経済活動など生活環境の変化に合わせて、福祉医療の個々の制度評価を行い、町単独制度の存続や拡充等を見直しを行います。

③医療費助成制度の周知

受給資格者に対し、福祉医療制度の認識と理解を深めるため、広報紙等により効果的な啓発活動を推進します。



【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
障害者医療	南知多町	身体障害者などの医療費助成	毎年度
子ども医療	南知多町	18歳の年度末までの子どもの医療費助成	毎年度
母子家庭等医療	南知多町	18歳の年度末までの「父子・母子家庭・両親のいない児童」の親または児童の医療費助成	毎年度
精神障害者医療	南知多町	精神障害者などの医療費助成	毎年度
後期高齢者福祉医療	南知多町	後期高齢者医療の対象者のうち母子・障害・精神の各医療該当者などの医療費助成	毎年度

【現状値と目標値】

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
子ども医療費支給制度の拡大	通院 高校卒業年齢まで (中・高1/2助成)	通院 高校卒業年齢まで (全額助成)

(3) 介護保険

①在宅介護環境の整備

介護保険制度の趣旨のひとつとして在宅サービスの重視が掲げられています。高齢者が、介護や支援が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を送ることができるようにするために地域包括ケアシステムを構築し、体制や環境を整備していきます。

②施設サービス基盤の整備

施設サービスは、介護者の介護負担が大きく軽減されますが、給付費に大きな影響を与えるため、国の示す参酌標準^{*1)}にしたがって施設整備を推進していきます。

介護サービスの量的確保とともにサービスの質的向上が図られるよう、官民の役割分担を図りながらサービス基盤の整備を計画的に進めます。

③家族介護の負担軽減

老後の生活における最も大きな不安は介護の問題であることから、介護が必要な状態になっても自らの意思に基づき、自立した生活が送れるように、また、その家族にとって介護による負担が重荷とならないような介護体制の充実を進めるため、在宅介護における家族の負担軽減への取組みを推進します。

④総合的な介護予防^{*2)}の推進

高齢者人口が増大する中であって、介護保険制度の「持続可能性」を高め、「明るく活力ある超高齢社会」を築くためには介護予防が重要であることから、いつまでも健康な生活を送ることができるように高齢者等の健康の保持増進を図るとともに、介護を必要とする状態となることをできる限り予防するための総合的な介護予防施策を推進します。

⑤介護保険事業計画の見直し

3年ごとの介護保険事業計画の見直しの際には、本町における介護または介護予防を必要とするすべての高齢者が介護サービス等を十分に利用することができるような社会の実現をめざし、介護サービス等を円滑に提供するための計画として、サービス量の見込みやその確保の方策、地域支援事業、介護保険料等について定めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
包括的支援事業の充実	南知多町	地域包括支援センターは地域包括ケアシステムにおける中核的な役割を担い、総合相談窓口としての適正な人員配置により機能強化を行う。在宅医療・介護の連携、認知症対策の推進、地域ケア会議の充実による個別事例や地域課題の解決、介護予防の推進などを行う。	平成22年度～32年度
介護予防事業	南知多町	高齢者を対象に、はつらつ教室、いきいきクッキング、ふれあいクラブ等の介護予防教室の開催により、運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能の向上を図る。介護予防リーダーによる介護予防事業の展開や、介護予防サポーター養成講座を実施し介護予防の推進を行う。	平成22年度～32年度
配食サービス	南知多町	ひとり暮らし高齢者等の見守りや栄養改善を図るため、民間との連携による配食サービスを実施する。	平成22年度～32年度
サロン（高齢者の憩いの場）サポート事業	南知多町	ボランティアを実施主体とする、ひとり暮らし高齢者等の引きこもり防止や健康づくり、食事の提供などを目的としたサロンの開設に必要なサポートを行う。	平成22年度～32年度

【現状値と目標値】

基本成果指標	現状値		目標値	
	2014(平成26)年度		2020(平成32)年度	
介護保険サービスに対する満足度（住民意識調査）	12.9		15.0	

（4）生活の援護

①生活保護・生活困窮者自立支援制度の活用

福祉事務所と連携し、生活困窮者に対して生活保護・生活困窮者自立支援制度の効果的な運用、指導に努めます。

②生活援護の充実

福祉事務所や社会福祉協議会と連携し、低所得者層に対し、状況に応じた生活福祉資金等の各種貸付制度を有効活用するなど、自立に向けての助長に努めます。

③相談・支援体制整備

生活援護者の経済的自立と意欲高揚を促すため、福祉事務所、社会福祉協議会、民生・児童委員等の関係機関や地域との連携の基に、的確なケース把握に努め、生活指導、相談を行います。

また、福祉事務所やハローワーク等と連携し、就職に向けた職業訓練や指導・支援を行います。

《用語解説》

※1：参酌標準

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に記載されている、「その地域のサービス必要量等を求めるための目安」のこと。

※2：介護予防

介護が必要になることをできるだけ遅らせ、介護されるようになってからは、その状態を維持、改善して悪化させないようにすること。また、それを目的とした介護予防サービスや介護予防事業といった取り組みのこと。



介護予防サポーター養成講座



すいせんひろば秋祭り



4 活力をともに生みだすまちづくり

① 農業

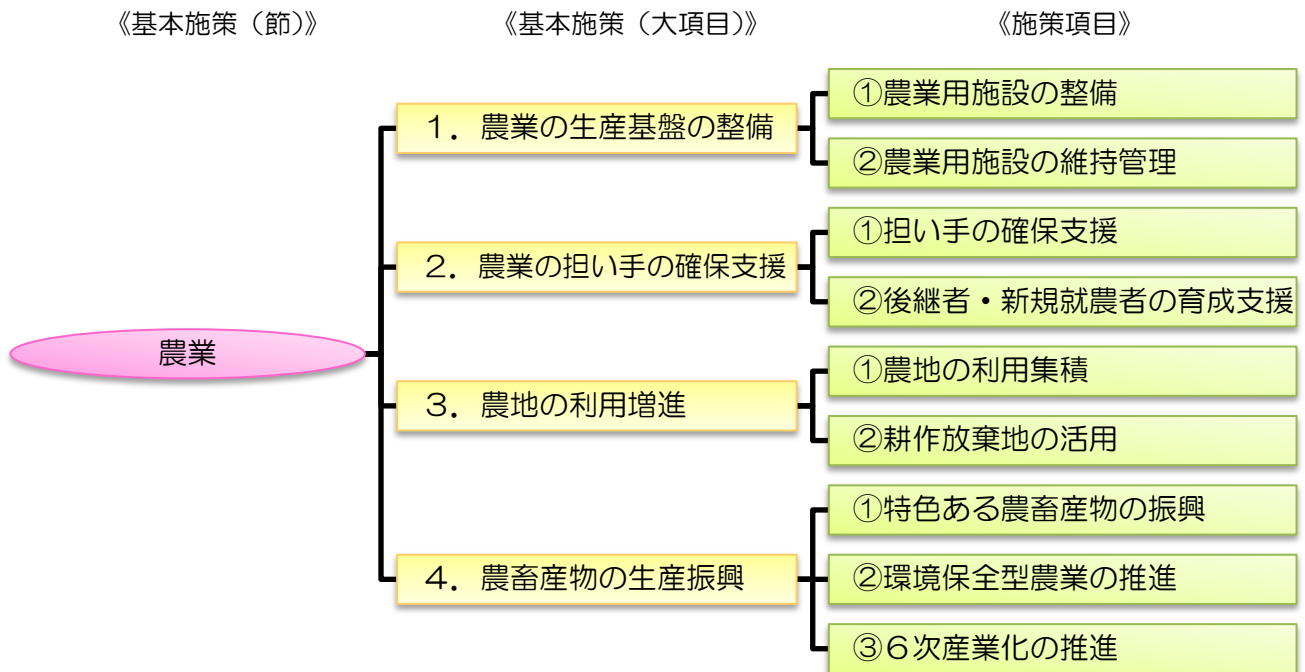
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 農業者の所得が向上し、農業が職業として選択しえる魅力とやりがいのあるものとなっています。
- 農業の担い手に優良農地が集積され、有効利用されています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標		現状値	目標値
		2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
大規模経営農家 (3 ha以上)	(人)	23	35

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 農業の生産基盤の整備

① 農業用施設の整備

安心・安全な農産物を効率的に生産・出荷するため、計画的に農道、農業用水路・排水路、ため池などの農業用施設の整備に努めます。

② 農業用施設の維持管理

農業用施設の修繕工事等を実施するとともに、多面的機能を持つため池については、地域と連携して保全に努めます。

また、老朽化したポンプ場の計画的改修をはじめ、農業用施設の維持管理を行う土地改良区や地域の活動組織に対して支援を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
単独土地改良事業	南知多町	農業用施設整備工事 (農道、水路、ため池等)	毎年度
経営体育成基盤整備事業	愛知県	国営農地開発事業地区内の農道補修工事等	平成 26 年度 ～
愛知用水地元管理ポンプ電力料補助事業	知多南部土地改良区ほか	愛知用水地元管理のポンプ電力料の補助	毎年度
揚水機場改修等事業補助事業	知多南部土地改良区ほか	揚水機場改修等事業の補助	毎年度
知多南部土地改良区運営費補助事業	知多南部土地改良区	知多南部土地改良区運営費の補助	毎年度
農業農村多面的機能支払事業交付金	地域活動組織 (農家、住民等) 地域協議会	農業用施設等の維持管理や農村環境向上活動を実施する組織に対する支援	平成 19 年度 ～

(2) 農業の担い手の確保支援

①担い手の確保支援

農業者の高齢化、農畜産物の価格低迷などを背景に、減少する農業従事者を将来にわたり確保していくためには、農業所得の向上を図る必要があります。

このため、意欲的な農業の担い手に対して、経営改善の計画の作成を推進するとともに、その計画の達成に向け必要な支援に努めます。

また、平成24年度から、各地域が抱える「人と農地の問題」の解決を図るため、集落・地域の話合いにより、今後の地域の中心となる経営体を定め、そこへの農地集積を進めるため、「人・農地プラン」を作成し、中心経営体として位置付けられた農業者を支援しています。

②後継者・新規就農者の育成支援

町内農業の継続的発展のため、意欲と能力のある者が幅広く円滑に農業に参入できるよう県や農協と連携・協力して、農業後継者・新規就農者の相談機能の充実を図るとともに、青年等就農計画の作成を推進し、受入れ体制を強化します。



【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
認定農業者 ^{※1)} 育成事業	南知多町	担い手農業者の経営改善計画の認定及び 取組み支援	毎年度
農業制度資金融資利子 補給事業	南知多町	農業近代化資金及び農業経営基盤強化資 金借入に対する利子に対し、借入から3年 間利子の一部の助成	毎年度
認定新規就農者育成事業	南知多町	担い手農業者に発展するような青年に対 する青年等就農計画の認定及び取組み支 援	平成 26 年度 ～
経営体育成支援事業	南知多町	「人・農地プラン」に地域の中心経営体と して位置付けられた農業者等が農業経営 の発展・改善を目的として融資を受け、農 業用機械・施設等を整備する際に融資残に ついて補助金を交付することにより、主体 的な経営展開を支援	平成 23 年度 ～
青年就農給付金 (経営開始型)	南知多町	青年就農者の確保を目的として、青年の就 農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、 経営が不安定な就農直後の所得を確保す るため給付金を給付	平成 24 年度 ～
農業新規就業者支援事業	南知多町	農業の担い手を確保するため、青年就農給 付金を受給中の新規就農者へ住宅に係る 家賃の一部を補助	平成 25 年度 ～

【現状値と目標値】

基本成果指標		現状値	目標値
		2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
認定農業者数	(人)	45	50
今後の地域の中心となる経営体(担い手)	(件)	56	70

(3) 農地の利用増進

① 農地の利用集積

認定農業者や、「人・農地プラン」で地域の中心経営体として位置付けられた農業者などの意欲ある担い手へ農地を集積し、経営規模の拡大や農地の集団化を促進することにより、経営の合理化を図り農業所得の向上をめざします。

そのため、農用地利用組合^{※2)} や土地改良区の協力のもと、町又は農地中間管理機構の仲介による農地の貸借を進め、農地の利用集積を促進します。

② 耕作放棄地^{※3)} の活用

農業委員会、農協、農用地利用組合など関係機関との協働により、土地基盤整備地区における耕作放棄地を中心に農地の貸借を進め、耕作放棄地の解消を図るとともに、有効利用に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
農用地利用集積実践活動	南知多町	農地の利用集積を推進するため、農用地利用組合などの協力のもと農地の貸し借りの調整を実施	毎年度
耕作放棄地解消対策事業	南知多町	耕作放棄地の解消、担い手への農地の集積を図るため、耕作者又は所有者が耕起、伐採、抜根、整地等を行い耕作可能な状態にする事業に要した費用を補助	平成25年度～

【現状値と目標値】

基本成果指標	現状値	目標値
		2014(平成26)年度
農地の利用集積(貸借)面積 (ha)	196	226

(4) 農畜産物の生産振興

① 特色ある農畜産物の振興

農協をはじめ関係機関との連携により、農家所得を安定させ、再生産可能な農業を推進するとともに、安全・安心を基本に消費者ニーズに合った農畜産物の供給を進めます。

農産物については、市場を通さず直接小売店や加工業者などと取引をする市場外流通や、有機農業・減農薬・減化学肥料による特別栽培など付加価値栽培によるブランド力強化を推進します。

花きについては、生産者個々のオリジナリティを發揮した新品種の育成、集出荷場などの施設の有効活用及びイベントでの地域のイメージアップを推進します。

畜産物については、家畜への予防注射など伝染病予防を推進するとともに、畜産クラスター事業の活用など、搾乳ロボットの導入や飼育環境の向上により生産能力及び品質の向上を図り、「あいち知多牛」などのブランド化による有利販売を目指します。

② 環境保全型農業^{*4)}の推進

地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、県をはじめ関係機関との連携により、有機農業や、減農薬・減化学肥料による環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行うとともに、畑作農家と畜産農家の連携を強化し、たい肥^{*5)}の円滑な需給調整や過剰供給の防止対策を進めます。

また、畜産農家による自給飼料の生産、家畜ふん尿処理施設をはじめ畜産環境の整備を推進します。

③ 6次産業化の推進

他産業との連携を深め、本町の豊かな農林水産資源を活用した商品開発や直接販売を行うなど、農林水産業の6次産業化を推進するため、6次産業化の事業支援を行い、収益の向上を図ります。

また、「ミーナの恵み」ブランドの認定・PRを行い、付加価値の向上を図ります。



【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
環境保全型農業直接支払交付金	南知多町	農業者が取組む有機又は減農薬とセットで行う、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に対し交付金を交付	平成23年度～
6次産業推進補助金	南知多町	6次産業化・地産地消法による認定総合化事業計画等の認定を受けた事業者が、2次産業及び3次産業を一括又は連携して行う事業で、研究開発・事業推進及び販路開拓にかかる費用を補助	平成25年度～
畜産クラスター事業	畜産クラスター協議会（畜産農家・関係機関・地方公共団体等）	地域の関係者が連携して作成する地域全体の収益力を向上させる計画・目標のための取組について、中心的な役割を担う畜産経営体等の施設等を整備する取組を支援	平成29年度～

【現状値と目標値】

基本成果指標		現状値	目標値
		2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
6次産業推進事業補助件数	(件)	2	2

《用語解説》

※1：認定農業者

自らが作成した農業経営の改善計画について市町村の認定を受けた農業者。価格安定対策や融資の面など、国の支援策が、認定農業者に集中化・重点化されている。

※2：農用地利用組合

集落などまとまりのある区域内の農地について、作付地の集団化や効率化など利用関係の調整・改善をすすめる団体。

※3：耕作放棄地

農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるもの。

※4：環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性も考慮しつつ、土づくりなどを通じて減化学肥料、減農薬による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

※5：たい肥

家畜ふん尿などの有機物質を堆積発酵させた肥料。



② 水産業

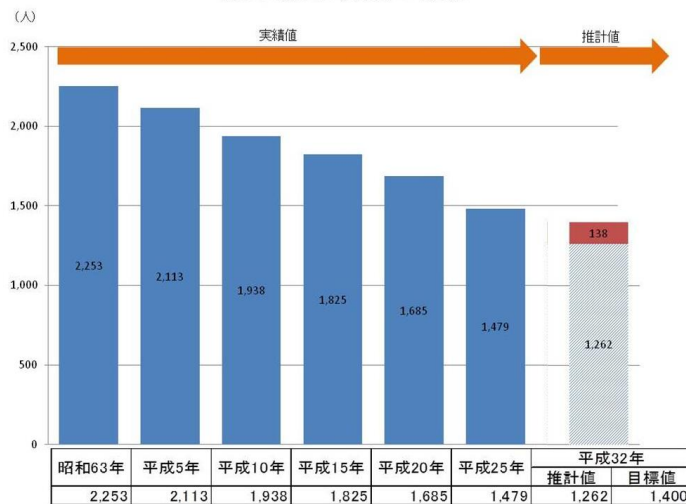
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 水産物が安定的に生産・供給され、活気あふれる港になっています。
- 「さかなと海」を活かした、他産業との連携により活力のあるまちになっています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標		現状値	目標値
		2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
漁獲量	(t)	37,576	38,000
漁業就業者数	(人)	1,479	1,400

漁業就業者数の推移



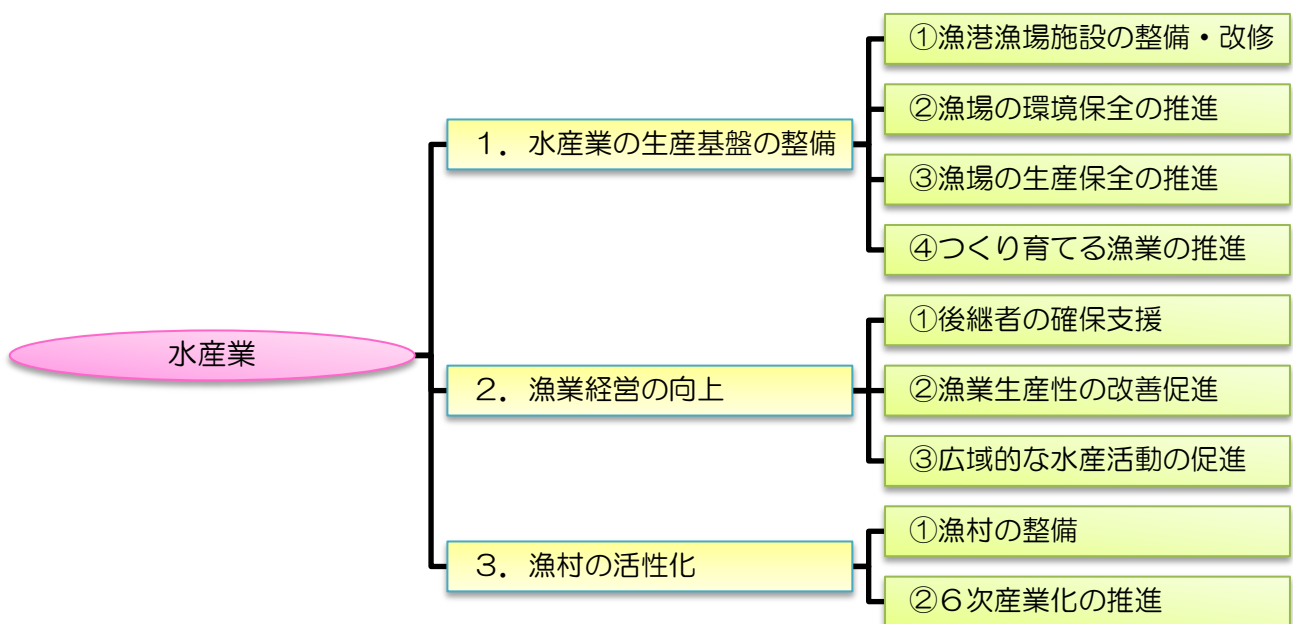
資料:漁業センサス

◆ 施策の体系

《基本施策（節）》

《基本施策（大項目）》

《施策項目》



◆ 施策の内容

(1) 水産業の生産基盤の整備

① 漁港漁場施設の整備・改修

老朽化した漁港漁場施設を整備・改修することで、施設の機能回復・強化や漁業者の就労環境の改善・衛生管理強化を図ります。

また、海岸環境や漁港環境の整備を進め、魅力ある漁業のまちづくりを推進します。

さらに、漁港用地の土地利用計画の変更等により、未利用地の有効利用を関係組合に指導していきます。

② 漁場の環境保全の推進

伊勢湾・三河湾は、閉鎖性の高い水域のため、海や河川を通して排出される生活系・事業所系排水等の影響を強く受けることから、水質、底質の環境改善を県など関係機関に働きかけます。

③ 漁場の生産保全の推進

水質や底質の変化、埋め立て等により、沖合や地先沿岸の漁場に変化が生じ、磯焼け^{※1)}の増加や干潟の減少が、磯根資源など漁業生産物への影響をもたらしていることから、漁場の保全・造成などの漁業振興策等の実施を県など関係機関に働きかけます。

また、磯根資源保護のため、機能低下を招く生物の除去を行います。

④ つくり育てる漁業の推進

限りある水産資源の持続的生産のため、操業区域の設定や禁漁期の見直し等を図るとともに、栽培漁業^{※2)}を推進します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
水産業振興対策補助事業等	南知多町 漁協等	漁業共同利用施設等の新設、改良事業	平成21年度 ～
水産資源の維持・管理事業	愛知県 南知多町 漁協等	資源管理型漁業 ^{※3)} の推進、水産多面的機能発揮対策事業	平成21年度 ～
水産資源増殖推進事業	愛知県 南知多町 漁協等	稚魚、稚貝等の中間育成・放流事業	平成21年度 ～

【現状値と目標値】

基本成果指標	現状値		目標値	
	2014(平成26)年度		2020(平成32)年度	
沿岸水産資源増殖推進事業 〔マダイ、ヒラメ等〕 (尾)	85,000		90,000	

(2) 漁業経営の向上

① 後継者の確保支援

漁業後継者の確保、育成のため、魅力ある漁業生産環境の改善や漁村環境の整備を進めるとともに、後継者や新規就業者への研修、資本整備の充実のための支援を県など関係機関に働きかけます。

②漁業生産性の改善促進

「浜の活力再生プラン」※4) を基に、漁業施設の合理化や近代化を進め、生産コストや漁労作業の軽減等を図ることで、漁業経営の安定化を促進します。

③広域的な水産活動の促進

水産物の価格安定制度の創出や市場の充実と適正配置を県など関係機関に働きかけます。また、産地直送など流通・出荷体制の充実を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
漁業金融制度資金の貸付事業	漁協 漁業者等	漁業近代化資金、沿岸漁業改善資金等の貸付事業	平成21年度 ～
水産業振興対策補助事業等	漁協 漁業者等	漁業施設等の経営合理化を図る。産地水産業強化支援事業、省燃油活動推進事業、省エネ機器等導入推進事業	平成21年度 ～

【現状値と目標値】

基本成果指標		現状値	目標値
		2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
新規漁業就業者数	(人)	11	15

(3) 漁村の活性化

①漁村の整備

家庭や企業などから出る排水やゴミ処理対策を適正に行い、緑地等の整備を進め、漁業集落の環境整備を図ります。

また、両島に渡船施設を整備することで、交通・生活環境の充実、漁村の魅力向上や都市との交流を図ります。

②6次産業化の推進

他産業との連携を深め、本町の豊かな農林水産資源を活用した商品開発や直接販売を行うなど、農林水産業の6次産業化を推進するため、6次産業化の事業支援を行い、収益の向上を図ります。

また、「ミーナの恵み」ブランドの認定・PRを行い、付加価値の向上を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
漁業集落排水施設維持管理事業等	南知多町 住民等	漁業集落排水施設の維持管理及び合併処理浄化槽設置補助事業等	平成21年度 ～
渡船施設整備事業	南知多町	待合所、トイレ、案内所等を整備	平成24年度 ～
6次産業推進補助金	南知多町	6次産業化・地産地消費による認定総合化事業計画等の認定を受けた事業者が、2次産業及び3次産業を一括又は連携して行う事業で、研究開発・事業推進及び販路開拓にかかる費用を補助	平成25年度 ～

【現状値と目標値】

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
漁業集落排水施設接続戸数 (戸)	730	740

《用語解説》

※1：磯焼け

魚介類の生育に有用な海藻群落が大規模に衰退、消滅し漁業に大きな被害を与える現象。

※2：栽培漁業

漁業生産の向上と資源の増大を図るため、稚魚や稚貝の種苗生産、放流、育成管理等を行い、自然界で効率よく成長させたのち漁獲する合理的な漁業。

※3：資源管理型漁業

漁業者自らが資源管理計画を定め、魚の大きさや獲っていい時期、使用する漁具などを制限して行う漁業。

※4：浜の活力再生プラン

操業コストの上昇や魚価の低迷によって厳しい状況の続く漁業、漁村の活性化を図るため、漁村の実情に応じた具体的な所得向上計画。



③ 商工業

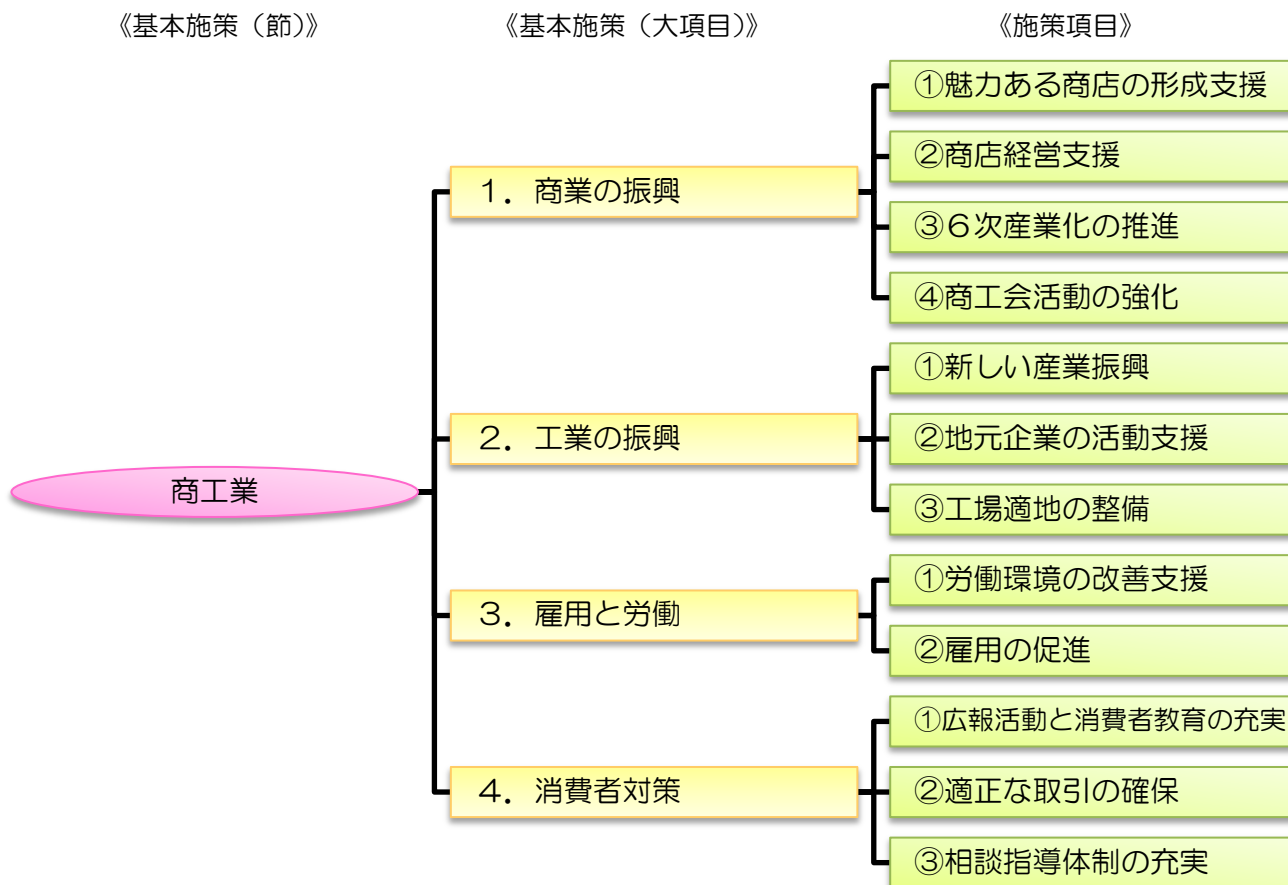
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 観光産業を中心として、農業、水産業などの地域の特色を生かした新しい地場産業の形態が整っています。
- 若者から高齢者まで雇用の場が確保され、生きがいのある労働環境が整っています。
- 消費者には適切な消費者情報の提供があり、消費者の安全と権利が守られています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
町内商店の年間商品販売額 (百万円)	-	24,900
町内工業事業所の製造品出荷額 (百万円)	16,018	20,000
保証料補助件数 (件)	30	40

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 商業の振興

①魅力ある商店の形成支援

各地域の消費者に魅力のある商品を提供できるよう、魅力ある店舗の形成を促し、商店活動の活発化が図られるよう、各店舗に対する支援強化に取り組みます。

②商店経営支援

商工会等との連携を基に、商品券発行事業等の共同事業の充実、イベント等の開催など、地域に密着したサービスの強化に努めます。

また、各店舗への経営診断、経営指導の強化に努めるとともに、金融対策として、融資制度の活用を促進します。

③6次産業化の推進

商工会と農協、漁協、観光協会等との協力体制を強化し、農林水産資源を活用した商品開発や販売などの6次産業化の事業支援や「ミーナの恵み」ブランドの認定・PRなどを進め、新たな地場産業の振興と販売・流通体制の強化を図ります。

④商工会活動の強化

組織力の強化や経営指導体制の充実により、活力ある商工会活動の推進を図り、合併を含めた組織編成を促進します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
水銀街路灯等新設・更新、補修及び電灯料補助事業	南知多町	商工会が設置した水銀街路灯等の新設・更新、補修費及び電灯料の補助	毎年度
小規模企業等振興資金預託事業	南知多町	愛知県の融資制度に協調して小規模企業等振興資金を取扱金融機関へ預託	毎年度
小規模企業等振興資金信用保証料補助事業	南知多町	小規模企業等振興資金融資を受けた者へ信用保証料の補助	毎年度
産業まつり推進事業	南知多町 南知多町産業まつり推進協議会	農業、漁業、商工業、観光等を町内外へ紹介する産業まつり推進協議会事業費の補助	毎年度
商工会育成事業	南知多町	商工会の運営費及び事業費の補助	毎年度
6次産業推進補助金	南知多町	6次産業化・地産地消法による認定総合化事業計画等の認定を受けた事業者が、2次産業及び3次産業を一括又は連携して行う事業で、研究開発・事業推進及び販路開拓にかかる費用を補助	平成25年度 ～

(2) 工業の振興

①新しい産業振興

地域の特色を生かした地場産業の掘り起こしや育成に努め、新しい産業として定着できるよう積極的な支援を図ります。

また、観光と結びつけた産業の育成に努めます。

②地元企業の活動支援

経営資質の向上、育成を図るため、商工会等の行う経営指導、企業診断制度を活用し、効果的な経営改善を指導するとともに、事業主、従業員に対して各種研修制度への積極的な参加を呼びかけ、新しい生産技術の習得を支援し、人的資質の向上を図ります。

③工場適地の整備

秩序ある土地利用と、企業相互の連携を強化するため、新たな工場適地の調査・検討を行い、企業の立地や移転を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
小規模企業等振興資金預託事業	南知多町	愛知県の融資制度に協調して小規模企業等振興資金を取扱金融機関へ預託	毎年度
小規模企業等振興資金信用保証料補助事業	南知多町	小規模企業等振興資金融資を受けた者へ信用保証料の補助	毎年度

【現状値と目標値】

基本成果指標		現状値	目標値
		2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
町内事業者の数	(件)	1,277	1,300

(3) 雇用と労働

①労働環境の改善支援

勤労者が健康で安心して働ける場にしていくため、事業者に対して安全衛生思想の普及、労働時間短縮の促進などの啓発を図り、労働条件、環境の改善向上に努めます。

また、企業内福利厚生制度の充実、福祉施設の整備、勤労者福祉サービスセンターの活用などの勤労者福祉の向上を促し、ゆとりのある労働環境づくりを支援します。

②雇用の促進

人材確保のため、公共職業安定所など関係機関との連携を図り、広域的な求人活動を促進します。

また、若者、高齢者、障がい者が、それぞれの能力に応じた就労の場を確保できるよう企業に理解を求めるなど、雇用条件の向上に努めます。



【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
一般財団法人知多地区勤労者福祉サービスセンター補助事業	南知多町	中小の事業所に勤務する従業員、事業主の福祉増進を図るため、サービスセンターの管理運営費の補助	毎年度
半田公共職業安定所雇用対策推進協議会参加	南知多町 半田公共職業安定所雇用対策推進協議会	公共職業安定所管内の雇用対策の推進により、労働力需給調整機能の増進を図る	毎年度
創業支援事業信用保証料補助事業	南知多町	創造支援資金融資を受けた者へ信用保証料の補助	平成 28 年度 ～

【現状値と目標値】

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
勤労者による勤労者福祉サービスセンターの利用者数(会員数) (件)	826	850
知多地域学生就職情報センター登録事業所数 (件)	1	3
創業関連相談件数 (件)	0	4

(4) 消費者対策

① 広報活動と消費者教育の充実

消費者対策への町民の関心を高めるため、広報活動、的確な生活情報の提供に努め、経済・社会の変化に即応した消費者教育を図ります。

② 適正な取引の確保

商品量目検査の充実に努め、食料品など生活必需品の適正な取引を確保し、消費者保護と商品取引の円滑化を図ります。

③ 相談指導体制の充実

消費者トラブルの未然防止や被害発生後の適切な指導を進めるため、県や他市町との連携により、多様化する消費生活に関する情報の収集に努め、消費者相談体制の充実に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
消費者情報の提供	南知多町	消費者トラブル情報を随時広報掲載 情報チラシを随時全戸回覧	毎年度
商品量目検査	南知多町	中元期・年末年始期に商品量目検査を実施	毎年度
広域消費者生活センターの設置・運営	南知多町を含む1市5町	1市5町の住民を対象にした消費生活に関する相談及び苦情対応並びに情報収集及び提供	平成 28 年度 ～

④ 観光

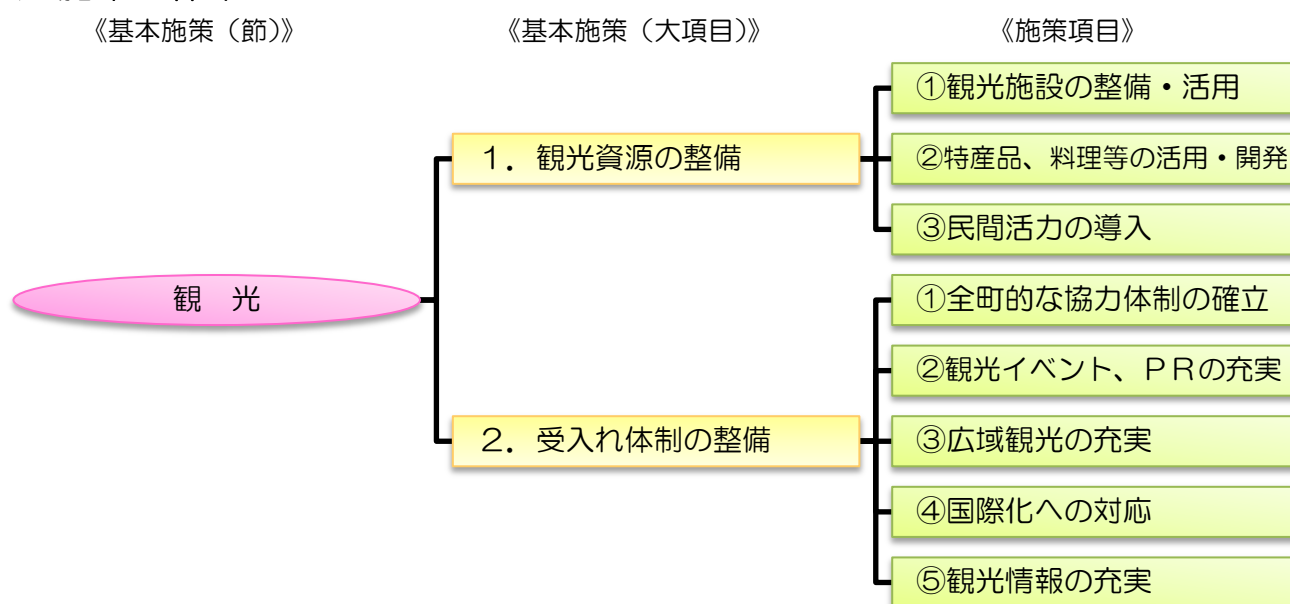
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 農業や漁業との連携によって、季節ごとに魅力のある参加・体験型の観光メニューが提供され、国内外から多くの観光客が訪れています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
本町来訪観光客数 (千人)	3,335	4,000

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 観光資源の整備

①観光施設の整備・活用

多様化する観光ニーズに対応するため、本町の観光要素を組み合わせた観光コースを設定するほか、老朽化した観光施設の整備を図ります。

さらに、農業や漁業関係者との協力により、農漁業体験などを組み入れたグリーンツーリズム^{※1)}や、食や海・温泉などの資源を生かしたヘルスツーリズム^{※2)}、自然や歴史などの資源を学ぶエコツーリズム^{※3)}などの新たな観光の推進を図ります。

②特産品、料理等の活用・開発

観光業と農業、漁業、商工業との協力体制を強化し、農林水産資源を活用した特産品の開発や販売などの6次産業化の事業支援や「ミーナの恵み」ブランドの認定・PRを行い、観光産業の振興を図ります。また、本町の郷土料理の掘り起こしを進めるとともに、観光資源としての活用を検討します。

③民間活力の導入

民間の観光施設、ギャラリー、工房と連携し、観光資源としての活用を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
観光施設維持管理事業	南知多町	町内に存する観光施設の有効活用を図るため、地元へ管理を委託する。	毎年度
師崎港周辺整備事業	南知多町	老朽化した師崎港観光センターを含めた師崎港周辺整備を図る。	平成26年度～
内海観光センター整備事業	南知多町	老朽化した内海観光センターの整備を図る。	平成27年度～

(2) 受入れ体制の整備

①全町的な協力体制の確立

観光の町として整備を進めるため、観光協会の機能強化に努めるとともに、行政や観光協会はもとより、農協、漁協、商工会などが連携して全町的な協力体制を確立するため、観光プロデューサーの養成に努めます。また、観光ボランティアの育成・確保を進め、地域ぐるみによる「おもてなし」の強化を図ります。

②観光イベント、PRの充実

地域の特性を生かした各種観光イベントの充実に努めます。

新聞、テレビ等による継続的な観光宣伝を展開する一方、本町の多彩な地域イベント及び天然温泉等を紹介するため、中部圏を中心に観光展、産業まつり等に参加、出展し、継続的に観光客の誘致に努めます。

③広域観光の充実

知多半島観光圏協議会の構成団体等と連携し、観光地の魅力増進に努めるとともに、広域観光のルート化を図り、観光客の誘致を図ります。また、渥美半島、蒲郡など三河湾周辺観光地区との協力体制の充実に努めます。

④国際化への対応

外国人観光客の誘致促進に努め、多言語による案内看板・パンフレットやホームページなどの情報発信をはじめとする受入れ体制の整備を図ります。

⑤観光情報の充実

テレビのスポットCMを通じて南知多への観光誘客を図るとともに、パンフレットやホームページ、新聞、雑誌などの多様なメディアを活用して、季節ごとのきめ細やかな観光情報を提供し、リピーターの確保や町内の回遊性向上を図ります。



【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
テレビスポット事業	南知多町	本町の周知拡大と観光客の誘致を図るため、テレビスポットを放送する。	毎年度
海水浴客保護及び浴客安全対策事業	南知多町	海水浴場の保護及び浴客の安全を図ることにより、さらなる誘客を図る。	毎年度
観光情報誌作成事業	南知多町	観光客のさらなる誘致を図るため、年3回の観光情報誌を作成する。	平成27年度～

【現状値と目標値】

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
本町来訪観光客宿泊者数 (千人)	558	700
展示会・イベント等への出店回数 (回)	35	40
南知多町観光協会ホームページ年間閲覧件数 (件)	165,000	200,000

《用語解説》

※1：グリーンツーリズム

農村や漁村での長期滞在型休暇。都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しんだりする余暇活動。

※2：ヘルスツーリズム

医学的な根拠に基づく健康回復や維持、増進につながる観光のこと。温泉療法や森林療法、海岸療法（タラソテラピー）のほか、主に医療行為を受けるための手段として行われるメディカルツーリズムなども広義の意味でヘルスツーリズムに含まれる。

※3：エコツーリズム

地域の環境や文化を破壊せずに、自然や文化に触れ、それらを学ぶことを目的に行う旅行や滞在型観光。



5 心豊かな人を育むまちづくり

① 学校教育

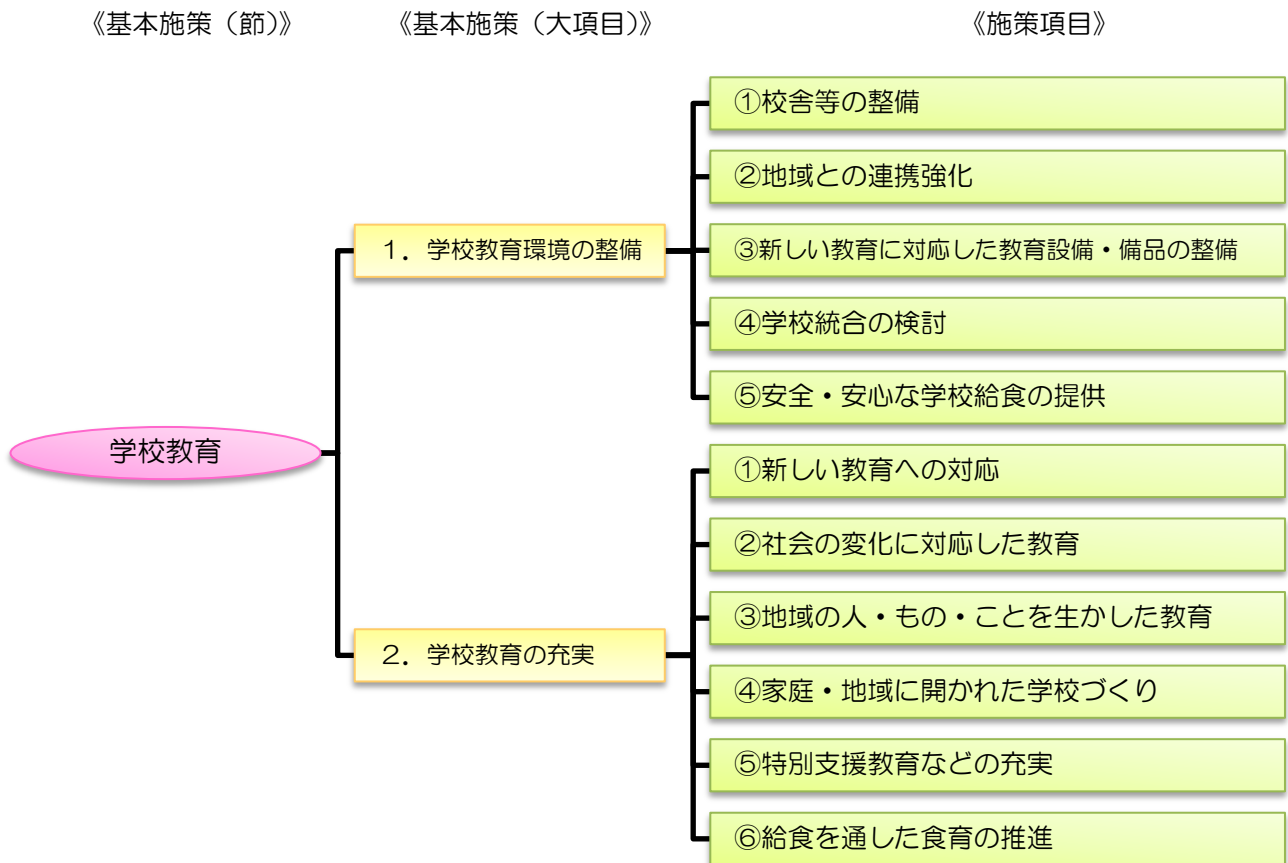
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 安全で安心して生活できる学校環境が整っており、地域全体で健やかな子どもが育てられています。
- 郷土に誇りを持ち、社会を支え発展させるとともに、他人を思いやり、環境を大切にする心豊かな子どもたちが育っています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
義務教育（小中学校）への満足度（%） （住民意識調査）	11.9	50.0

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 学校教育環境の整備

①校舎等の整備

校舎や屋内運動場の耐震化を促進するとともに、内外装改修及び防水改修など老朽化に伴う長寿命化対策や遊具・体育器具などの安全対策などを計画的に実施し、安全で安心な学校施設の整備に努めます。

②地域との連携強化

子どもたちが、事故・事件・災害などに巻き込まれることを防ぐため、スクールガードなどの学校支援ボランティア活動の充実に努めます。また、地域との連携をより強化し、児童生徒と家庭や地域社会とのふれあい・絆を深めつつ、地域全体で子どもたちを育成する環境づくりに努めます。

③新しい教育に対応した教育設備・備品の整備

文化・伝統を学び、未来に継承していくために、和楽器、武道用具や関連図書などの整備に努めます。また、電子黒板用機器を始め情報化教育用機器及び校内LAN^{※1)}を整備するなど、新しい教育に対応した設備・備品の整備に努めます。

④学校統合の検討

児童生徒にとって望ましい学校生活と教育環境の整備をめざし、学校が地域に密着した活動拠点であるという観点や、児童生徒数の推移、町の財政状況を踏まえながら、学校統合の可能性を検討するとともに、必要に応じた整備に努めます。

⑤安全・安心な学校給食の提供

安全で安心な給食を提供するため、衛生管理の徹底と安全な食材を使用するとともに、施設・設備の計画的な維持・保守に努めます。

なお、並行して老朽化が著しい現学校給食センターの「移転・建て替え計画」を策定し、早期実現に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
学校施設環境整備事業	南知多町	施設の外壁、内装、防水などの改修工事の実施、遊具・体育器具などの安全対策	毎年度
地域との連携強化	南知多町	P T A活動の推進、学校支援ボランティアの育成、地域が学校を支援する仕組みづくり、交流活動の場づくり	毎年度
学校情報化推進事業	南知多町	教育用・校務用・図書管理用コンピュータの整備、電子黒板・校内LANの整備促進	毎年度
教育振興備品・教材の充実	南知多町	教科・教材備品・図書などの充実、図書管理委託事業、社会科副読本発行	毎年度
学校統合の検討	南知多町	学校統合の検討と必要な整備の検討	毎年度
学校給食センター移転・改築事業	南知多町	立地調査、規模の検討、候補地の選定、構想及び計画の策定、工事等の実施	毎年度

【現状値と目標値】

基本成果指標	現状値		目標値	
	2014(平成26)年度		2020(平成32)年度	
学校耐震対策 (%)	100.0		100.0	

(2) 学校教育の充実

①新しい教育への対応

基礎的な知識・技能の習得と、それらを活用して課題を解決するために思考力・判断力・表現力の「3つの力」を育成するとともに、道徳教育や体育などの充実により、「豊かな心」や「健やかな体」（知・徳・体）のバランスのとれた育成に努めます。また、自ら主体性を持って学ぶ意欲や習慣を身につけ、行動できる「生きる力」を育成するため、教職員研修を推進し、教職員の資質向上を図りつつ、毎年度学校教育指針を定め、教育目標を示しながら新しい教育への対応に取り組みます。

②社会の変化に対応した教育

高度情報化やネット犯罪に対応した情報モラル教育^{*2)}の充実を図るとともに、国際化に対応したコミュニケーション能力の基礎を育成するため外国語活動の拡充に努めます。また、発達段階に応じた学校間の円滑な接続を図るために、保小中連携を多角的に進めます。

さらに、ボランティア体験活動などを実施し、福祉教育の充実を図るとともに、身近なエコ活動を推進するなど環境教育の充実にも努めます。いじめや不登校などの問題に対しては、関係機関と連携し、その解決や支援に努めるとともに、道徳教育などを通して心の教育の充実にも努めます。また、大規模災害に備え、防災教育を拡充し、自らの安全を確保するための判断力・行動力とともに、地域のために貢献する心を育成します。

③地域の人・もの・ことを生かした教育

児童生徒が郷土の自然・文化・伝統に親しみ、地域社会についての理解を深める学習を充実させるとともに、豊かな自然環境に触れながら、環境への関心を高め、自然を大切に、郷土を担う心を育みます。

また、勤労体験学習の充実や地域の人を講師にした授業などにより、地域で働く人達との交流を深め、勤労への感謝を育み、郷土を愛し誇りの持てる子どもたちの育成に努めます。

④家庭・地域に開かれた学校づくり

生涯学習の充実やスポーツの振興を図るため、セキュリティや管理面での諸条件を考慮しつつ、学校施設をできるだけ広く団体や地域に開放するとともに、利用しやすい施設の整備に努めます。また、学校評議員制度^{*3)}を定着させるとともに、外部評価を取り入れ、家庭・地域に開かれた学校づくりに努めます。

⑤特別支援教育などの充実

障がいの状態や能力に応じた教育支援を行うとともに、関係機関との連携を図り、気軽に相談できる体制の整備に努め、併せて特別支援学級の整備充実をめざします。

また、通級指導教室を充実させ、個を大切にされた教育に努め、自立を支援するとともに、通常学級に在籍する支援を要する子どもたちへの学習・生活サポートを行う支援員を拡充します。さらに、適応指導教室の充実を図り、不登校児童生徒の学校生活への復帰を支援します。

⑥給食を通じた食育^{*4)}の推進

学校給食を中心とした食育を推進し、子どもたちが、生涯を健康で生きるための食事管理能力を育て、さらに食育を通じて心豊かな人生を送ることのできる基礎を築いていきます。

また、学校給食に地元の農産物を積極的に活用し、身近な郷土料理を献立に取り入れながら、栄養のバランスのとれた魅力ある食事内容とするとともに、子どもたちが自ら「食」

のあり方を学ぶことができる「生きた教材としての給食」となるよう努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
教育研究事業	南知多町	学校教育研究委託事業、教育指導研究委託事業、研究成果の蓄積と活用	毎年度
教職員研究研修事業	南知多町	現職教育研修委託事業 教育研修会・研究発表会の開催	毎年度
情報教育推進事業	南知多町	情報教育アドバイザー派遣委託事業 情報モラル教育の推進	毎年度
外国語活動推進事業	南知多町	小中学校外国人英語講師派遣事業 教員英語教育研修の実施	毎年度
防災教育の拡充	南知多町	町防災安全課と連携し、自らの安全を確保するための判断力・行動力、地域のために貢献する心を育成	毎年度
総合学習の推進	南知多町	自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決できる児童生徒の育成	毎年度
勤労体験学習及び郷土学習の充実	南知多町	キャリア教育の推進（職場体験学習）、 勤労者講師出前授業	毎年度
福祉教育及び環境教育の推進	南知多町	福祉・環境ボランティア体験、地域の自然観察、 ゴミ減量化への取り組み	毎年度
学校開放の推進	南知多町	学校施設開放の推進 セキュリティなどの安全対策	毎年度
学校評価の促進 （外部評価の導入）	南知多町	学校評議員制度の導入、外部評価の導入、評価 結果の公開	毎年度
特別支援教育の充実	南知多町	障がいの状態や能力に応じた適切な教育支援 個を大切にした教育への取り組みと自立支援	毎年度
学習・生活支援員の拡充	南知多町	きめ細かい学習・学校生活サポートの実施	毎年度
適応指導教室の充実	南知多町	不登校の児童生徒とその保護者の支援を行う 教育指導員・相談員・スクールソーシャルワ ーカーの継続的配置、いじめ等の相談体制の整備	毎年度
保護者負担軽減対策 教育機会の均等確保	南知多町	林間学校交通費、部活動交通費、 日本スポーツ振興センター共済金負担金、私立 幼稚園就園費、私立高等学校授業料及び離島高 校生の通学費用等への補助 就学援助費、特別支援教育就学奨励費の支給	毎年度
給食を通じた食育推進 事業	南知多町	旬の食材や地場産物を活かした給食、献立募集	毎年度

【現状値と目標値】

基本成果指標	現状値		目標値	
	2014(平成26)年度		2020(平成32)年度	
外国人英語講師の年間派遣時間 （1クラス当たり年間授業時間数）				
小学校：5年、6年	小学校	32	小学校	35
中学校：1年、2年、3年	中学校	15	中学校	20
不登校の児童生徒の割合	(%)	1.0		0.9
学校給食の残食率	(%)	小学校 0.9 中学校 0.4	小学校	0.7 中学校 0.3

（注）「不登校の児童生徒」とは、当該年度間に30日以上欠席した児童生徒（病気や経済的な理由によるものを除く。）

《用語解説》

※1：校内LAN

校内LANとは、学校内に張り巡らされたインターネット利用のためのネットワークのことであり、校内LANを導入することによって、普通教室からインターネットに接続し、ホームページの閲覧などが可能になります。また、サーバー上に蓄積された学習資源を共有することが可能となります。

※2：情報モラル教育

コンピュータや情報通信ネットワークなどの特性や、利用に係るマナーやエチケットなど情報化社会での適正な活動を行うための基になる考え方や態度を養うための教育のこと

※3：学校評議員制度

地域社会に開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民などの相互の意思疎通や協力関係を高めるために設けられた制度であり、学校運営に関して意見を述べる学校評議員をおき、意見や意向を聞いて、教育方針や計画などに反映させていくものである。高等教育の段階を除いた学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）に、その学校の設置者（教育委員会、学校法人、国立大学法人など）の定めるところによりおくことができる。学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べる事ができる。学校評議員の委嘱は、その学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものの中から、校長の推薦により、その学校の設置者が行うとされている。

※4：食育

一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の承継、健康の確保などが図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を身につけるための取り組みのこと

南知多町の小中学校の現況

(各年5月1日現在)

区分	年度	学校数	児童生徒数
		校	人
小学校	H17	8	1,145
	H22	6	981
	H27	6	755
中学校	H17	5	672
	H22	5	548
	H27	5	460
合計	H17	13	1,817
	H22	11	1,529
	H27	11	1,215



豊浜小学校 稲刈り体験

学校施設の状況（施設台帳調査）

(平成27年5月1日現在) 単位：㎡

区分	学校名	校舎		屋内運動場	
		基準面積	保有面積	基準面積	保有面積
小学校	内海	2,927	3,635	894	626
	豊浜	3,107	4,430	894	752
	大井	2,636	3,130	894	713
	師崎	2,636	3,300	894	531
	篠島	2,804	2,988	894	756
	日間賀	2,804	2,358	894	1,049
	小計	16,914	19,841	5,364	4,427
中学校	内海	2,830	3,703	1,138	831
	豊浜	2,662	4,610	1,138	1,113
	師崎	2,318	3,448	1,138	946
	篠島	2,318	2,157	1,138	604
	日間賀	2,150	2,323	1,138	826
	小計	12,278	16,241	5,690	4,320
合計		29,192	36,082	11,054	8,747



師崎中学校 人権教育

② 生涯学習

◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 町民相互の学習や共同学習を通して、自らの生活を改善し、豊かで潤いのある地域社会づくりに貢献できる人材が育っています。
- 地域ぐるみの青少年育成を行うとともに、青少年の活動の場を拡大することにより、積極的に社会参加できる人材が育っています。

◆ 現状値と目標値

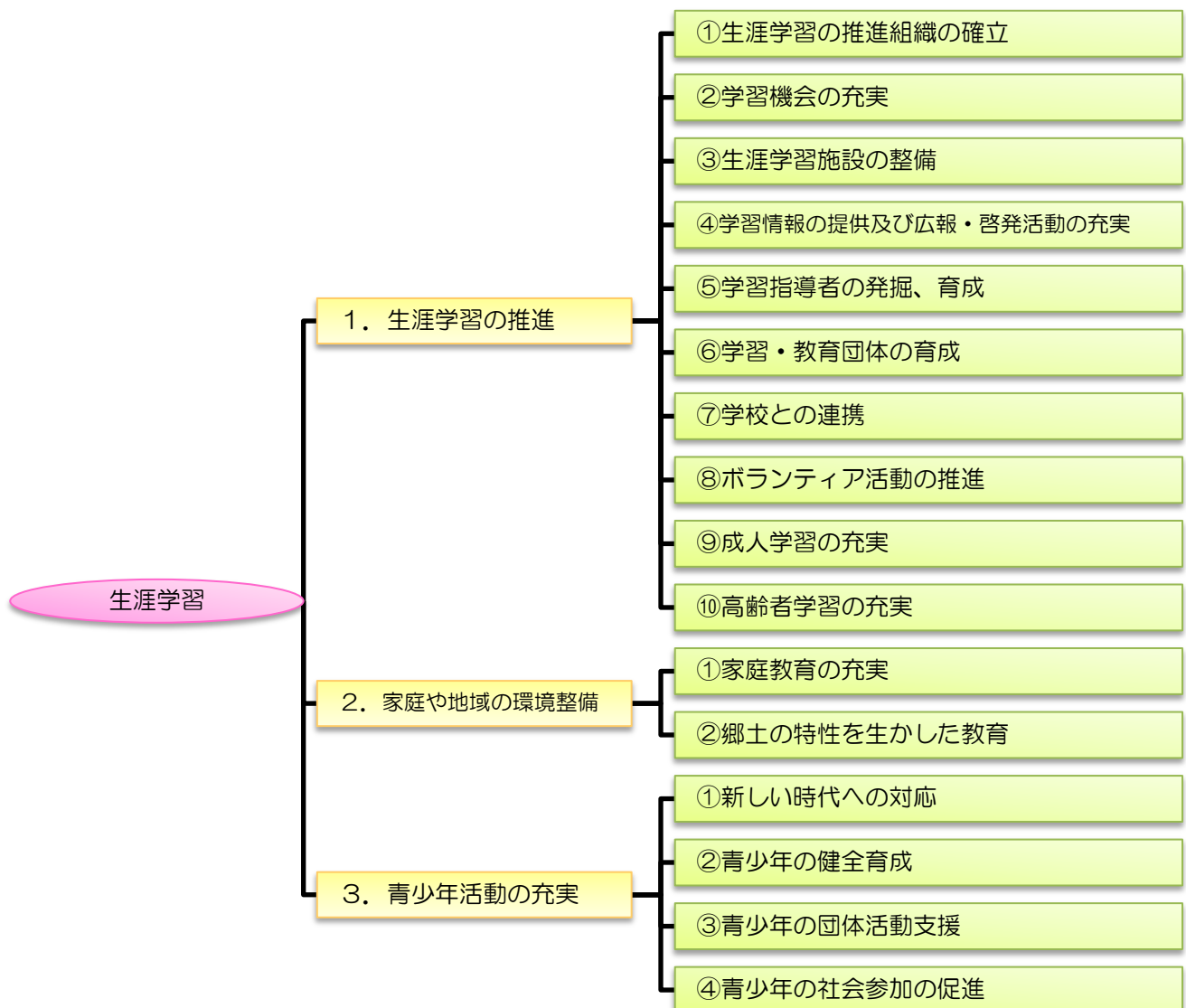
基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
生涯学習施策に満足している人の割合 (%) (住民意識調査)	4.0	20.0

◆ 施策の体系

《基本施策（節）》

《基本施策（大項目）》

《施策項目》



◆ 施策の内容

(1) 生涯学習^{*1)}の推進

①生涯学習の推進組織の確立

生涯学習推進計画に基づき、行政、学校、地域社会や各種団体等との連携により、豊かな生活を送るため、地域や社会に主体的に関わり、生涯を通して行う自己啓発活動を推進するための組織の確立を図ります。

②学習機会の充実

各世代の課題やニーズに応じた各種講演会や講座の開講など、体系的な学習機会の充実に努めます。また、学習成果を発表する機会やそれを社会に生かすための活動の充実に努めます。

③生涯学習施設の整備

生涯学習の拠点として、公民館など社会教育施設整備の充実に努めます。また、既存施設についても利用者のニーズに合わせた有効活用に努めます。

④学習情報の提供及び広報・啓発活動の充実

生涯学習施設間のネットワーク化を推進します。また、広報・啓発活動の充実に努め、町民に対し生涯学習の促進を図ります。

⑤学習指導者の発掘、育成

年々多様化、高度化する町民の学習要求に応えるため、指導できる人材確保を図り、特技や能力、意欲のある人材の発掘、育成に努めます。

⑥学習・教育団体の育成

町内の各地域や年齢層における社会教育関係団体や自主学習グループの育成を図り、その活動の支援に努めます。

⑦学校との連携

学校施設の有効利用を図るため、学校開放を進めるほか、学校との連携による講座の充実に努めます。

⑧ボランティア活動の推進

活力ある地域社会を築くため、青少年、女性等を対象とした各種のボランティア活動を促進します。

⑨成人学習の充実

各世代の課題やニーズに応じた各種講演会、講座の開設を図るほか、国際化、高齢化、環境問題など新しい時代の課題に積極的に取り組む講座づくりを進めます。

⑩高齢者学習の充実

高齢者の豊富な情報から得た知恵を生涯学習の場でも活かし、高齢者が生き生きと活動できる講座の開設や健康づくりを進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
南知多町生涯学習推進計画に基づく生涯学習推進事業	南知多町	生涯学習の推進組織を確立し、世代や、課題に応じて参加できる生涯学習の充実を図る。	毎年度

【現状値と目標値】

基本成果指標		現状値	目標値
		2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
生涯学習関連の講座・教室の参加者数	(人)	715	720

(2) 家庭や地域の環境整備

①家庭教育の充実

子育てふれあい活動推進事業等を進めることにより、子育てネットワーカー^{※2)}の設置を推進し、子育てグループの活動支援、乳幼児からの地域ぐるみの家庭教育の充実を図ります。

②郷土の特性を生かした教育

児童生徒が郷土の自然や文化に親しみ、地域社会についての理解を深めることができるように、“ふるさと学習”や“野外体験学習”等、親子がともに参加できる講座やイベントの充実を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
生涯学習事業家庭教育教室出前講座	南知多町	小中学校において各種講演会、出前講座を開催	毎年度

【現状値と目標値】

基本成果指標		現状値	目標値
		2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
子育てネットワーカー登録者数	(人)	8	18

(3) 青少年活動の充実

①新しい時代への対応

環境問題や国際化、高齢化など新しい時代の課題に積極的に取り組む講座づくりを推進します。

②青少年の健全育成

家庭や地域でのふれあいを通じて心身ともに健全な青少年に育つよう、青少年健全育成町民会議を開催し、広報・啓発活動を進めるとともに、地域住民の協力により明るい家庭、地域づくりを推進し、青少年が健全に成育できる環境の整備に努めます。

③青少年の団体活動支援

子ども会や青少年の各種グループ活動を支援します。またリーダーとなる人材の確保やその育成に努めます。

④青少年の社会参加の促進

青少年の芸術・文化活動、健康・スポーツ活動やボランティア活動、社会活動等への積極的参加を促すとともに、こうした問題への関心、意欲を喚起する学習機会の拡充を図ります。

《用語解説》

※1：生涯学習

学習者の自由な意志に基づいて、それぞれに合った方法で生涯にわたって学習していくこと。1990年(平成2)生涯学習振興法で法制化された。

※2：子育てネットワーカー

愛知県が、子育て家庭への身近で具体的な支援を担ってもらう人材の養成のために開催している、子育てネットワーカー養成講座を修了した子育ての先輩ボランティア。志を同じくする修了生たちが集まって、育児相談をはじめ、親子のつどいを開催したり、母親同士のグループ活動を支援するなど地域に根ざした活動を展開している。



南知多町成人式



親子ふれあいひろば



親子うどん打ち体験教室



花のある暮らし講座

③ 生涯スポーツ

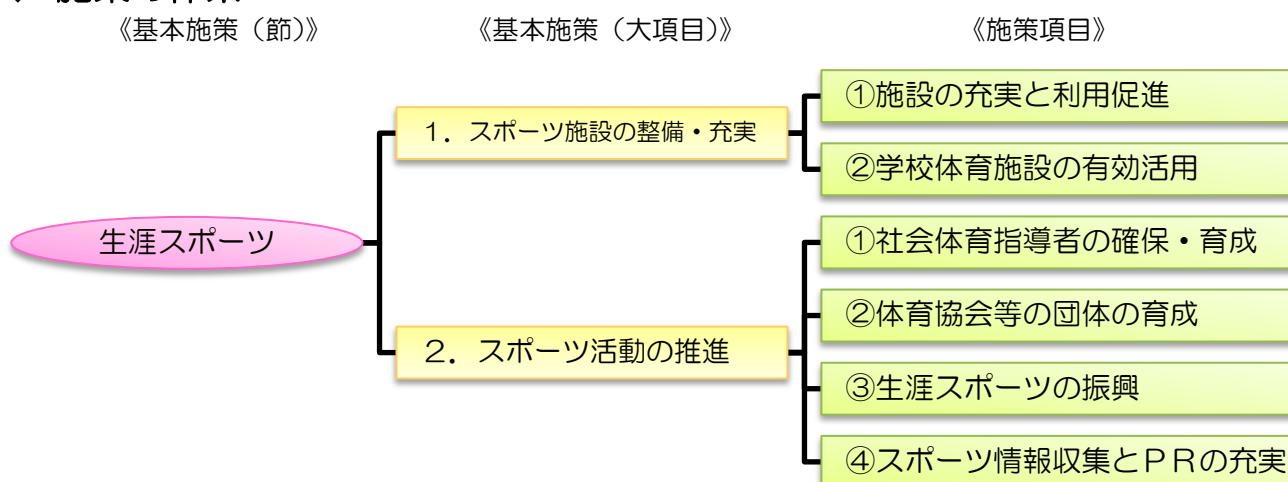
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 町内のスポーツ施設を活用して、町民が多様なスポーツを楽しんでいます。
- 町、町体育協会及び各種競技団体主催大会が定期的に行われ、また、生涯スポーツを中心とした教室が開かれ、町民の健康増進が図られています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014(平成26)年度		2020(平成32)年度
スポーツ施設の利用者数 (人)	133,422		175,000

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) スポーツ施設の整備・充実

①施設の充実と利用促進

町内スポーツ施設の整備を図るとともに、総合体育館トレーニング器具等の点検整備を進め、施設の利用促進を図ります。

②学校体育施設の有効活用

地域住民が気軽にスポーツ活動ができるようにするため、町内すべての学校体育施設を開放し、有効利用を促進します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
学校体育施設開放事業	南知多町	社会体育の普及発展のために、小中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で町民利用に供する。	毎年度

【現状値と目標値】

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
学校体育施設開放の利用者数 (人)	48,340	62,000

(2) スポーツ活動の推進

①社会体育指導者の確保・育成

スポーツ推進委員の大会、研修会等に積極的に参加し資質向上に努めるとともに、各競技団体においては審判講習会等の開催を促進し、優れた指導者の確保・育成に努めます。

②体育協会等の団体の育成

町体育協会を中心とした各競技団体やスポーツ少年団等の活動の充実を目指し、スポーツ団体の組織強化、育成を図ります。

③生涯スポーツの振興

町民が楽しみながら、それぞれの体力・健康状態にあわせて健康づくりや体力の維持・増進ができるよう、スポーツ教室や行事の充実を努めます。また、総合型地域スポーツクラブの創設については、関係機関と連携し検討していきます。

④スポーツ情報収集とPRの充実

町民のスポーツ活動への関心を高め、より多くの町民が参加できるよう、各種スポーツ大会・スポーツクラブ等の情報の収集と広報活動の充実を図ります。また、スポーツ教室や行事についても、町民の参加を促します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
町体育協会補助事業	南知多町	町体育協会に助成し、スポーツ団体の育成・組織強化を図る。	毎年度



日間賀島ジョギング大会

④ 文化・芸術

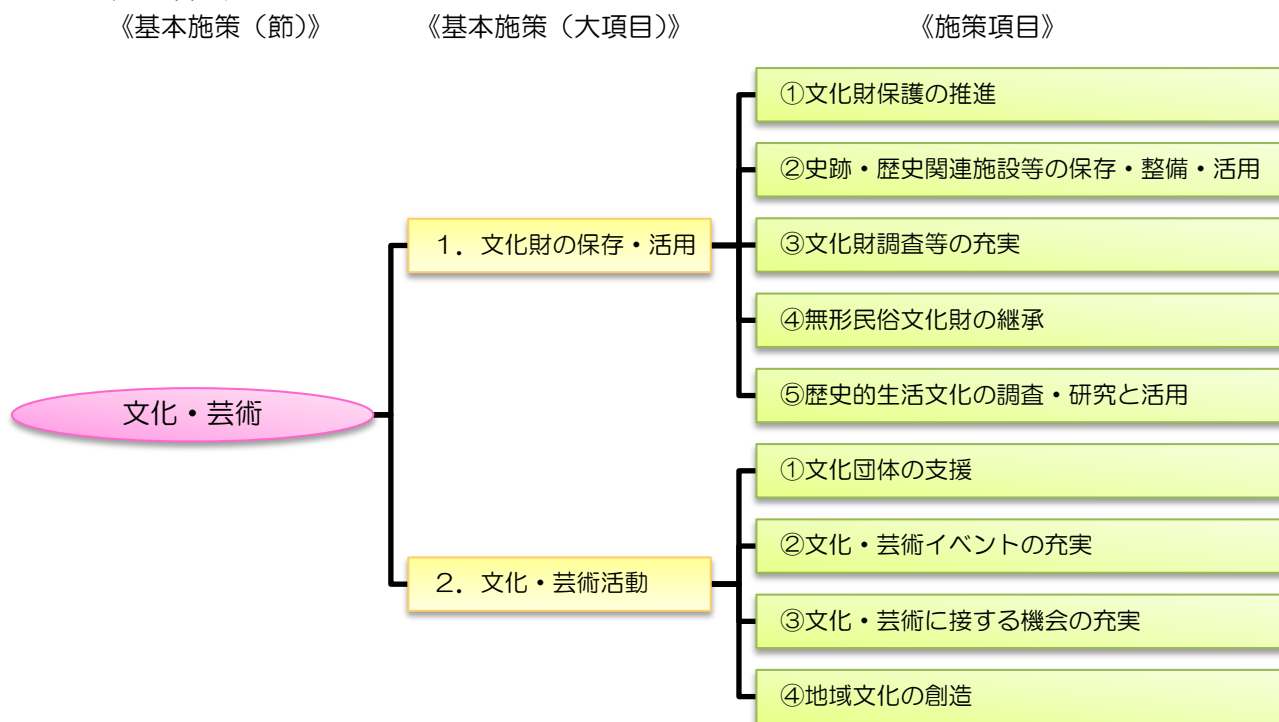
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 文化財や伝統文化等の保存・伝承を通して、郷土に誇りと愛着をもつ町民が育っています。
- 文化・芸術活動に取り組み、文化的でうるおいのある生活を送る町民が育っています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
文化・芸術活動に満足している住民の割合(%) (住民意識調査)	5.0	10.0

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 文化財の保存・活用

①文化財保護の推進

文化財の保護、活用、継承を進めるため、これらの活動を行う文化財保護団体の育成及び活動の支援、町民の文化財に対する保護意識の高揚に努めます。

②史跡・歴史関連施設等の保存・整備・活用

町内各地に残る史跡や歴史的施設、埋蔵文化財包蔵地、文化財、文化的遺産等を後世に残していくため、これらの保護及び周辺環境の保全に努めます。また、所蔵資料等の調査・整理を行い、文化財、民俗資料の保存・活用に努めます。

③文化財調査等の充実

保存すべき文化財等を把握するため、町内の神社仏閣、史跡、埋蔵文化財包蔵地、歴史的文化的遺産をはじめ町内の有形・無形の文化財について調査・研究を進め、重要度にあわせて文化財指定するなど、保存を図ります。

④無形民俗文化財の継承

保存・伝承すべき無形民俗文化財を把握するため、郷土に古くから残る祭礼や風習、行事、郷土芸能等の無形民俗文化財についての掘り起こしや研究を進めるとともに、その継承を支援します。

⑤歴史的生活文化の調査・研究と活用

町の歴史、文化、生活等について調査・研究を進め、その成果をまとめるとともに、これらの文化的活用を通して地域の活性化に役立てます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
尾州廻船主内田家保存整備事業	南知多町	尾州廻船内海船 ^{※1} 船主内田佐七家及び内田佐平二家の家屋の修復工事及び公開	毎年度
郷土資料館等収蔵資料調査事業	南知多町	町郷土資料館等収蔵資料の整理、調査記録の作成	平成27年度～32年度

【現状値と目標値】

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
文化財指定件数 (件)	35	45

(2) 文化・芸術活動

①文化団体の支援

町民の文化・芸術活動への参加を促すため、町文化協会を中心として、各文化団体の育成と組織の充実を図り、その活動を支援します。また、必要に応じて、周辺市町との協力により、文化・芸術活動の指導者の育成・確保に努めます。

②文化・芸術イベントの充実

町民の文化・芸術活動の発表の場として、関係イベントの充実を図り、町民の参加を促します。

③文化・芸術に接する機会の充実

町民がすぐれた文化・芸術に接する機会を多く持てるよう、各種学習講座や講演会等の充実を図ります。

④地域文化の創造

町民の文化活動への参加を促進し、地域の特色ある文化の創造を目指します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
文化団体育成事業	南知多町	町文化協会を始めとする各文化団体の活動支援	毎年度

【現状値と目標値】

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
町が後援する町文化協会主催の芸術文化活動※2)に鑑賞・参加している住民の数 (人)	2,189	3,300

《用語解説》

※1：尾州廻船内海船

江戸時代末期から明治時代にかけて、主に江戸から瀬戸内海間を、商品（米、大豆、塩、肥料など）を主に買積方式で運搬した廻船集団。当時の日本経済に大きな影響を与えたと考えられている。

※2：町が後援する町文化協会主催の芸術文化活動

文化展、芸能祭、お茶会



尾州廻船内海船船主内田佐七家



芸能祭



文化展

6 住民と行政の協働によるまちづくり

① 協働と連携

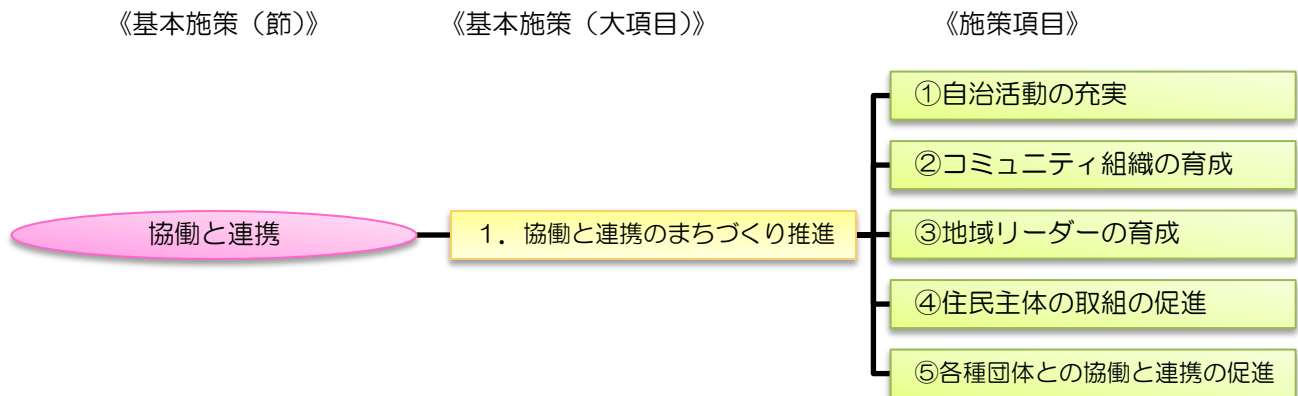
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 地域を少しでも良くしたいという地域住民が主体的に活動するための組織、体制、環境が整い、住民と行政の協働の取り組みが活発に行われています。
- 多くの住民が継続的な地域活動に関わることにより、地域が受けついできた生活文化などの地域の魅力が向上し、豊かな暮らしが営まれています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
地域活動に参加している住民の割合 (住民意識調査) (%)	47.4	70.0

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 協働と連携のまちづくり推進

①自治活動の充実

住民が自主的に参画できるよう広報や生涯学習の場を通じ、協働によるまちづくりの意識、自治組織と行政の連携、情報交換の充実を図り、各自治組織の積極的な活動を支援します。

②コミュニティ組織の育成

各自治活動、ボランティア活動、NPO等との連携を図り、老人クラブ、女性団体等の各地域のコミュニティ組織の育成と活動を支援します。

③地域リーダーの育成

地域の進む方向や活動組織の目的を達成できるリーダーを育成し、まちづくりや地域活動を実践することにより、生活文化を引き継ぐ後継者を育て、自分たちの生き方に自信を持った、次世代の人材育成に取り組みます。

④住民主体の取組の促進

住民自らまちづくりを考え、地域組織活動の中から生まれてきたまちづくりを支援し、それぞれの責任と役割分担に基づいて、住民の活動をまちづくりに活かすための環境づくりに取り組みます。

⑤各種団体との協働と連携の促進

地域の活性化に向け、農業、漁業、商工、観光等の産業団体や文化団体、自治体、企業、専門家等が協働と連携を図り、あらゆる人々がかかわることで、共通の認識を持ったまちづくりを推進します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
地域振興等支援事業	南知多町	地域が持つ特性や伝統などを活かした魅力ある地域づくりを推進するため、自ら考えた地域振興事業を行った団体に対し事業に要する経費を補助する。	毎年度
まちづくり協議会運営費交付金	南知多町	協働と連携のまちづくり推進を目的に活動する各地域のまちづくり協議会に対し、運営に要する経費を補助する。	毎年度
まちづくり協議会事業費補助金	南知多町	協働と連携のまちづくり推進を目的に活動する各地域のまちづくり協議会が実施する事業に対し、事業に要する経費を補助する。	毎年度

地域まちづくり協議会 設置状況

協議会名	地区名	設立年月日
内海・山海まちづくり協議会	内海・山海	平成 22 年 6 月 23 日
豊浜まちづくり会	豊浜・豊丘	平成 19 年 11 月 1 日
大井まちづくり協議会	大井	平成 21 年 7 月 20 日
片名まちづくり協議会	片名	平成 26 年 3 月 1 日
師崎まちづくり協議会	師崎	平成 22 年 9 月 8 日
篠島まちづくり会	篠島	平成 22 年 5 月 28 日
日間賀島まちづくり協議会	日間賀島	平成 19 年 11 月 19 日



② 男女共同参画

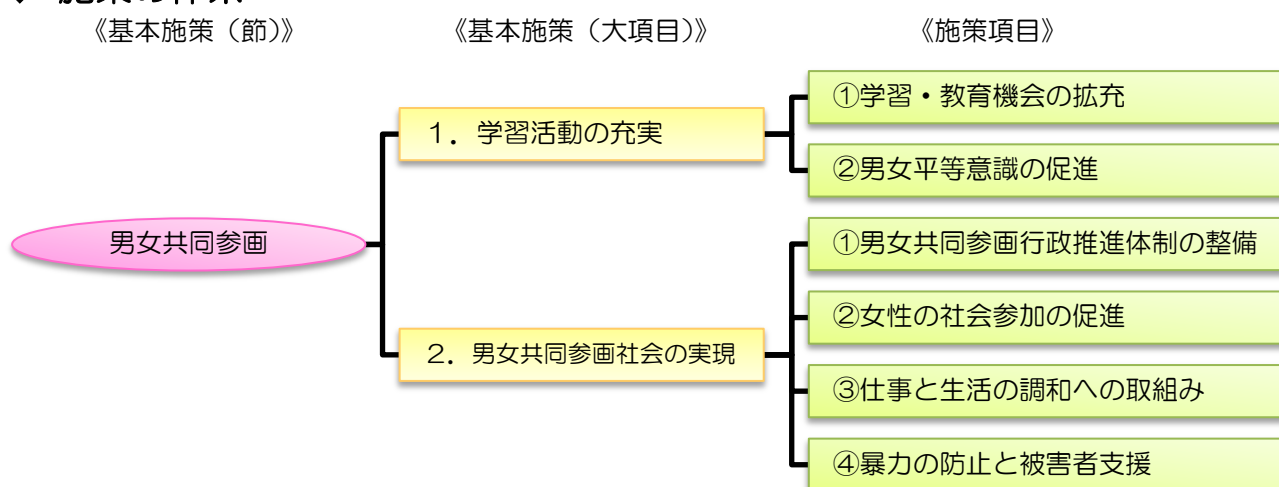
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 男女の人権が尊重され、豊かで活力ある地域社会を実現し、生き生きと充実した日常生活をおくっています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
男女共同参画施策に対する満足度 (住民意識調査) (%)	2.4	30.0

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 学習活動の充実

①学習・教育機会の拡充

男女共同参画の推進に関する広報活動等を充実し、住民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を推進するための措置を講ずるよう努めます。

②男女平等意識の促進

「社会的性別」(ジェンダー)^{*1)}にとらわれない個人が尊重される社会づくりについて、住民が正しい理解を深めることができるよう、わかりやすい意識啓発や情報提供を進めます。

(2) 男女共同参画社会の実現

①男女共同参画行政推進体制の整備

男女が互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現のために、男女共同参画に関する施策を実施するための計画づくりと推進体制の整備を図ります。

②女性の社会参加の促進

家庭・地域・職場などあらゆる分野に、男女双方の考え方や意見が対等に反映されるように、男女がともに政策や方針決定の過程に自覚と責任を持って参画する機会を確保します。特に、行政の分野で女性の意見が反映されるよう審議会や委員会への女性の参画を進めます。

③仕事と生活の調和への取組み

男女がともに家庭生活と仕事などを両立でき、個性と能力を發揮して健康的で豊かな生活をおくることができるようにするために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方に沿って、仕事と家庭生活・地域活動の両立支援策の充実を図ります。

④暴力の防止と被害者支援

職場・家庭・地域社会のあらゆる場面で女性の人権を尊重し擁護するために、DV^{※2} やセクハラ等の女性に対する暴力について被害者が安心して相談できるよう、被害者の相談・保護の体制を充実するとともに、被害者が地域で経済的に自立して生活していくための支援を充実します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
男女共同参画社会実現に向けた計画策定	南知多町	男女共同参画基本計画（第2次ひまわりプラン）を策定する	平成29年度～

【現状値と目標値】

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
町附属機関（法令・条例設置）委員の女性の登用率 (%)	18.4	30.0

《用語解説》

※1：「社会的性別」（ジェンダー）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/Sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー/gender）という。

※2：DV（ドメスティックバイオレンス Domestic Violence）

配偶者からの暴力行為。

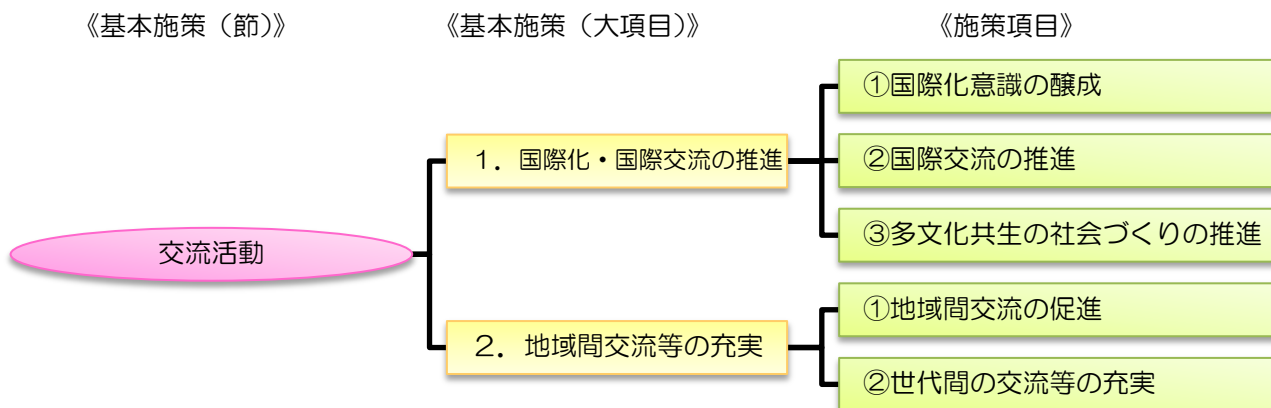


③ 交流活動

◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 様々なふれあいを通じて、国際感覚を備えた人材が育成されるとともに、思いやりの気持ちや感性豊かな心が育成され、誰もが暮らしやすい地域になっています。

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 国際化・国際交流の推進

①国際化意識の醸成

住民の国際理解を深め視野を拡大し、国際化意識の醸成を図るための施策展開に努めます。また、外国人とふれあう機会をつくり、国際感覚を備えた人づくりに努めます。

②国際交流の推進

異文化の体験等、住民と行政との協働により多様な国際交流事業の推進を図ります。

③多文化共生^{*1)}の社会づくりの推進

公共施設の整備やパンフレット類の作成にあたっては、外国語による表示を進めるなど、在住外国人や訪れる外国人に対するホスピタリティ^{*2)}の向上を図ります。また、在住外国人と住民との相互理解を深めるため、交流や協力関係の構築を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
国際理解教育の充実	南知多町	ALT ^{*3)} の充実、児童生徒を対象とした国際交流事業の実施など	平成22年度 ～32年度
国際交流事業の充実	南知多町 関係団体	語学講座、外国料理教室など	平成22年度 ～32年度
多文化共生推進事業の充実	南知多町 関係団体	公共施設やパンフレット類の外国語表記、在住外国人との交流事業の実施など	平成22年度 ～32年度

【現状値と目標値】

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
国際交流事業への満足度 (住民意識調査) (%)	1.8	30.0

(2) 地域間交流等の充実

①地域間交流の促進

友好交流町との交流事業を推進していくとともに、幅広い分野やレベルにおける交流を促進し、多様なネットワークの形成に努めます。

②世代間の交流等の充実

高齢者、若者、幼児など世代を超えた多様なふれあい交流を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
地域間交流事業	南知多町 関係団体	相互の産業まつりへの参加、宿泊助成等による 地域間交流	毎年度

《用語解説》

※1：多文化共生

国籍、文化、習慣等の違いにかかわらず、誰もが認め合い対等な関係を築き共存すること。

※2：ホスピタリティ

厚遇・親切にもてなすこと。

※3：ALT

日本の学校における外国語授業の補助を行う外国語指導助手（Assistant of Language Teacher）の略称。



産業まつり八百津せんべい贈呈式



下諏訪町・南知多町友好交流事業

④ 情報

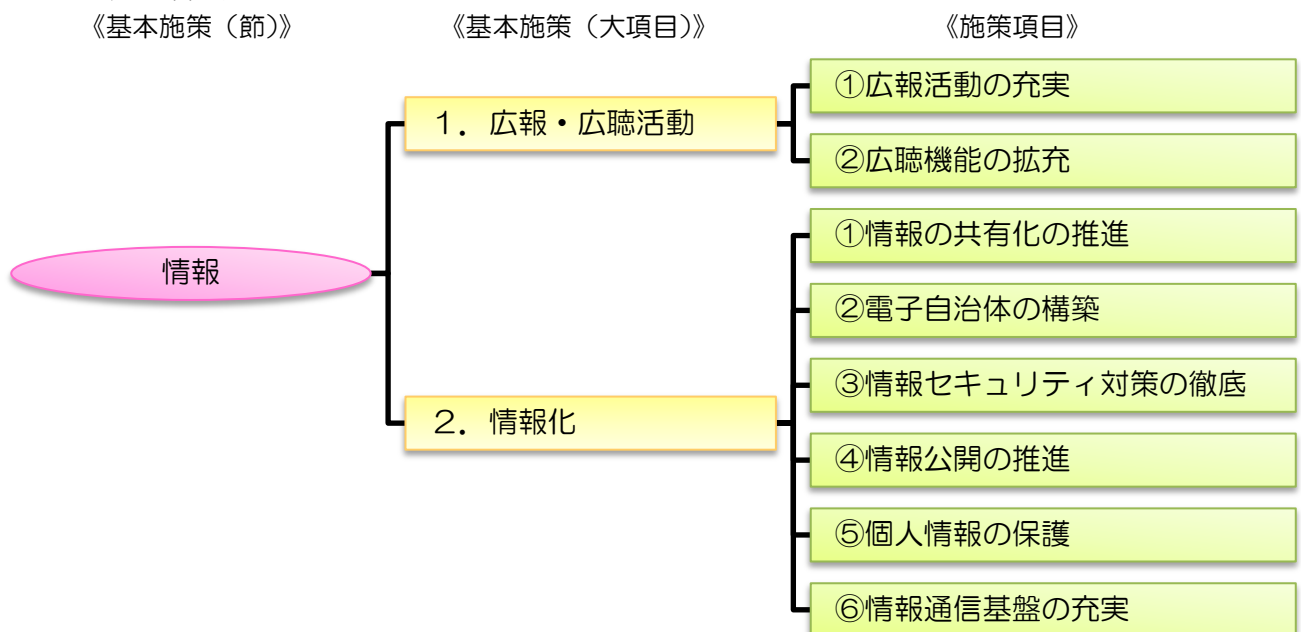
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 広報紙やホームページ、ケーブルテレビ、携帯電話などを利用して、地域の住民やコミュニティ組織など、誰でも、いつでも、どこでも自由に行政情報を共有できる環境が整っています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値
	2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
広報広聴に対する満足度 (住民意識調査) (%)	8.6	70.0

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 広報・広聴活動

① 広報活動の充実

住民の町政への関心を高めるとともに、開かれた町政を進めるため、親しみやすい広報紙づくりを進めます。また、ホームページやケーブルテレビの活用を進め、広報活動の充実を目指します。

② 広聴機能の拡充

町長対話室など広聴機能の充実を図ります。また、電話やFAX、メールによる意見、質問等への回答、対応を明確にします。住民の意見・要望を町政に反映させるため、パブリックコメント^{*1)}を行う体制を整備します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
広報「みなみちた」発刊	南知多町	町広報「みなみちた」を発刊し、各戸に配布する。	毎年度
ケーブルテレビ行政情報	南知多町	ケーブルテレビに町の行政情報を流す。	毎年度

【現状値と目標値】

基本成果指標		現状値	目標値
		2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
町ホームページ年間閲覧件数	(件)	119,388	200,000

(2) 情報化

①情報の共有化の推進

広報やホームページのほか、ケーブルテレビや携帯電話、地上デジタル放送などを有効に活用し、誰もが容易に行政情報を入手できるよう努めます。

また、町内外の関係団体と連携を密にし、行政情報のほか住民や地域組織が双方向に情報共有できる環境を整えます。

②電子自治体の構築

情報通信技術を有効に活用し、業務の迅速化と効率化を図るとともに、利便性の高い行政サービスを提供します。

また、誰でも、いつでも、どこでも自由に行政情報を共有できるユビキタス社会^{※2)}への急速な移行に併せて、基幹系ネットワークと情報系ネットワークの効率的かつ安全な連携を構築するよう努めます。

③情報セキュリティ対策の徹底

情報セキュリティ対策を強化し、個人情報の漏洩や不正アクセスを防止します。

また、職員のセキュリティ教育を徹底し、情報セキュリティポリシー^{※3)}を的確に運営します。

④情報公開の推進

情報公開条例の規定に基づき、町政に関する住民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を保障することで、町政に対する住民の理解と信頼を深めるように努めます。

⑤個人情報の保護

個人情報保護条例の規定に基づき、町が保有する個人情報の適正な取り扱いを確保し、個人の権利利益の保護を図ります。

⑥情報通信基盤の充実

高度情報化社会のさらなる進展に伴い、CATV及びADSL環境の向上に加えて、通信業者と連携し、光ファイバーによる通信網の導入を検討します。

【現状値と目標値】

基本成果指標		現状値	目標値
		2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
行政手続きの電子化（手続き数）	（件）	49	100
電子入札 ^{※4)} 割合	（％）	96.5	100.0

《用語解説》

※1：パブリックコメント

パブリックコメントとは、町の基本的な政策等を定める条例や計画などの策定過程において、事前にその内容を公表して広く町民の意見を求め、提出された意見や提案を考慮して政策等を決定するとともに、提出された意見と町の考え方を公表する一連の手続きを言います。

※2：コピキタス社会

さまざまな端末（ゲーム機器・携帯電話・情報家電など）がネットワークで結ばれ、場所や時間に制限なく情報を自由自在にやりとりできる社会。

※3：情報セキュリティポリシー

情報システム及び情報資産を保護する目的で、情報セキュリティ対策を組織的かつ計画的に行うための基本となる事項を定めたもの。

※4：電子入札

町の入札担当部局と各入札参加業者とをインターネットで結び、一連の入札事務をそのネットワーク経由で行う方法である。これにより、手続きの透明性の確保（情報公開）、品質・競争性の向上（談合機会の減少）、コスト縮減（業者の移動コスト等）、事務の迅速化などの効果が期待される。

南知多町公式ホームページ

⑤ 行財政運営

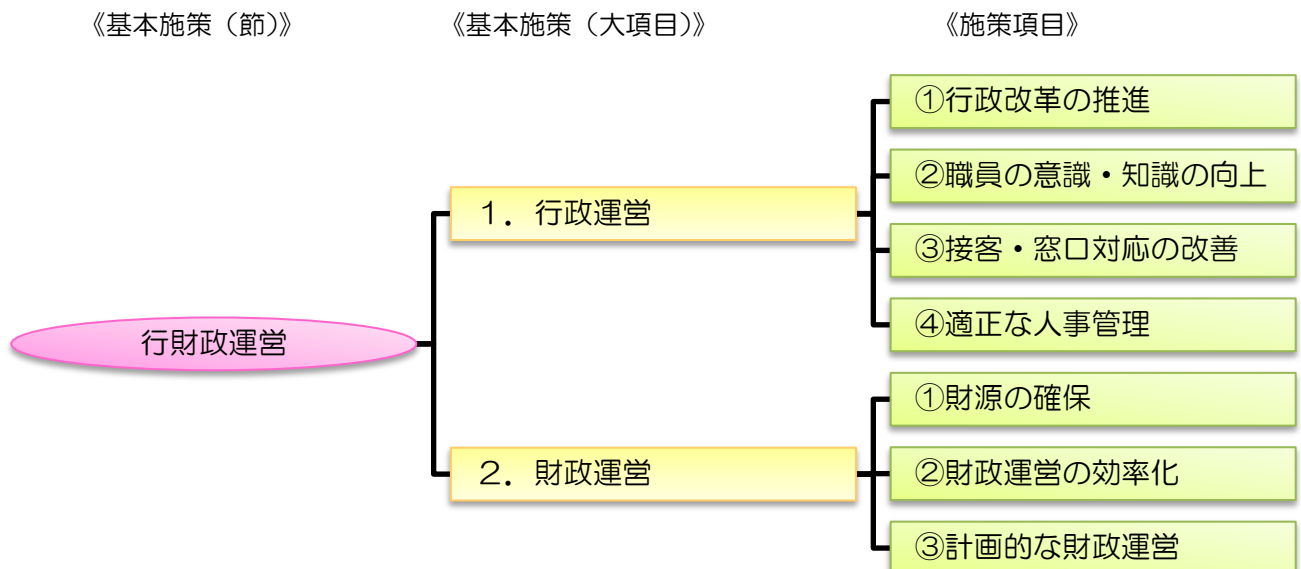
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 限られた財源の効果的な配分により、事業を計画的に推進するとともに、自主財源※¹⁾の積極的な確保により、健全な財政基盤を確立しています。
- 多様な住民ニーズに対応するため、町職員それぞれが行政サービスの専門職としての意識と知識の向上に努め、住民が満足できる行政サービスが行われています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標		現状値	目標値
		2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度
経常収支比率※ ²⁾	(%)	86.8	85.0
自主財源比率	(%)	47.4	55.0

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 行政運営

①行政改革の推進

住民の目線に立った開かれたまちづくりを展開し、本町における重点課題に着実に対応していくために簡素で効率的な行政運営を推進します。

②職員の意識・知識の向上

より快適な住民生活を可能にするサービスを提供していくためには、職員の行政マンとしての意識・知識の向上が必要であり、社会情勢やさまざまな制度の改革に対応できる職員の人材育成に努めます。

③接客・窓口対応の改善

住民に満足してもらえる接客・窓口対応のため、職員の接客研修等の充実により、住民サービスの向上を図ります。

④適正な人事管理

組織・機構及び事務・事業の見直し、限られた人員を有効に活用するための職員の適正配置、定員管理の適正化の推進、育成型の人事評価制度の充実などにより効率的で的確な住民サービスを推進するため、適正な人事管理に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
職場研修	南知多町	職員の意識・知識向上のための職場内での研修	毎年度
派遣研修	(公財)愛知県市町村振興協会研修センター他	愛知県自治研修所、中央研修所などの専門機関への派遣研修	毎年度
接遇研修	南知多町	面接対応、電話対応、クレーム対応など、職員として必要な接遇についての研修	毎年度
人事評価制度の実施	南知多町	目標管理により職員の能力と実績を適正に評価し、面談を通じて部下の育成を図る	毎年度

(2) 財政運営

①財源の確保

町財政の根幹となる町税については、収納率の向上に努めるとともに産業の育成・振興等により、新規の課税客体の拡充など、収入確保対策を図ります。使用料・負担金等は、受益者負担の原則にたつて適正化に努めます。また、町有財産の有効活用と未利用地の処分などにより自主財源の確保を図ります。

さらに、安定した財政基盤を確立するために、国や県からの補助金等の財源確保に努めます。

②財政運営の効率化

行政サービスを持続的に維持し続けるためには、安定した財政基盤の確立が不可欠であり、経常経費の縮減や人件費総額の抑制、施策・事務事業の抜本的な整理及び合理化、また、補助金などについては、経費負担のあり方、行政効果などを精査し、抑制に努めます。

一定の住民サービスを確保しつつ、健全な財政運営を推進するため、住民に分かりやすい財政情報の公表を行うとともに、緊急性や投資効果の高い事業の選択と町債の適正な管理に努めます。

③計画的な財政運営

長期的視点にたった財政運営を図るため、中長期財政計画を策定していくとともに、変化の激しい財政状況にあった計画の見直しを適宜行います。

本総合計画を基本に、重点施策の優先順位や事業効果、後年度における負担などについて検討を加え、財源の重点配分に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
受益者負担の適正化	南知多町	現行料金の見直しの検討	平成22年度～32年度
効果的・緊急的事業の明確化	南知多町	行政評価の導入の検討	平成22年度～32年度
補助金等の見直し	南知多町	経費負担のあり方、行政効果などの精査、見直し	平成22年度～32年度

【現状値と目標値】

基本成果指標		現状値	目標値
		2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
実質公債費比率 ^{※3)}	(%)	3.8	3.8
将来負担比率 ^{※4)}	(%)	17.9	17.9

《用語解説》

※1：自主財源

町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の合計で町が自主的に収入できる財源。自由に使い道を定めることができるため、この割合が高いほど財政の自主性と安定性が高いといえる。

※2：経常収支比率

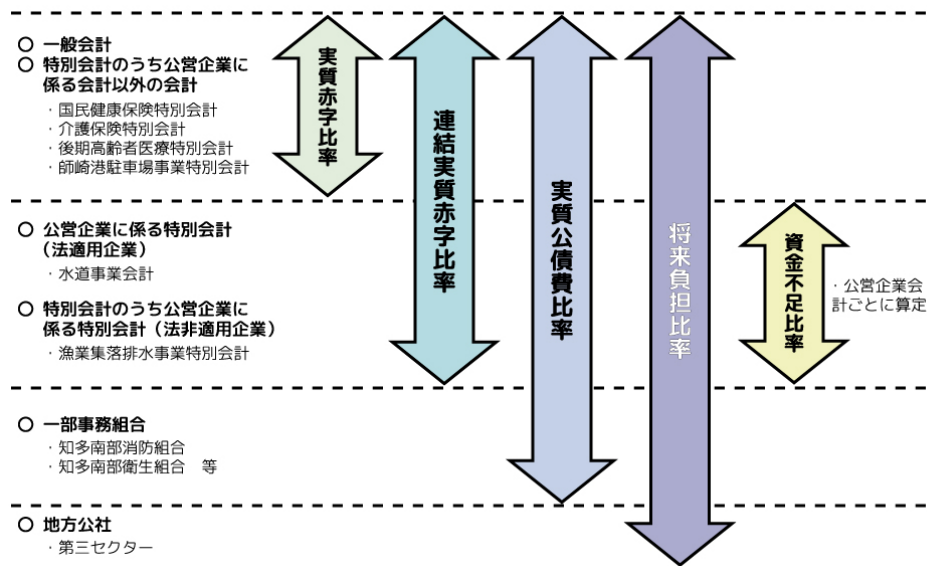
財政構造の弾力性、つまり自由に使えるお金が多いか少ないかを測定する指標。この比率が高いほど、財政の硬直化が進んでいることになる。

※3：実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模（標準的な状態で通常収入される経常的一般財源の規模）に対する3か年平均率。借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標

※4：将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標

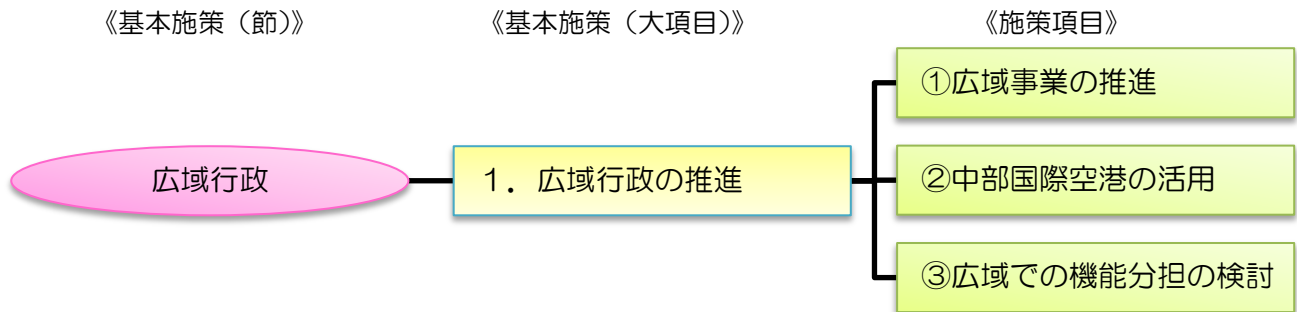


⑥ 広域行政

◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 関係市町村や地域と形成された幅広いネットワークを通じて産業、交通、教育、医療、環境・衛生、消防・防災などさまざまな分野において、効率的かつ質の高いサービスが提供されています。

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 広域行政の推進

① 広域事業の推進

観光圏の形成、消防体制の強化、ごみ処理問題など広域の総合的な発展を図るため、知多半島5市5町との連携を深めるとともに、関係市町との連携により一部事務組合事業等の広域化を推進します。

② 中部国際空港の活用

中部国際空港を活用して、広域的な観光振興や国際交流などの事業展開を図り、関係市町とともに知多地区から情報発信することで、地域の活性化を推進します。

③ 広域での機能分担の検討

周辺各市町との情報交換や協力体制を強化し、各市町の特性や機能、資源を相互に生かしながら機能分担を図り、相乗効果の高い効率的な広域行政を推進します。



知多半島感謝デーイベント

第6章 計画の実現に向けて

1 計画の推進体制

計画を推進するには、町による各施策・事業の推進が重要ですが、あわせて住民と行政が協働で着実にまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

そのため、今後も住民意識調査やまちづくり会議などを定期的の実施し、住民の意向を的確に把握し、施策・事業への反映を図ります。

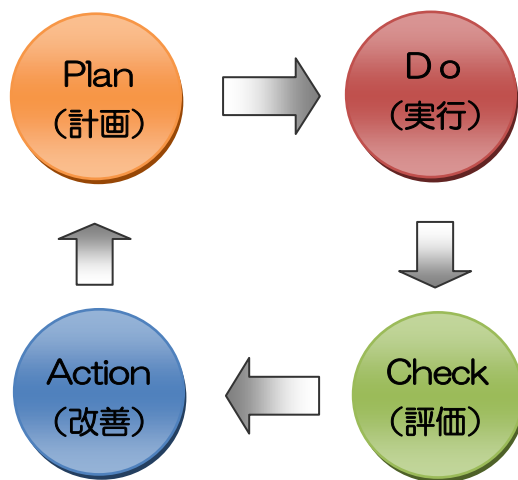
2 計画の進行管理

計画の実現に向けて、重点プロジェクト及び分野別計画における施策・事業を実施計画に反映させて着実な実施を図ります。

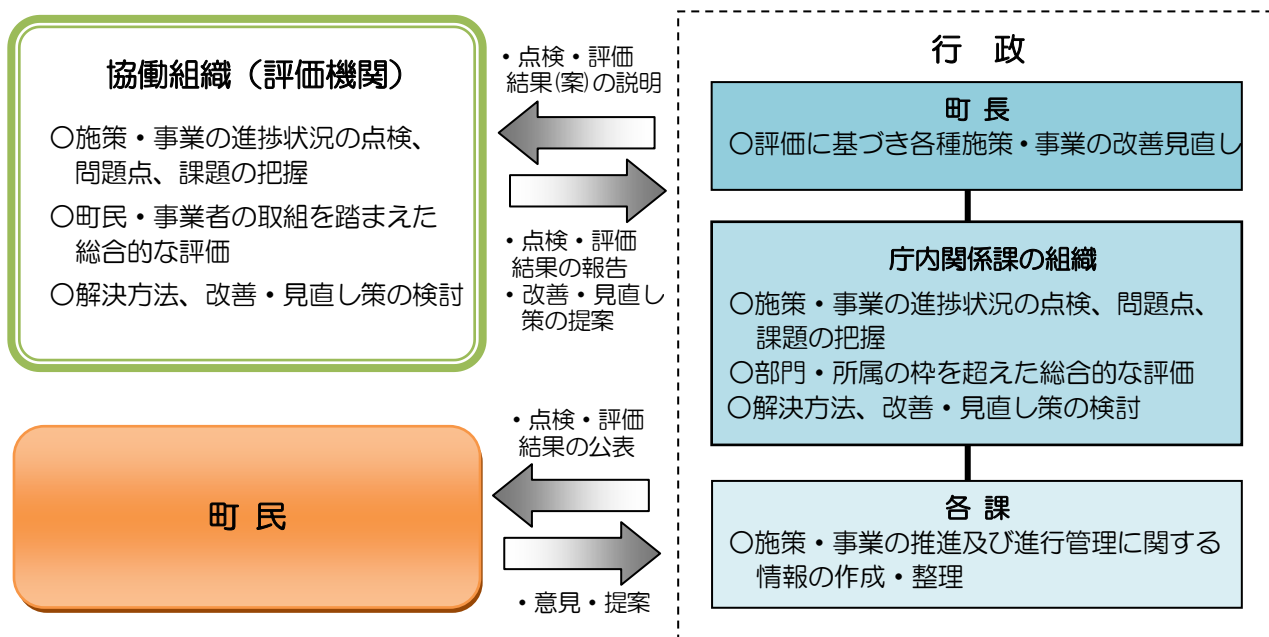
分野別計画で設定した成果指標の目標値については、住民意識調査などの施策の満足度調査などを行いながら、定期的に達成状況などを点検していきます。

また、施策・事業の進捗状況を把握し、成果や問題点、課題を明らかにする評価を行い、その評価に基づき必要に応じて施策・事業の改善・見直しを行うなど、PDCAサイクルによる計画の進行管理を行います。

なお、進行管理（評価・改善）の体制としては、庁内の関係各課により構成される組織及び住民と行政の協働の組織（評価機関）を設置し、施策・事業の評価及び改善・見直しなどを行っていきます。



総合計画の進行管理の流れ





発行 / 南 知 多 町

編集 / 企画部企画課

〒470-3495

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 1 8 番地

電話 0569-65-0711 (代)

平成 2 8 年 3 月